

第4章 地震・津波応急対策計画

本章は、震災時に町及び防災関係機関が実施するさまざまな対策について、実施担当者、手順などの基本事項を定めたものである。

各対策項目は、突発的な災害が発生した場合を想定し、発生直後から時間経過（初動活動期→応急活動期→復旧活動期）にそって整理している。

- 第1節 応急活動体制
- 第2節 情報の収集伝達、災害警戒
- 第3節 災害広報
- 第4節 応援要請
- 第5節 災害救助法の適用
- 第6節 避難対策
- 第7節 救助・救急・消防活動
- 第8節 医療救護活動
- 第9節 災害時要援護者等対策
- 第10節 交通・輸送対策
- 第11節 生活救援活動
- 第12節 住宅対策
- 第13節 防疫・清掃活動
- 第14節 遺体の処理・埋葬
- 第15節 文教対策
- 第16節 公共施設等の応急対策
- 第17節 農林水産の応急対策
- 第18節 災害警備

| 時期区分 | 目安とする機関 |
|-------|--------------------|
| 初動活動期 | 災害警戒または発生直後から2日目まで |
| 応急活動期 | 3日目から7日目まで |
| 復旧活動期 | 8日目以降 |

第1節 応急活動体制

| 項目 | 初動 | 応急 | 復旧 | 担当 |
|--------------|----|----|----|------------|
| 第1 職員の動員配備 | | | | 総務統括班、関係各班 |
| 第2 警戒活動 | | | | 総務統括班 |
| 第3 災害警戒本部の設置 | | | | 総務統括班、関係各班 |
| 第4 災害対策本部の設置 | | | | 総務統括班、関係各班 |
| 第5 災害対策本部の運営 | | | | 総務統括班、関係各班 |

第1 職員の動員配備

1. 配備の基準

災害時の職員の配備は、震度情報、津波情報、災害の状況に基づき、次の配備基準による。

■ 配備基準【地震災害】

| 区分 | 配備体制 | 配備基準 | 主な活動内容 | * 責任者 配備要員 |
|--------|-----------------|--|--|--|
| 警戒体制 | 第1 配備 (注意体制) | ○町内で震度3の地震が発生したとき ○その他総務課長が必要と認めるとき | ○地震・津波情報等の収集、警戒 ○被害情報の収集、警戒 | * 総務課長 総務課 |
| | 第2 配備 (警戒体制) | ○町内で震度4の地震が発生したとき ○津波注意報が発表されたとき ○その他総務課長が必要と認めるとき | ○地震・津波情報等の収集、警戒 ○被害情報の収集、状況の把握 ○連絡調整 ○被害発生状況の把握 ○漁港、河川敷利用者への津波の注意喚起 | * 総務課長 総務課 産業建設課 関係課長 消防団長 |
| 災害警戒本部 | 第3 配備 (緊急体制) | ○町内で震度5弱の地震が発生したとき ○津波警報が発表されたとき ○町内の一部に被害が発生した場合 ○その他町長が必要と認めるとき | ○地震・津波情報等の収集・伝達、警戒 ○住民からの通報への対応 ○連絡調整 ○被害発生状況の把握 ○漁港、河川敷利用者への津波警報の周知及び避難喚起 ○局地的な災害に対する応急対策活動 ○被災者への救援活動の実施 | * 町長（本部長） 総務課 産業建設課 全課長 消防団役員 ※課長は必要に応じ配備担当職員を招集 ※消防団長は必要に応じて消防団員を招集 |

| 区分 | 配備体制 | 配備基準 | 主な活動内容 | * 責任者 配備要員 |
|--------|----------------|--|--|---|
| 災害対策本部 | 第4配備 (救助体制) | <ul style="list-style-type: none"> ○町内で震度5強の地震が発生したとき ○津波による被害発生の可能性が高まったとき ○被災者(避難者)が発生したとき ○その他町長が必要と認めるとき | <ul style="list-style-type: none"> ○地震・津波情報等の収集・伝達、警戒 ○住民からの通報への対応 ○連絡調整 ○漁港、河川敷利用者への津波からの避難喚起 ○広範囲な災害に対する応急対策活動 ○被災者への救援活動の実施 ○二次災害の注意、警戒 ○非常体制への移行準備 | *町長(本部長) 災害対策本部会議 全員 総務課 産業建設課 全課長、係長 消防団員 男性職員 ※課長は必要に応じ配備担当職員を招集 |
| | 第5配備 (非常体制) | <ul style="list-style-type: none"> ○町内で震度6弱以上の地震が発生したとき ○大津波警報(特別警報)が発表されたとき ○多数の被災者(避難者)が発生したとき ○その他町長が必要と認めるとき | <ul style="list-style-type: none"> ○職員全員による災害応急対策の全活動 | *町長(本部長) 職員全員 消防団員 |

※ 各配備の要員は、必要に応じ増員または減員する。

※ 配備基準に該当しなくても、町職員は、マスコミ報道、防災メール・まもるくん(福岡県)等から警報情報等を得て、可能な限り自宅待機する。

※ 各配備で参集する職員を各課等であらかじめ決めておく。

※ 消防団員は、町内で震度5弱以上の地震が発生したときは、各分団の消防格納庫に自主的に参集し、招集に備える。

2. 配備体制の決定

総務統括班は、地震情報を収集し、その状況及び必要な対策を町長に報告する。

町長は、報告に基づいて配備体制を決定し、動員を指示する。

3. 参集指示

総務統括班は、非常配備体制の決定がなされた場合は、配備要員への参集指示を行う。

参集指示の連絡は、以下に示す複数の手段により、速やかに行う。

| | |
|---------|--|
| 勤務時間（内） | ○ 庁内メール、携帯メール、電話など |
| 勤務時間（外） | <ul style="list-style-type: none"> ○ 携帯メール、電話など ○ 当直者は、以下の情報を察知したときは、総務統括班長を通じて、町長及び副町長に連絡して指示を仰ぎ、必要に応じて各班長に連絡する。 ・災害発生のおそれのある津波情報等が関係機関から通報され、または自ら覚知し、緊急に応急措置を行う必要が認められたとき ・災害が発生し、緊急に必要な措置を行う必要があるとき ・災害発生のおそれのある異常現象の通報があったとき |

4. 動員指令

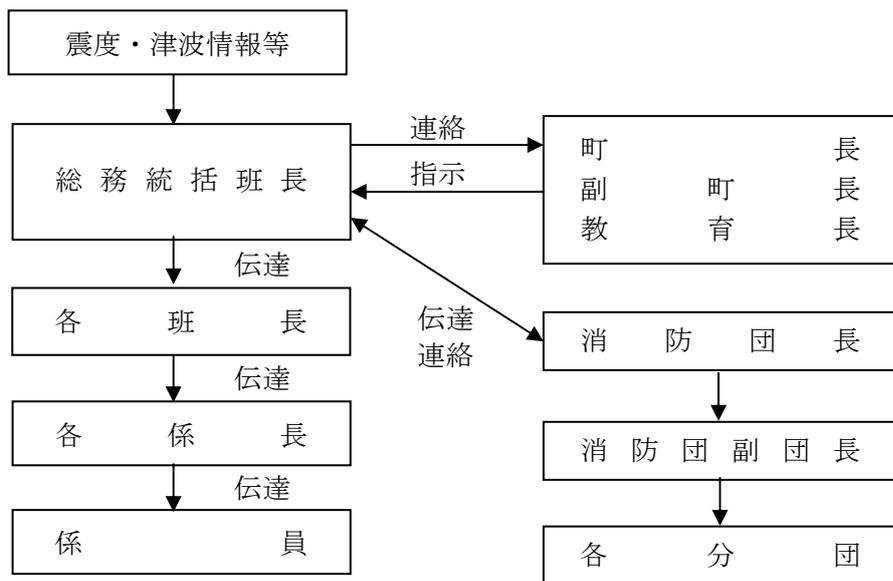
各配備体制に基づく必要な職員の動員指令は、次の系統により行う。

災害対策本部の設置が決定されたときは、勤務時間（内・外）を問わず、災害時における緊急電話連絡網等により、本部員及び非常配備要員を動員する。

なお、勤務時間（外）（夜間・休日を含む）において、配備基準に定める事項に該当することを知ったとき、または推定されるときは、当該職員は動員指令を待つことなく、各自適切な交通手段（自動車、バイク、自転車、徒歩）により、直ちに自主的に参集する。

また、事前に指名された避難所担当職員は、夜間・休日において、町域に震度5強以上の地震が発生した場合、またはテレビ・ラジオ等で発生したことを知った場合は、自主的に各指定避難所に参集し、避難所開設の準備を進める。

■職員動員指令の連絡系統（案）



5. 参集場所

各職員は、勤務時間（内・外）ともに、各自の所属先に参集する。

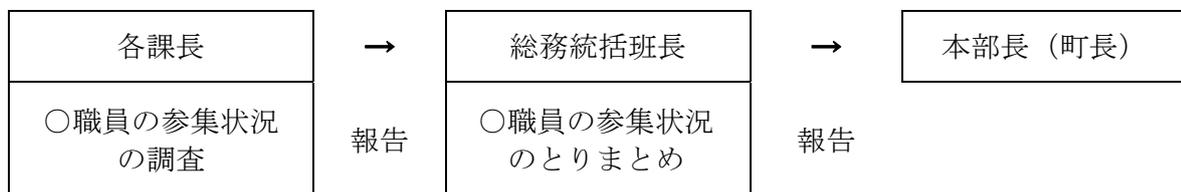
なお、災害現場及び所属先以外に直行する指示を受けた場合は、この限りでない。

また、避難所担当職員は、避難所開設の指示を受けた場合、直ちに該当する避難所に参集する。

6. 参集の報告

参集した職員は、直ちに参集報告を行い、各班でとりまとめたあと、総務統括班長に報告する。

■参集報告の系統



7. 職員の動員要請

応急活動については、各々の職員が担当する活動（対策）を基本としながら行うことになるが、限られた職員が円滑かつ速やかに活動するためには、担当部署の枠を越えて、人材が不足する活動（対策）への支援を行う事が求められる。

このため、各班長は、災害対策の活動を行うにあたり、職員が不足し、他の班の応援を必要とするときには、総務統括班に職員の動員を要請する。

総務統括班は、各班長から職員の動員要請があった場合には、各班の活動状況を勘案の上、できる限り要請職員数が動員できるよう調整を行う。

第2 警戒活動

1. 警戒活動の実施

災害対策本部の設置前の段階として、次の基準に基づき必要があると認めるときは、本節第1の1に示す「警戒体制（第1、第2配備）」をとる。

■警戒活動の基準

- 町域で震度3または震度4の地震が発生したとき
- 津波注意報が発令されたとき
- その他、総務課長が必要と認めるとき

2. 設置、指揮の権限

総務課長は、災害対策準備体制の設置及び指揮を行うが、やむを得ない事情があるときは、代行順位に基づきこれを行う。

■代行順位

第1順位：健康福祉課長

第2順位：住民課長

3. 活動内容

配備された職員は、次の警戒活動を行う。

■主な活動内容

- 地震・津波情報等の収集・伝達、警戒
- 被害状況に関する情報収集・伝達、警戒
- 住民への地震・津波情報等の伝達
- 漁港、河川敷利用者への津波への注意喚起

第3 災害警戒本部の設置

1. 災害警戒本部の設置

町長は、次の基準に基づき必要があると認めるときは、災害警戒本部を設置し、本節第1の1に示す「災害警戒本部（第3配備）」として担当職員を配備する。

なお、町内の被害が拡大するおそれがある場合には、直ちに災害対策本部体制に移行する。

■災害警戒本部の設置基準

- 町域で震度5弱の地震が発生したとき
- 町域沿岸に津波警報が発表されたとき
- その他、町長が必要と認めたとき

2. 設置、指揮の権限

町長は、災害警戒本部の設置及び指揮を行うが、やむを得ない事情があるときは、代行順位に基づきこれを行う。

■代行順位

第1順位：副町長

第2順位：総務課長

第3順位：健康福祉課長

3. 活動内容

災害警戒本部の主な活動内容は、次のとおりとする。

■主な活動内容

- 地震・津波情報等の収集・伝達、警戒
- 住民からの通報への対応
- 連絡調整
- 被害発生状況の把握
- 漁港、河川敷利用者への津波警報の周知及び避難喚起
- 局地的な災害に対する応急対策活動
- 被災者への救援活動の実施
- 災害対策本部体制への移行準備

4. 災害警戒本部の廃止等

本部長（町長）は、予想された災害の危険が解消したと認められるときは、災害警戒本部を廃止する。

また、災害応急対策に備えるため、または災害応急対策を実施するため必要と認められるときは、直ちに災害対策本部へ移行する。

第4 災害対策本部の設置

1. 災害対策本部の設置

町長は、災害対策基本法第23条の2の規定に基づき、必要があると認めるときは、本節第1の1に示す「災害対策本部（第4、第5配備）」を設置し、配備基準に応じて担当職員を配備する。

■災害対策本部の設置基準

- 町域で震度5強以上の地震が発生したとき
- 津波による被害発生の可能性が高まったとき
- 町域沿岸に大津波警報が発表されたとき
- 被災者（避難者）が発生したとき
- その他、町長が必要と認めたとき

■災害対策本部の設置場所

- 災害対策本部は、吉富町役場（庁舎内・総務課）に置く。
- 住民からの電話対応は、総務統括班が行う。
- 庁舎が建物損壊等により機能を全うできないときは、本部長（町長）の判断により、次のいずれかの施設に本部室を確保する。

第1候補：吉富フォーユー会館 第2候補：吉富あいあいセンター

2. 活動内容

災害対策本部の主な活動内容は、次のとおりとする。

■主な活動内容

- 地震・津波情報等の収集・伝達、警戒
- 住民からの通報の対応
- 連絡調整
- 町内の警戒巡視（パトロール）
- 被災者、避難者への対応
- 二次災害の注意、警戒
- その他応急対策全般

3. 災害対策本部の廃止

本部長（町長）は、予想された災害の危険が解消したと認められたとき、もしくは災害発生後における応急措置が完了したと認められるときは、災害対策本部を廃止する。

4. 災害対策本部の設置及び廃止の通知等

総務統括班は、本部長（町長）が災害対策本部を設置または廃止したときは、直ちに県へ報告するとともに、必要に応じて、次のとおり通知・公表を行う。

■通知・公表先と方法

| 通知・公表先 | 通知及び公表の方法 |
|----------|----------------------------|
| 庁内、出先の職員 | ○ 防災行政無線、一般電話、ファックス、携帯メール等 |
| 関係機関 | ○ 防災情報通信ネットワーク、一般電話、ファックス等 |
| 住民等 | ○ 防災行政無線、報道機関等 |
| 報道機関 | ○ 一般電話、口頭、文書等 |

第5 災害対策本部の運営

1. 設置、指揮の権限

災害対策本部の設置及び指揮は、町長が行う。

町長が不在または連絡困難な場合は、以下の順位により、町長に代わり意思決定を速やかに行う。

この場合において、代理で意思決定を行った者は事後速やかに町長にこれを報告し、その承認を得る。

■代行順位

| | | |
|----------|-----------|-------------|
| 第1順位：副町長 | 第2順位：総務課長 | 第3順位：健康福祉課長 |
|----------|-----------|-------------|

2. 災害対策本部の組織等

災害対策本部の組織、役割は、次のとおりである。

職員は、所属する組織とその役割を把握し、安全かつ迅速に行動を開始する。

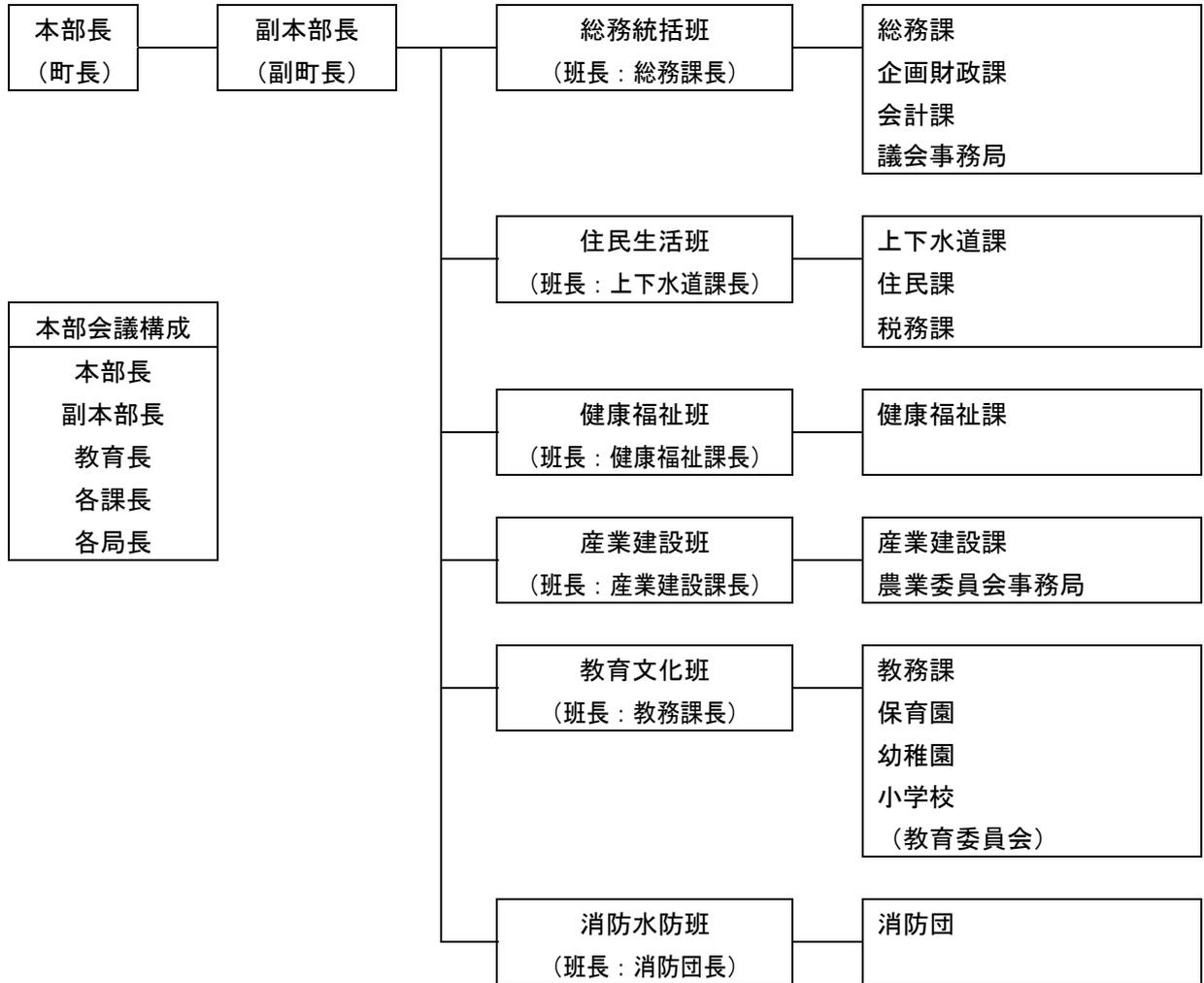
なお、災害が長期化した場合は、必要に応じてローテーション体制への移行や広域的要請等による交代要員の確保を図る。

■組織、役割

| | | |
|------|-----|--|
| 本部長 | 町長 | ○ 災害対策本部の事務を総理し、所属の職員を指揮監督する。 |
| 副本部長 | 副町長 | ○ 本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。 |
| 本部員 | 課長 | ○ 本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。 ○ 本部長の命を受け、各班の事務を処理する。 |
| 部員 | 職員 | ○ 本部員（課長）の命を受け、災害対策事務に従事する。 |

なお、災害対策本部組織の詳細は、次の「■吉富町災害対策本部の組織構成図」に示す。

■吉富町災害対策本部の組織構成図（平成25年4月1日現在）



3. 本部会議

本部長は、必要に応じて本部会議を開催し、活動方針の決定等を行う。

■本部会議の概要

| | |
|-----------|--|
| 本部会議の開催時期 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害対策本部設置後 ○ その他本部長が必要と認めたとき |
| 本部会議の構成員 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害対策本部の組織構成図を参照 |
| 事務局 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 総務課 |
| 協議事項 | <p>本部会議の議題（例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地震・津波情報等の報告 ○ 全体の状況、問題点、今後の状況予測等の報告 <ul style="list-style-type: none"> ・被害状況 ・応急措置状況 ・要請状況 ○ 各班の対応状況、問題点報告 ○ 対応方針、対策実施スケジュールの検討 ○ 町の体制検討 <ul style="list-style-type: none"> ・配備態勢の切替 ・班間の人員等の調整 ・応急対策に要する予算、資金調達 ・本部の廃止 ○ 外部への応援要請等の検討 <ul style="list-style-type: none"> ・自衛隊の災害派遣要請要求 ・県、他市町村及び関係機関、団体への応援要請 ・国、県への要望、陳情等 ○ 重要事項の検討 <ul style="list-style-type: none"> ・避難準備情報、避難の勧告・指示、警戒区域の設定 ・災害救助法の適用申請 ・激甚災害の早期指定要望 ○ 広報、記者発表の内容、時期等の検討 |

4. 関係機関連絡室の設置

必要に応じて、自衛隊、警察署、ライフライン機関等で構成する連絡室を庁舎内に設置し、災害対策本部との連携を図る。

5. 分掌事務

災害対策本部の分掌事務は、次の「■吉富町災害対策本部の事務分担表」のとおりである。

なお、被害状況に応じて柔軟な対応をとるため、本部長の命により変更されることがある。

■吉富町災害対策本部の事務分担表（平成25年4月1日現在）

| | | | |
|-------|------|--------------------------------------|--|
| 本部長 | 町 長 | | |
| 副本部長 | 副町長 | | |
| 名称 | 班長 | 班員 | 主な業務内容 |
| 各班共通 | — | — | <ul style="list-style-type: none"> ○ 地震・津波等への警戒 ○ 課内の動員調整、安否確認 ○ 所管施設の被害調査、応急対策、連絡調整 ○ 災害対策本部会議及び総務統括班への報告（情報の取りまとめ） ○ 所管事項に関連する民間事業者への協力要請 ○ その他必要なこと |
| 総務統括班 | 総務課長 | 総務課職員 企画財政課職員 会計課職員 議会事務局職員 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 各班との連絡調整、動員調整、活動状況の取りまとめ ○ 本部長、副本部長等との連絡調整 ○ 災害対策本部、水防本部の設置及び廃止 ○ 応急対策全般の調整 ○ 災害情報の集約、整理、報告 ○ 災害広報（インターネット、メール等） ○ 通信施設、情報管理施設等の保全管理・復旧 ○ 土砂災害警戒情報等の受信、指定区域への対応 ○ 防災資機材等の確保、提供 ○ 指定避難所（福祉避難所を含む）の開設決定、開設及び閉鎖の指示 ○ 避難所への職員配置指示 ○ 食糧、生活物資等の調達、輸送 ○ 消防団の出動指示、連絡調整 ○ 県、警察、消防、自衛隊、協定機関等との連絡調整、応援要請 ○ 臨時ヘリポートの開設指示 ○ 報道機関への協力要請、取材対応 ○ り災証明書等の申請受付、発行 ○ 災害救助法の適用、関連事務 ○ 義援金品等の受け入れ、配分 ○ 被災者相談窓口の開設 ○ 公用車等の確保、配車 ○ 応急対策に係る財政措置 ○ 復興計画の総合調整 ○ その他いずれの班にも属さない事項に関すること。 |

| 名称 | 班長 | 部員 | 主な業務内容 |
|-------|--------|---------------------------|---|
| 住民生活班 | 上下水道課長 | 上下水道課職員 住民課職員 税務課職員 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 避難所担当職員の指名 ○ 避難所開設・運営・閉鎖 ○ 避難誘導、支援 ○ 避難者名簿の作成 ○ 行方不明者名簿の作成 ○ 避難所への職員の配置 ○ 食料、生活物資等の受入調整、分配供給 ○ 自主防災組織との連絡調整 ○ ボランティア団体等との連絡調整、活動支援 ○ 飲料水の確保、供給 ○ 下水道及び雨水排水対策 ○ 遺体の火葬・埋葬 ○ 仮設トイレの設置、し尿処理 ○ 廃棄物の処理、清掃 ○ がれき、障害物等の処理 ○ 被災家屋等の消毒 ○ 動物の保護、収容 |
| 健康福祉班 | 健康福祉課長 | 健康福祉課職員 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 救急、救護 ○ 避難誘導、支援 ○ 救護班の編成 ○ 検疫班の編成、防疫対策 ○ 医療救護所の開設、支援 ○ 医療関係機関への協力要請、連絡調整 ○ 被災者の健康管理、衛生管理 ○ 被災者のケア対策 ○ 災害時要援護者の安全確保、安否確認、生活支援、避難対策 ○ 災害弔慰金の支給及び災害救援資金の貸付 ○ 被災者生活再建支援 ○ 遺体の収容、安置等受け入れ態勢準備、手配、支援 |
| 産業建設班 | 産業建設課長 | 産業建設課職員 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 水防作業の指導、危険箇所の巡回監視 ○ 被災建築物・宅地・家屋の被害調査、被災家屋等の応急危険度判定 ○ 仮設住宅の建設、入居者の選定 ○ 道路情報等の収集、通行規制 ○ 道路交通の確保 ○ 道路、河川上の障害物の除去 ○ 公共施設の応急修理、復旧 ○ 農林水産・商工関係施設の被害調査 ○ 家畜等の対策 |

| 名称 | 班長 | 部員 | 主な業務内容 |
|-----------|------|----------------------------------|--|
| 教育文化 班 | 教務課長 | 教務課職員 保育園職員 幼稚園職員 小学校職員 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 乳幼児・児童・生徒の安全確保、安否確認、避難対策 ○ 乳幼児・児童・生徒の健康管理、衛生管理 ○ 応急文教対策 ○ 応急保育対策 ○ 母子等のケア対策 ○ 文化財の保護 ○ 所管施設の避難所開設及び初期対応 ○ 住民生活班との連携、支援 |
| 消防水防 班 | 消防団長 | 消防団員 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害対策本部との連絡・調整 ○ 消火活動 ○ 水防活動（応急活動、警戒活動、巡回パトロール） ○ 救急、救助、救護活動 ○ 避難勧告・指示等の伝達、避難誘導 ○ 行方不明者等の捜索・救助、支援 ○ 公安、交通整理 ○ 防災用資機材の配分 ○ 住民の安全確保 ○ その他必要なこと |

■施設管理者としての主な業務

| 関係各課 | 主な業務内容 |
|-------|---|
| 施設管理者 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 管理施設の被害状況調査 ○ 施設利用者等の安全確保 ○ 避難勧告・指示の伝達 ○ 避難誘導 ○ 避難所の開錠・開設・運営 ○ 福祉避難所の管理・運営（福祉避難所の指定を受けた施設） ○ 被災施設の保全・回復 |

■吉富町防災拠点機能

| 対策項目 | 防災拠点機能 | 施設名等 |
|-----------|---------------------|---|
| 本部活動 | 災害対策本部 | 吉富町役場（庁舎内：総務課） *建物破損等の場合は本部長の判断により移設する。順位は以下のとおり。 1. 吉富フォーユー会館 2. 吉富あいあいセンター |
| 応援要請 | 自衛隊 | 状況に応じて指定 |
| | ボランティアセンター | 状況に応じて指定 |
| 医療救護 | 地域災害医療情報センター | 保健福祉環境事務所 |
| | 医療救護所 | 指定避難所等 |
| | 地域災害拠点病院 | 新行橋病院 |
| 交通輸送対策 | 県緊急輸送路 | （2次）主要地方道 福岡県道・大分県道16号吉富本耶馬溪線 |
| | 物資集配拠点 | 吉富中学校 |
| | 臨時ヘリポート | 吉富小学校、吉富中学校 山国川河川敷（使用可能の場合） |
| 避難対策 | 指定避難所 *福祉避難所を除く。 | 吉富フォーユー会館、吉富町体育館、 吉富町武道館、吉富保育園、 吉富町老人福祉センター、 吉富町子育て支援センター、 吉富小学校、吉富中学校、西光寺、 宝福寺、八幡古表神社 |
| 災害時要援護者対策 | 福祉避難所 | 吉富あいあいセンター（吉富町保健センター） |
| 生活救援 | 町備蓄倉庫 | 吉富フォーユー会館、吉富町武道館 |
| | 給水拠点 | 指定避難所 |
| | 炊き出し場所 | 指定避難所、学校の給食棟・家庭科室、 公民館など |
| | 被災者相談窓口 | 庁舎、指定避難所 |
| 住宅対策 | 応急仮設住宅の建設用地 | 状況に応じて指定 |
| 清掃活動 | がれきの集積場所 | 状況に応じて指定 |
| 遺体対策 | 遺体安置所 | 状況に応じて指定 |
| 水防対策 | 水防倉庫（資機材） | 広津405番地3 |

第2節 情報の収集伝達、災害警戒

| 項目 | 初動 | 応急 | 復旧 | 担当 |
|------------------------|----|----|----|----------------------|
| 第1 地震・津波情報の収集伝達 | | | | 関係機関 |
| 第2 通信体制の確保 | | | | 総務統括班 |
| 第3 津波災害の警戒活動 | | | | 総務統括班、産業建設班、消防団、関係各班 |
| 第4 初期情報の収集 | | | | 総務統括班、関係各班 |
| 第5 被害調査 | | | | 総務統括班、関係各班 |
| 第6 災害情報のとりまとめ | | | | 総務統括班 |
| 第7 迅速な住民の安否確認と支援情報等の提供 | | | | 総務統括班 |
| 第8 県、関係機関への報告、通知 | | | | 総務統括班 |
| 第9 国への報告 | | | | 総務統括班 |

第1 地震・津波情報等の収集伝達

地震が発生した場合、緊急地震速報、津波警報・注意報、津波情報や地震情報（震度、震源、マグニチュード、余震の状況等）は、防災関係機関が効果的に応急対策を実施する上で不可欠となる情報である。

津波による被害、特に人的な被害を防止するためには、被害を受けるおそれのある地域の住民、観光客、漁民等に、できるだけ早く情報を伝達することが必要である。

また、漁港の漁船や漁具などにおいても速やかに避難（移動）を行うことにより、減災につながることになる。

このように、一刻も早く伝える必要があるため、緊急地震速報、津波警報・注意報等の収集伝達を迅速・確実に行う。

1. 地震関連情報の発表

福岡管区気象台は、地震及び津波に関する情報を発表する。

なお、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。

また、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報または津波注意報を発表する。

■地震情報の種類

| 種 類 | 発表基準 | 内 容 |
|-------------|---|--|
| 特別警報 | 震度 6 弱以上 | ○ 震度 6 弱以上の地震動が予想される場合の緊急地震速報を位置づけ |
| 震度速報 | 震度 3 以上 | ○ 地震発生約 1 分半後に、震度 3 以上を観測した地域名と地震の揺れの発現時刻を速報 |
| 震源に関する情報 | 震度 3 以上 (津波警報または注意報を発表した場合は発表しない) | ○ 地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表 ○ 「津波の心配ない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加 |
| 震源・震度に関する情報 | 以下のいずれかを満たした場合 ・震度 3 以上 ・津波警報または注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合 | ○ 地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度 3 以上の地域名と市町村名を発表。 ○ 震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表 |
| 各地の震度に関する情報 | 震度 1 以上 | ○ 震度 1 以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表 ○ 震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表 |
| その他の情報 | ・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など | ○ 顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度 1 以上を観測した地震回数情報等を発表 |
| 推計震度分布図 | 震度 5 弱以上 | ○ 観測した各地の震度データをもとに、1 km 四方ごとに推計した震度(震度 4 以上)を図情報として発表。 |
| 遠地地震に関する情報 | 国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード 7.0 以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 | ○ 地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を概ね 30 分以内に発表。 ○ 日本や国外への津波の影響についても記述して発表。 |

■津波情報の種類

| 種 類 | 内 容 |
|---------------------------|--|
| 津波予報 | ○ 津波による災害の発生が予想される場合に、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報（特別警報）、津波警報、または津波注意報を発表 |
| 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報 | ○ 各津波予報区（本町は「福岡県瀬戸内海沿岸」に該当）の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値（メートル単位）または2種類の定性的表現で発表 |
| 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報 | ○ 主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表 |
| 津波観測に関する情報 | ○ 沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表 |
| 沖合の津波観測に関する情報 | ○ 沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表 |
| 津波に関するその他の情報 | ○ 津波に関するその他必要な事項を発表 |

■津波予報の発表基準と発表内容

| 発表基準 | 発表内容 |
|---|--|
| 津波が予想されないとき （地震情報に含めて発表） | ○ 津波の心配なしの旨を発表 |
| 0.2m未満の海面変動が予想されたとき （津波に関するその他の情報に含めて発表） | ○ 高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表 |
| 津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき （津波に関するその他の情報に含めて発表） | ○ 津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表 |

■津波予報区の対象区域

| 地方中枢 | 対象予報区 | 津波予報区 | 区 域 |
|---------|-------|-----------|--------------------------|
| 福岡管区气象台 | 17区 | 福岡県瀬戸内海沿岸 | ○ 福岡県 （北九州市門司区以東に限る。） |

■津波警報の種類と発表される津波の高さ等

| 津波警報等の種類 | 発表基準 | 津波の高さ予想の区分 | 発表される津波の高さ | | 津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動 |
|-----------------|--|------------|------------|-----------|---|
| | | | 数値での発表 | 定性的表現での発表 | |
| 大津波警報 (特別警報) | 予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合 | 10m<高さ | 10m超 | 巨大 | 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。 津波は繰り返し襲ってくるので、津波警報が解除されるまで安全な場所から離れない。 ここなら安心と思わず、より高い場所を目指して避難する。 |
| | | 5m<高さ≤10m | 10m | | |
| | | 3m<高さ≤5m | 5m | | |
| 津波警報 | 予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合 | 1m<高さ≤3m | 3m | 高い | |
| 津波注意報 | 予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合 | 0.2m≤高さ≤1m | 1m | (表記なし) | 海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。 津波注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。 |

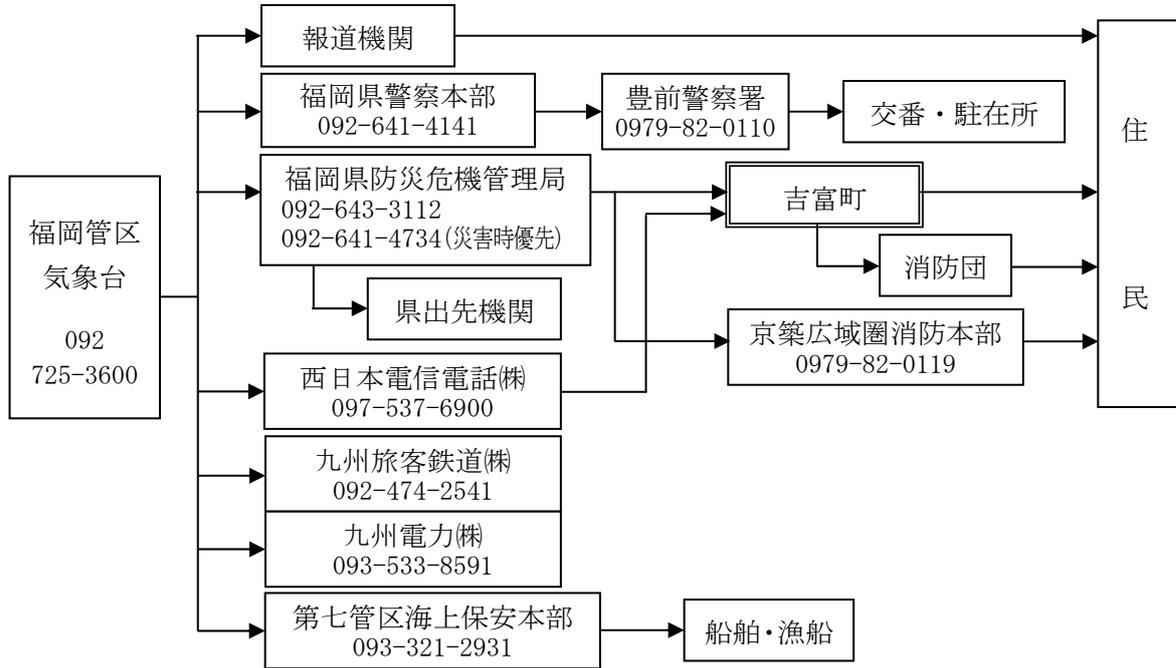
注)「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

2. 情報の伝達系統

総務統括班は、地震・津波の関連情報の収集・伝達を行い、速やかに住民及び関係機関へ伝達する。

住民への周知については、防災行政無線、防災メール「まもるくん」、広報車等のほか、海岸部においては防災行政無線屋外子局を活用し、適宜行う。

■地震・津波情報の伝達系統



3. 福岡県震度情報ネットワークシステムの活用

地震を覚知したときは、福岡県震度情報ネットワークシステムで震度の把握を行い、職員配備や被害状況の推定など、迅速な初動体制の確立に努める。

■福岡県震度情報ネットワークシステム

- 防災初動体制の早期確立を図るため、福岡県が県内市町村に設置している計測震度計により、震度情報を市町村で表示し、県で収集したものを消防庁、気象庁に伝達するシステム。
- 地震発生後、各市町村の震度データがNHK等を介してテロップ放送される。
※ 吉富町では、吉富町役場に計測震度計を設置している。

4. 異常現象発見時における措置（災害対策基本法第54条）

(1) 発見者の通報

地震及び津波に関する異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を町長または警察官若しくは海上保安官に通報しなければならない。

■通報を要する異常現象

| 事 項 | 現 象 |
|----------|----------------------------------|
| 地震に関する事項 | ○ 群発地震 * 数日間以上にわたり頻繁に感ずるような地震 |
| 津波に関する事項 | ○ 潮位の異常な変動 |

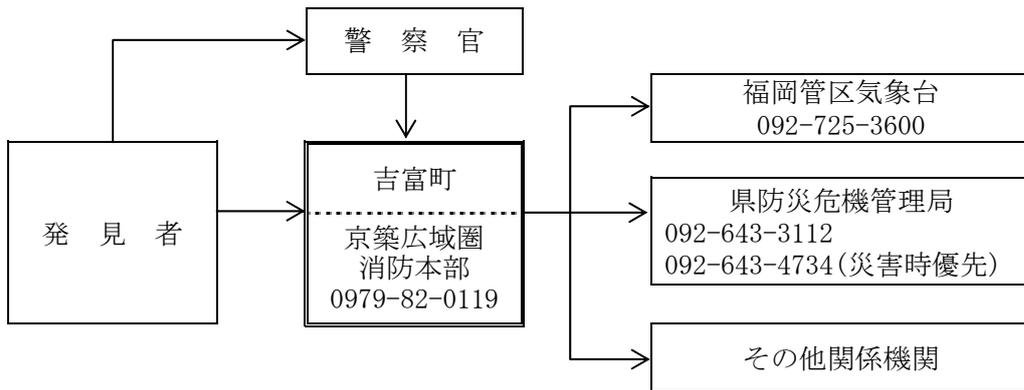
(2) 警察官等の通報

通報を受けた警察官または海上保安官は、その旨をすみやかに町長に通報しなければならない。

(3) 町長の通報

通報を受けた町長は、福岡管区気象台、県総務部防災危機管理局に通報する。

■通報の流れ



| 通報先機関名 | 電話番号 | 備考 |
|------------|--------------|--|
| 福岡管区気象台 | 092-725-3600 | 気象等に関する事項 |
| 福岡県防災危機管理局 | 092-641-4734 | 夜間退庁時災害連絡用 |
| 福岡県警察本部 | 092-641-4141 | 内線：5722 5723(警備課) ファクシミリ：5729 夜間 5505 |
| 第七管区海上保安本部 | 093-321-2931 | |

第2 通信体制の確保

1. 通信機能の確保と統制

災害時には、次の通信手段を活用する。

総務統括班は、災害発生後、防災行政無線、電話等の通信施設の機能確認を行う。停電、機器の破損等の支障が生じているときは、発電機等の運転、修理等の措置をとる。

なお、無線の通信困難時の際は、設置場所を移動して良好な受信状態を保つか、伝令を派遣するなどの措置をとる。

■ 関係機関及び住民への伝達

| 提供先 | 主な連絡手段 |
|--|--|
| 各班、消防団 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 電話（固定電話、携帯電話） ○ ファックス ○ 消防無線、防災行政無線、MCA無線 ○ 携帯メール ○ 連絡員による伝令 <p>※連絡員は、連絡文書とともに、可能な限り無線機・携帯電話を携行する。</p> |
| 県（防災企画課）、警察署、JR九州、九州電力、西日本電信電話（株）、福岡県LPガス協会、報道機関 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 福岡県防災・行政情報通信ネットワークシステム ○ 電話（固定電話、携帯電話） ○ ファックス <p>※必要に応じて、相互に連絡員を派遣する。</p> |
| 近隣市町村 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 福岡県防災・行政情報通信ネットワークシステム ○ 電話（固定電話、携帯電話） ○ ファックス |
| 住 民 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 防災行政無線 ○ 防災メール「まもるくん」 ○ 広報車 ○ 消防団等からの声かけ ○ テレビ、ラジオ等 |

2. 窓口の統一

関係機関等との連絡に使用するために、一定規模の災害や電話が輻輳した場合は、災害時優先電話を指定電話として定め、窓口の統一を図る。

指定電話には通信事務従事者を配置し、通信連絡事務に専従させる。

3. 代替通信機能の確保

町が所有する通信機能が低下し、応急対策に著しい支障が生じるときは、次の代替通信手段を確保する。

(1) 他機関の通信設備の利用

災害対策基本法第57条、79条の規定に基づき、警報の伝達等に際して緊急通信のため特別の必要があるとき、または災害発生時における応急措置の実施上緊急かつ特別の必要があるときは、他機関が設置する有線もしくは無線設備を使用することができる。

■利用できる通信設備

| | | | |
|---------------------------------|---------------------------------|----------------------------------|------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 警察通信設備 | <input type="checkbox"/> 消防通信設備 | <input type="checkbox"/> 自衛隊通信設備 | <input type="checkbox"/> その他 |
|---------------------------------|---------------------------------|----------------------------------|------------------------------|

(2) 非常通信の利用

災害が発生し、または発生するおそれがあるときで、通信が利用できないか、またはこれを利用することが著しく困難であるときは、電波法（昭和22年法律第131号）第52条第4項の規定に基づき、他機関が設置する無線局を利用することができる。

4. 住民への周知

総務統括班は、関係各班と連携し、地震・津波警報等に基づき、地震・津波などによる被害を受ける恐れがあり、事態の推移によっては当該地域等に避難の勧告または指示を実施することが予想される場合、住民に対し避難準備情報等を周知する。

■活動内容

| |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 地震・津波警報等は、エリアメール・緊急速報メール、報道機関がテレビ・ラジオ等による報道を実施すること等によって周知される。 ○ 津波による被害を及ぼす可能性のある状況等が予想される場合は、防災行政無線、広報車、警鐘、海岸部では防災行政無線屋外子局などを利用し、または状況に応じて自主防災組織などの住民組織と連携して、住民に対して予警報を伝達するとともに、必要に応じて予想される事態とそれに対してとるべき措置について周知する。 ○ 周知にあたっては、災害時要援護者に配慮する。 |
|---|

第3 地震・津波災害の警戒活動

1. 警戒活動

(1) 地震（余震）の警戒活動

総務統括班、産業建設班、消防団（水防団）は、各々連携し、余震等の発生により二次災害の危険があると認められる箇所は、当該管理者に通報するとともに、必要に応じ、消防団を配置する。

その他関係各班は、災害発生に備え、自主避難者への対応や応急対策への準備をする。

■活動内容

| |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 地震情報の収集伝達 ○ 土砂災害、斜面崩壊等の警戒巡視 ○ 町域の被害情報の収集、県及び関係機関への伝達 ○ 住民への地震情報等の伝達、自主避難の呼びかけ ○ 指定避難所の施設提供と自主避難者への対応 |
|--|

(2) 津波の警戒活動

総務統括班、産業建設班、消防団（水防団）は、各々連携し、津波の警戒活動を行う。

危険があると認められる箇所は、当該管理者に通報するとともに、必要に応じ、消防団を配置する。

その他関係各班は、災害発生に備え、自主避難者への対応や応急対策への準備をする。

■活動内容

- 津波情報の収集伝達
- 沿岸、河口部付近の警戒巡視
- 町域の被害情報の収集、県及び関係機関への伝達
- 住民への津波情報等の伝達、自主避難の呼びかけ
- 指定避難所の施設提供と自主避難者への対応
- 水門、樋門等の管理者との密接な連絡による水位変化への対応

2. 沿岸地域住民等の自衛措置

(1) 沿岸地域住民

- 強い揺れ（震度4程度以上）や、長時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所（近くの高台、避難路・避難地、津波避難ビル等、鉄筋コンクリート造り3階建て以上のビル等の頑丈な建物。）に避難する。
- 「津波注意報」が発令された場合には、釣り人等は直ちに海浜付近から離れる。
- 「津波警報」が発表されたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所（近くの高台、避難路・避難地、津波避難ビル等、鉄筋コンクリート造り3階建て以上のビル等の頑丈な建物。）に避難する。
- 「大津波警報」が発表されたときは、直ちに海浜から離れ、急いで高台等の安全な場所に避難する。
- 正しい情報をラジオ、テレビ、広報車、防災行政無線屋外子局などを通じて入手する。
- 津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報が解除されるまで、上記5項目の最善の措置をとる。（避難を継続する。）
- 津波注意報でも、磯釣りは危険なので行わない。
- 河川のそばにいるときは、流れに対して直角方向に素早く避難する。

(2) 船舶

- 強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき、長時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに港外退避（時間の余裕がある場合）する。
- 警報、注意報が発表されたら、直ちに港外退避（時間の余裕がある場合）する。
- 正しい情報をラジオ、テレビ、無線、防災行政無線屋外子局などを通じて入手する。
- 津波の来襲に猶予時間がある場合、港外退避できない小型船は、高い所に引き上げて固縛するなど最善の措置をとる。
- 警報、注意報が解除されるまで、上記4項目の最善の措置をとる。

第4 初期情報の収集

1. 被害状況の把握

災害が発生した際は、町は被災後直ちに災害情報について、県及び国（消防庁）に報告を行うことになる。（本節・第8及び第9を参照）

このため、総務統括班及び関係各班は、発災後、直ちに防災行政無線等を活用して、消防団や自治会、自主防災組織、住民等からの被害情報をもとに、災害の初期情報の収集活動に努める。

また、必要に応じて、現地での被害状況の把握に努める。

なお、災害の初期の段階においては、個々の被災状況だけでは災害の全体像を把握することが難しいため、具体的な被害状況だけでなく、例えば住民等からの通報の殺到状況など、ある程度の被害規模を推定できるような概括的な情報にも留意する。

2. 災害情報の把握内容

県及び国（消防庁）への報告においては、災害発生の日時や場所、被害状況や避難の状況等を把握する必要がある。

このため、関係各班は、可能な限り速やかに、次の情報収集を行う。

なお、災害当初においては、次の10項目のうち①～⑧の情報収集に努める。

■収集項目

- ① 人的被害（行方不明者を含む）
- ② 火災の発生状況
- ③ 家屋等の被災状況
- ④ 住民の行動・避難状況
- ⑤ 土砂災害等の発生状況
- ⑥ 道路・橋りょう被害による通行不能路線・区間
- ⑦ 海上交通の運航・被災状況
- ⑧ 水道・電気・LPガス、電話等の生活関連施設の運営・被害状況
- ⑨ 医療救護関係情報
- ⑩ その他必要な被害報告

3. 初期情報の収集方法

災害の規模にもよるが、発災当日から数日は混乱が予想されるため、初期情報の収集においては、各自が安全の確保を図りつつ、可能な範囲での収集に努める。

初期情報の収集については、以下によるものとする。

■初期情報の収集方法

| 担 当 | 情 報 収 集 の 方 法 | |
|-------|---|------------------------|
| 各 職 員 | 勤務時間（内） | ○ 初期の活動中に見聞きした内容を報告する。 |
| | 勤務時間（外） | ○ 参集する際に見聞きした内容を報告する。 |
| 総務統括班 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 県、関係機関と連絡をとり、広域的な災害情報等を収集する。 ○ 住民組織（自主防災組織等）と連絡をとり、地域の災害情報を収集する。 ○ 本部長（町長）が特に必要と認めるときは、被災地の現地調査を行う。 | |
| 関係各班 | ○ 被災地の初期状況について、必ず被災地の現地調査を行う。 | |

第5 被害調査

発災当初の混乱から落ち着きを取り戻していく中で、職員は正確な被害の状況を把握するため、概況の調査から専門的な調査へと移行させ、災害の全体像を明らかにする。

1. 調査内容

各班は、災害が発生したときは、直ちに所管する施設（土木施設、農林水産施設、商工業施設）等の状況を関係職員等からなる調査係等を編成し、被害状況を調査する。

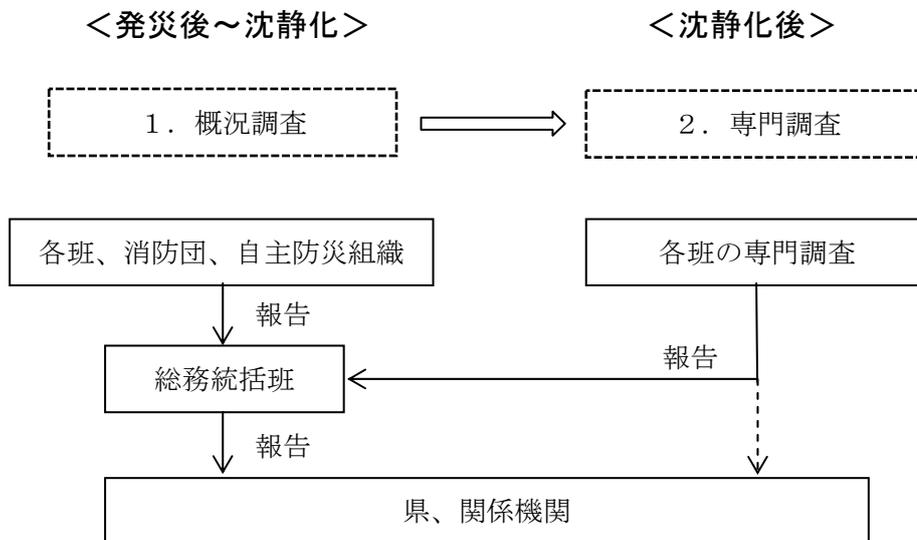
また、災害の危険性が解消した段階で、自治会等の協力を得て、担当地区別に被災者や住家、農産物等の被害調査を行い、総務統括班に報告する。

各班は、被害調査担当者の地区別調査報告を踏まえ、それぞれの事務分掌に基づく、町域全体の被害確認を行い、総務統括班に報告する。

総務統括班は、被害調査結果をもとに、り災台帳として整理し、り災証明の基礎資料とする。

なお、必要に応じて、県、九州地方整備局と連携し、災害関係情報収集用カメラや交通監視用テレビ等の活用も行う。

■被害調査の流れ



災害情報の調査にあたっては以下の事項に留意し、被害状況を的確に収集・調査する。

■主な調査項目

- 災害の原因
- 災害が発生した日時・場所または地域
- 被害の状況
- とられている対策
- 今後の見込み、必要とする救助の種類 など

■調査要領：発災後～沈静化

- 各班は、災害発生と同時にそれぞれの所属する班の災害状況について調査、収集を行う。この場合、関係機関、諸団体及び住民組織等の協力を得ながら行う。
- 総務統括班は、警察及び消防本部との密な連絡により、被害情報の収集にあたる。
- 夜間及び休日、退庁後において、本庁集合が困難かつ連絡が不可能な場合は、住民生活班が中心となって、地元の消防団、自主防災組織等と連携して被害状況の収集を行う。
- 被害状況によっては、時刻や現場の状況から具体的な調査が困難な場合もあることから、自主防災組織等と連携・協力により概況を把握し、例えば、被災人員は平均世帯により計算するなどにより即報を行う。
- 自主防災組織は、地域内に発生した災害や被害の状況を、迅速かつ正確に把握して町や防災関係機関へ報告する。

■調査要領：沈静化後

- 各班は、被害の程度、状況がわかるように、また、被害の報告・広報に役立つような写真の撮影を行い、総務統括班に報告する。
- 各班は、情報の収集等に迅速正確を期すため、あらかじめ定める報告様式、調査要領、連絡方法等に従い報告する。
- 総務統括班は、被害が甚大で調査が困難な場合、必要に応じ自衛隊、警察本部、消防機関等の保有するヘリコプターによる広域的な情報の把握に努める。
- 全壊・半壊、死者・重傷者が発生したときは、その住所、氏名や年齢等を速やかに調査する。
- 被害状況調査にあたっては、災害救助法による「被害認定基準」に基づき判定を行う。

2. 被害概況、活動状況の報告

各班は、必要に応じて被害概況、活動状況を総務統括班に報告する。

総務統括班は、通報を受けた危険情報や職員の収集した初期情報、応急対策の実施状況等を集約し整理するとともに、情報については、防災関係機関と密接に連絡する。

第6 災害情報のとりまとめ

総務統括班は、各班からの各種情報を、次の点に留意してとりまとめるとともに、本部長（町長）に報告する。

■留意点

| 活動期 | 留意点 |
|-------|--|
| 初動活動期 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害の全体像の把握 ○ 現在の被害の状況 ○ 未確認情報の把握 |
| 応急活動期 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 町全体の被害の状況 ○ 各事項の詳細な内容の整理 ○ 防災関連地理情報システム（GIS）等による被害情報のとりまとめ |

なお、行方不明者の人数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、町は住民登録の有無にかかわらず、町の区域内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集を行う。

また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村または都道府県に連絡する。

第7 迅速な住民の安否確認と支援情報等の提供

総務統括班は、住民の安否確認及び情報提供等について、速やかに対応を行う。

1. 住民の安否確認・情報提供

災害発生後、町外へ避難した者を含め、住民の安否確認情報の収集に努め、家族からの問い合わせに対応できるよう情報提供体制を整える。

また、住民への支援・サービス情報についても、住民に確実に伝達できるよう配慮する。

2. 全国避難者情報システム（総務省）の活用

町外へ避難した者については、「全国避難者情報システム（総務省）※」により提供される所在地情報等により、所在地を把握する。

※避難者が、避難先の市町村に対して、避難先等に関する情報を任意に提供し、その情報を避難者の避難元の県や市町村へ提供し、当該情報に基づき、避難元の県や市町村が避難者への情報提供等を行うもの。）

第8 県、関係機関への報告、通知

1. 県への報告

総務統括班は、災害が発生したとき、災害対策基本法第53条第1項に基づき、速やかに災害の状況及びこれに対してとられた措置の概要について、県に報告する。

2. 報告の区分、内容等

緊急を要する総括情報については、福岡県災害調査報告実施要綱に定める様式により、県へ報告する。

また、災害対策基本法及び他の法令の規定に基づく災害の情報収集、被害状況の報告についても、災害の実態像の把握を行った後に、福岡県災害調査報告実施要領に定める様式により、県へ報告する。

なお、県へ報告ができないときは、直接国（総務省消防庁）に報告する。

■報告の区分、内容、様式

| 区 分 | 内 容 | 様式 | 報告の方法 | 報告先 |
|------------------|---|-----|--------------------------|---------------|
| 災害概況即報 (即 報) | ・被害発生後、直ちに報告 ・報告内容に変化があれば、その都 度報告 | 第1号 | 防災行政無線 電話または ファックス | 県災害対策 地方本部 |
| 被害状況報告 (即 報) | ・被害状況が判明次第、報告 ・以後、毎日10時、15時までに報告 | 第2号 | | |
| 被害情報報告 (詳 報) | ・災害発生後、5日以内に報告 | 第2号 | | |
| 被害情報報告 (確定報告) | ・応急対策終了後、15日以内に報告 | 第3号 | 文書（2部） | 県災害対策本部 |

3. 関係機関への災害情報の提供

総務統括班は、消防本部、警察、自衛隊等関係機関から被災状況等の問い合わせがあった場合には、それまでに収集整理を行っている災害情報を提供する。

第9 国への報告

総務統括班は、火災・災害等即報要領に基づき、直接即報基準及び即報基準に該当する一定規模以上の地震・津波について、第一報を覚知後30分以内で、可能な限り速やかに、分かる範囲で直接国（総務省消防庁）に報告する。

災害即報の基準は、以下に示すとおりである。

■災害即報の基準

| | | |
|--------|---|---|
| 直接即報基準 | ○ 地震が発生し、町内で震度5強以上を記録したとき (被害の有無を問わない) | |
| 即報基準 | 一般基準 | ○ 災害救助法の適用基準に合致するとき ○ 町が災害対策本部を設置したとき |
| | 個別基準 (地震・津波) | ○ 地震が発生し、町内で震度4以上を記録したとき ○ 津波により、人的被害または住家被害を生じたとき |

第3節 災害広報

| 項 目 | 初動 | 応急 | 復旧 | 担 当 |
|---------------------|----|----|----|------------|
| 第1 災害広報 | | | | 総務統括班、関係各班 |
| 第2 報道機関への協力要請及び報道対応 | | | | 総務統括班 |

第1 災害広報

1. 災害時の広報活動

災害時における広報活動は、住民が災害に対し、適切かつ迅速に対応するうえで重要な活動である。

このため、災害の発生後は、被害の状況や応急措置の実施方法、町が行う応急対策の内容等について、住民に迅速かつ正確に周知するよう努めるとともに、二次災害による被害の発生及び拡大を防ぐため、予想される災害に対する情報や被害防止に必要な措置等についても、住民に周知するように努める。

なお、広報活動に当たっては、災害時要援護者に配慮した広報の実施に努める。

また、総合的な相談・情報提供の窓口を設置し、被災者や一般住民の様々な相談に適切に対応する。

2. 広報の内容

関係各班は、広報活動に必要な情報、資料を総務統括班に提供するとともに、状況に応じて広報活動を支援する。

総務統括班は、時期に配慮し、適切な手段と被災者等のニーズに応じた多様な内容の広報活動に努めるとともに、災害に関する写真、ビデオ等による記録を行う。

また、総務統括班は、時間の経過とともに変化する住民のニーズや、安否に関する情報の照会手続き等、被災者を取り巻く状況に対応した情報については、住民等（避難者、避難所外の被災者、町外への避難者等）に周知するように努める。

なお、避難勧告・指示等の情報を住民等へ確実に伝達することができるよう、防災行政無線等のあらゆる手段を活用する。

■住民への広報内容

- 津波注意報・警報は、防災行政無線、テレビ・ラジオ等により周知されるが、津波の到達予想時刻などは、津波予報区（本町は「福岡県瀬戸内海沿岸」に該当）で発表される。また、緊急地震速報は、最大震度が5弱以上と予測された場合に、区域（本町は「福岡県北九州」に該当）で発表される。このため、気象庁の発表の際は、本町が該当する予報区や区域に留意し、住民に伝えるものとする。
- 被害を及ぼす可能性のある状況等が予想される場合は、防災行政無線、広報車、警鐘、海岸部では防災行政無線屋外子局などを利用し、または状況に応じて自主防災組織などの住民組織と連携して、住民に対して予警報を伝達するとともに、必要に応じて予想される事態とそれに対してとるべき措置について周知する。
- 周知にあたっては、災害時要援護者に配慮する。

■広報の時期と内容、手段

| 時期の目安 | 広報の内容 | 手段 |
|-------------------------------------|---|---|
| ①災害発生直後 (災害発生後 から 3日目まで) | <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害の発生状況 ○ 緊急地震速報、津波に関する情報 ○ 浸水、土砂災害等に関する情報 ○ 災害対策本部の設置 ○ 安否情報 ○ 被害状況の概要 ○ 避難場所等の情報 ○ 救援活動の状況 ○ 二次災害防止に関する情報 ○ 災害応急対策の実施状況 ○ 医療機関の活動状況 ○ 水・食料など生活物資の供給状況 ○ ボランティアの受け入れ情報 ○ 災害用伝言ダイヤル「171」、災害用伝言板の利用について周知 | 防災行政無線 エリアメール・ 緊急速報メール 広報車 消防団 現場による指示等 県防災メール ほか |
| ②生活再開時 (災害発生 4日目から 10日目まで) | <ul style="list-style-type: none"> ○ ライフラインの被害状況と復旧の見込み ○ 仮設住宅の設置、入居の情報 ○ 生活必需品の供給状況 ○ 道路・交通情報 ○ 医療情報 ○ 教育関連情報 ○ 災害ごみの処理方法 ○ 相談窓口の開設状況 ○ 被災地からのホームページ等を用いた情報発信 (災害規模、被害総額等) | 防災行政無線 エリアメール・ 緊急速報メール 広報車 消防団 災害広報紙 チラシ・看板 ホームページ テレビ・ラジオ等 県防災メール |

| 時期の目安 | 広報の内容 | 手段 |
|-----------------------------|--|----|
| ③復旧・復興期 (災害発生 10日目以降) | <ul style="list-style-type: none"> ○ り災証明・義援金の受付手続き情報 ○ 各種減免措置等の状況 ○ 各種貸付・融資制度情報 ○ 復興関連情報 ○ 被災地からのホームページ等を用いた情報発信 (復興状況等) | ほか |

3. 災害相談窓口の設置

総務統括班は、応急時における住民からの問合せや相談等に対応するため、庁舎内に災害相談窓口を開設する。

関係各班は、災害相談窓口において、問合せや相談等の情報をもとに、住民が必要としている行政サービスや解決すべき問題等の把握に努める。

■住民等からの問合せへの対応

- 行方不明者情報の受付
- り災証明（被災家屋調査等）
- 税の減免
- 仮設住宅への入居申請
- 住宅応急修理の相談
- 医療相談
- 生活相談等
- 災害によって生じる法律相談 など

第2 報道機関への協力要請及び報道対応

1. 放送要請

総務統括班は、次の場合、放送協定に基づき、県を通じて放送要請を行う。

■放送要請の内容

| | |
|-----|---|
| 要請先 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 県、または緊急時等やむを得ない場合に要請 ・ 日本放送協会福岡放送局（NHK）、アール・ケー・ビー毎日放送株式会社（RKB）、九州朝日放送株式会社（KBC）、株式会社テレビ西日本（TNC）、株式会社福岡放送（FBS）、株式会社エフエム福岡、株式会社TVQ九州放送、株式会社CROSS FM、ラブエフエム国際放送株式会社の各放送局 |
|-----|---|

| | |
|------|---|
| 要請事由 | <p>○災害が発生し、または発生のおそれがあり次のいずれにも該当する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事態が切迫し、避難の勧告・指示や警戒区域の設定等について情報伝達に緊急を要すること ・通常の伝達手段では対応困難で、伝達のための特別の必要があること |
| 要請内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・放送要請の理由 ・放送事項 ・放送を行う日時及び放送系統 ・その他必要な事項 |

2. 情報提供

総務統括班は、報道機関に対し、適宜、記者発表等により災害情報の提供を行う。その際、情報の不統一を避けるため、広報内容の一元化を図る。

■記者発表の方法

| 発表者 | 内容 |
|-------------|--|
| 本部長 副本部長 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害の種別、発生場所、日時、状況 ○ 災害応急対策の状況等 |

なお、総務統括班は、報道機関に対して、避難所等においてプライバシーを侵害する取材等の自粛を要請する。

第4節 応援要請

| 項目 | 初動 | 応急 | 復旧 | 担当 |
|--------------------|----|----|----|------------|
| 第1 自衛隊派遣要請依頼、受け入れ等 | | | | 総務統括班 |
| 第2 県、他市町村等への応援要請 | | | | 総務統括班 |
| 第3 消防応援の要請、受け入れ等 | | | | 総務統括班、消防本部 |
| 第4 民間団体等への協力要請 | | | | 関係各班 |
| 第5 ボランティアの活動支援 | | | | 住民生活班、関係各班 |

大規模災害の発生時においては、その被害がさらに拡大することが予想されるが、本町は応急対策に係る人員規模に限られるため、町単独では人員不足により応急対策活動に支障をきたすことが考えられる。

このため、平常時から関係機関と十分に協議し、災害時には速やかに広域応援等を要請し、応急活動を迅速かつ的確に実施することができるよう、連携の強化を図っておく必要がある。

第1 自衛隊派遣要請依頼、受け入れ等

町長は、災害対策基本法第68条の2の規定に基づき、災害で人命・財産の保護のため自衛隊の応援を必要とする事態が発生したときは、県知事に対し自衛隊の災害派遣の要請を依頼する。

ただし、通信の途絶等により県知事に対して依頼ができないときは、その旨及び災害の状況を自衛隊に通知することができる。

■災害派遣の要件

- ① 公共性：公共の秩序を維持するため、人命または財産を社会的に保護しなければならない必要がある。
- ② 緊急性：差し迫った必要がある。
- ③ 非代替性：自衛隊が派遣される以外に他に適当な手段がない。

1. 派遣要請依頼

総務統括班は、県知事に対し自衛隊の災害派遣を依頼しようとするときは、自衛隊災害派遣要請依頼書に記載する事項を明らかにし、電話等をもって県（防災危機管理局）に依頼する。

なお、事後速やかに県知事に依頼文書を提出するとともに、必要に応じて自衛隊に

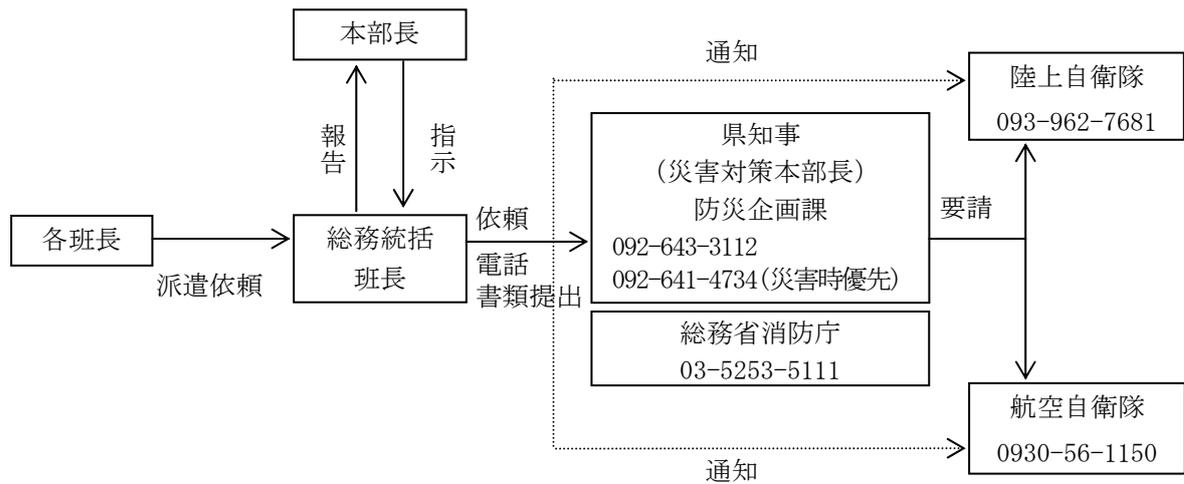
対し、知事への派遣要請及び災害の状況について通知する。

総務統括班は、派遣要請を行った場合、直ちに受け入れ体制を整備する。

■派遣要請依頼の手続き

| | |
|----------|--|
| 要請依頼先 | ○ 県知事（県防災危機管理局） ※通信の途絶等により、県知事に依頼できないときは、自衛隊に通知 |
| 要請依頼伝達方法 | ○ 電話または口頭（事後速やかに文書送付） |
| 要請依頼内容 | ○ 災害の状況 ○ 派遣を要請する事由 ○ 派遣を希望する期間 ○ 派遣を希望する区域及び活動内容 ○ その他参考となる事項 |

■自衛隊派遣要請の流れ



■連絡先

| 駐屯部隊名 | 所在地 | 電話 | 部隊の長 | 要請先 |
|-------------------------|--------|--------------|------|-----|
| 陸上 小倉駐屯地 第40普通科連隊 | 小倉南区北方 | 093-962-7681 | 連隊長 | 第3科 |
| 航空 築城基地 第8航空団 | 築上郡築上町 | 0930-56-1150 | 基地司令 | 防衛部 |

2. 活動内容

自衛隊は、次の活動を行う。

■自衛隊の活動内容

| | | |
|-------------|-------------|-------------|
| ○被害状況の把握 | ○避難の援助 | ○被災者の捜索救助 |
| ○水防活動 | ○消防活動 | ○道路、水路の応急啓開 |
| ○応急医療、救護、防疫 | ○人員、物資の緊急輸送 | ○炊飯、給水の支援 |
| ○危険物の保安、除去 | ○その他 | |

3. 自衛隊の自主派遣

自衛隊の部隊等の長は、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定に基づき、災害の発生が突発的で、その救援が緊急を要し、県知事の要請を待ついとまがないときは、その判断に基づいて部隊を自主派遣し、救援活動を実施することができる。

4. 派遣部隊の受け入れ

総務統括班は、自衛隊の派遣が確定したときは、次のとおり受け入れ体制を準備する。

■受け入れ体制

| 項目 | 内容 |
|---------|---|
| 作業計画の作成 | 応援を求める作業について、速やかに作業計画を立てる。 ○ 作業箇所及び作業内容 ○ 作業の優先順位 ○ 資材の種類別保管（調達）場所 ○ 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所 ○ 臨時ヘリポートの開設準備 （ヘリコプターの応援要請を行った場合） ＊臨時ヘリポート：吉富小学校、吉富中学校 山国川河川敷（使用可能な場合） |
| 資機材の準備 | ○ 必要な機械、器具、材料、消耗品等を確保する。 ○ 諸作業に関係のある管理者への了解を取る。 |
| 自衛隊集結地 | ○ 町が指定する場所（小中学校グラウンド） |
| 連絡窓口 | ○ 総務統括班に連絡窓口を一本化する。 ○ 自衛隊からの連絡員派遣を要請する。 ○ 専用電話回線を確保する。 |

5. 経費の負担区分

災害派遣部隊が活動に要した経費は、原則として町が負担するものとし、2市町村以上の地域にわたって活動した場合の負担割合は、関係市町村と協議して定める。

■経費の負担範囲

- 必要な資機材等の購入費、借上料及び修繕費
- 宿泊に必要な土地、建物の経費
- 宿営及び救難活動に伴う光熱、水道、電話料等
- 救援活動実施の際に生じた損害の補償
- その他疑義あるときは、町と自衛隊で協議する。

6. 撤収要請

町長は、県知事及び派遣部隊長と協議のうえ、災害派遣部隊の撤収要請を行う。

第2 国、県、他市町村への応援要請

1. 国の機関への要請

総務統括班は、指定地方行政機関の長に対し、災害対策基本法第29条の規定に基づく職員の派遣を要請する。

なお、必要に応じて県知事に対し、指定地方行政機関職員の派遣について、災害対策基本法第30条の規定に基づく斡旋を求める。

また、国土交通省九州地方整備局の長に対し、「九州地方整備局との協定」に基づき、大規模災害時における現地情報連絡員の派遣等を要請する。

■指定地方行政機関等への応援要請の手続き

| | | |
|----------------------|---|---|
| 要 請 先 | 指定地方行政機関または県防災危機管理局 | |
| 伝 達 方 法 | 文書（緊急のときは、電話、無線等で行い、事後文書送付） | |
| 職 員 派 遣 要 請 ・ 斡 旋 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 派遣・斡旋を要請する理由 ○ 職員の職種別人員数 ○ 派遣を必要とする期間 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 派遣される職員の給与その他勤務条件 ○ その他必要な事項 |

2. 県への要請

総務統括班は、必要に応じて県（知事）に対し、災害対策基本法第68条の規定に基づく応援を求め、または地方自治法第252条の17の規定に基づく職員の派遣を要請する。

■県への応援要請の手続き

| | | |
|----------------------|--|---|
| 要 請 先 | 県防災危機管理局 | |
| 伝 達 方 法 | 文書（緊急のときは、電話、無線等で行い、事後文書送付） | |
| 応 援 要 請 | <input type="checkbox"/> 災害の状況 <input type="checkbox"/> 応援を必要とする理由 <input type="checkbox"/> 応援を希望する物資等の品名、数量 | <input type="checkbox"/> 応援を必要とする場所・活動内容 <input type="checkbox"/> その他必要な事項 |
| 職 員 派 遣 要 請 ・ 幹 旋 | <input type="checkbox"/> 派遣・幹旋を要請する理由 <input type="checkbox"/> 職員の職種別人員数 <input type="checkbox"/> 派遣を必要とする期間 | <input type="checkbox"/> 派遣される職員の給与その他勤務条件 <input type="checkbox"/> その他必要な事項 |

3. 他市町村への要請

総務統括班は、必要に応じて他の市町村長に対し、災害対策基本法第 67 条の規定に基づく応援を求め、または地方自治法第 252 条の 17 の規定に基づく職員の派遣を要請する。

また、相互応援協定を締結している市町村に対し、協定に基づき、各種応援を要請する。

なお、複数の市町村に要請する場合は県に要請し、災害対策に万全を期する。

第 3 消防応援の要請、受け入れ等

1. 県内への消防応援要請

本部長（町長）は、大規模災害で必要と認めるときは、福岡県消防相互応援協定書に基づき、県内の他市町村長または消防長に対し、応援を要請する。

また、個別に結んだ応援協定書による場合は、協定に基づき、応援を要請する。

(1) 応援要請の種別

■県の応援要請に基づく内容

| | |
|------|---|
| 第一要請 | <input type="checkbox"/> 現在締結している隣接市町村等との消防相互応援協定でも対応が困難な場合、協定第 2 条第 1 項に規定する地域内の市町村等に対して行う応援要請 |
| 第二要請 | <input type="checkbox"/> 第一要請における消防力でも、なお災害の防御が困難な場合、他の地域の市町村等に対して行う応援要請 |

(2) 応援要請の方法

本部長（町長）から、他の市町村等の長または消防長に対し、代表消防機関等を通じて行う。

(3) 県への連絡

本部長（町長）は、応援要請を行った場合には、県にその旨を通報する。

また、航空応援が必要となった場合は、消防長が直ちに本部長（町長）に報告し、その指示に従って県を通じて応援側の市町村長に航空応援の要請を行う。

この場合、同時に応援側の消防長へも同様の連絡を直接行う。

2. 県外への消防応援要請

本部長（町長）は、県内の消防力では対処できないと判断したときは、県を通じて消防庁長官に対し、緊急消防援助隊の出動を要請する。

また、ヘリコプターによる調査、消火、人命救助活動等が必要と認めたときは、県知事を通じて消防庁長官に対し、広域航空応援を要請する。

■消防応援要請

| | |
|-------|--|
| 要 請 先 | 県知事（防災危機管理局） |
| 伝達方法 | 文書（緊急のときは、災害時優先電話等で行い、事後文書送付） |
| 伝達事項 | <input type="checkbox"/> 災害発生日時 <input type="checkbox"/> 災害発生場所 <input type="checkbox"/> 災害の種別・状況 <input type="checkbox"/> 人的・物的被害の状況 <input type="checkbox"/> 応援要請日時・応援要請者職氏名 <input type="checkbox"/> 必要な部隊種別 <input type="checkbox"/> その他参考事項 |

3. 広域消防応援の受け入れ

総務統括班及び消防本部は、広域消防応援が確定したときは、受け入れ準備を行う。

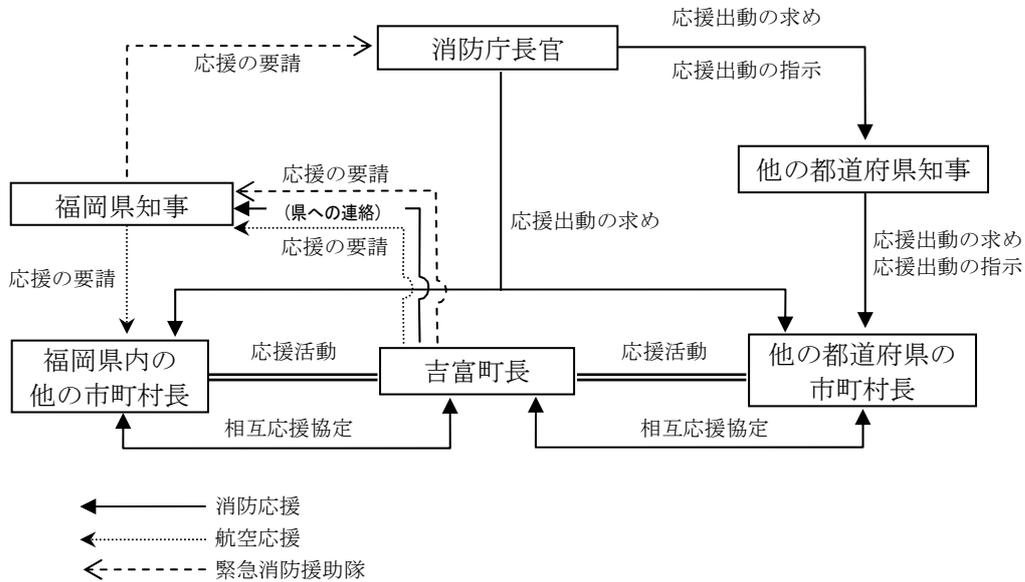
■受け入れ準備

| |
|--|
| <input type="checkbox"/> 応援を求める任務の策定 <input type="checkbox"/> ヘリポートの確保 <input type="checkbox"/> 応援要員の宿舎の手配 <input type="checkbox"/> 装備資機材の配付準備等 |
|--|

4. 消防機関への応援要請の流れ

消防機関への応援要請の流れは、以下に示すとおりである。

■消防機関への応援要請の流れ



第4 民間団体等への協力要請

関係各班は、必要に応じて、日赤奉仕団、赤十字ボランティア等の民間団体や、販売業者、流通業者、事業所等の民間業者等へ災害時応援協定等に基づき協力要請を行う。

また、特別な技術や資機材等が必要となるライフライン等での応急対策や復旧活動においては、民間建設会社等で構成されている組合等の団体の協力が不可欠となることから、事前に応援協定の締結を行ったうえで、こうした団体にも協力を要請する。

■応援要請の手続き

- 要請者：町災害対策本部 総務統括班
(町災害対策本部が設置されていない場合は、総務課長)
- 手続き：下記の事項について電話等により要請し、事後速やかに書類を提出する。
 - ・要請する理由
 - ・災害の状況・場所
 - ・活動の内容
 - ・必要人員・必要資機材・必要物資
 - ・その他必要な資料

第5 ボランティアの活動支援

1. ボランティアセンターの設置

住民生活班は、社会福祉協議会に対し、ボランティアの活動拠点となるボランティアセンターの設置、運営を要請する。

なお、災害時のみならず復旧時においても、ボランティア相互の情報交換の場の提供などを通して被災住民の支援を図るとともに、全国から駆けつけるボランティアの善意が効果的に活かされるよう活動を支援、調整する。

ボランティアセンターの主な役割は、次のとおりである。

■ボランティアセンターの役割

- ボランティアの受付・募集、ボランティア保険の受付・申し込み
- 町からの情報等に基づくボランティアニーズの把握及び情報提供
- ボランティア活動の決定及びボランティアの割り振り
- ボランティア活動用資機材の確保
- ボランティア連絡会議の開催
- 町との連絡調整
- その他ボランティア活動について必要な活動

2 連絡調整等

一般ボランティアの活動支援を必要とする各班は、住民生活班に要望等を連絡する。住民生活班は、ボランティアセンターの代表者に情報を提供し、活動内容等について調整を行う。

また、ボランティア活動が円滑に行われるよう、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供するよう努める。

3. 一般ボランティアの活動内容

一般ボランティアの活動内容は、次のとおりである。

■一般ボランティアの活動内容

- 災害情報、安否情報、生活情報の収集、伝達
- 避難所での避難者に対する生活支援
- 物資集配拠点での活動（物資の搬出入、仕分け、配付、輸送）
- 被災地外からの応援者に対する地理案内
- 在宅者の支援（災害時要援護者の安否確認、食事、飲料水の提供）
- 高齢者、障害者等の介護補助
- 被災者の話し相手、励まし
- 被災者家屋等の清掃活動
- その他、災害救助活動において専門技能を要しない軽易な作業

4. 専門ボランティアの対応

専門ボランティアは、ボランティアセンターが中心となり、受け入れ等の対応を行い、関係各班と連携して活動を行う。

専門ボランティアの活動内容は、次のとおりである。

■専門ボランティアの活動内容

- 医療ボランティア（医師、看護師、助産師等）
- 救急・救助ボランティア（災害救助訓練の経験者、救急法または蘇生法指導員等）
- 通信ボランティア（アマチュア無線通信技術者）
- 通訳ボランティア（外国語の堪能な者）
- 建築ボランティア（応急危険度判定士、建築士等）
- 土木ボランティア（公共土木施設の調査等）
- 福祉ボランティア（社会福祉士、介護福祉士、ヘルパー等）
- 保健ボランティア（保健師、栄養士、精神医療カウンセラー等）
- その他、災害救助活動において専門技能を要する業務

第5節 災害救助法の適用

| 項 目 | 初動 | 応急 | 復旧 | 担 当 |
|---------------------|----|----|----|------------|
| 第1 災害救助法の適用申請 | | | | 総務統括班 |
| 第2 災害救助費関係資料の作成及び報告 | | | | 総務統括班、関係各班 |

第1 災害救助法の適用申請

災害救助法に基づく応急救助にかかる事務処理については、すべて法令の規定によって実施する。

1. 災害救助法の適用申請

総務統括班は、町域の災害が災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用基準のいずれかに該当し、または該当する見込みがあるときは、直ちにその旨を県知事に情報提供するとともに、法適用について協議を行う。

情報提供に際しては、次に掲げる事項について口頭、電話またはファックスをもって行い、後日文書により改めて報告する。

■災害救助法の申請に伴う県への報告事項

- 災害発生の日時及び場所
- 災害の原因及び被害の状況
- 適用を要請する理由
- 適用を必要とする期間
- 既実施した救助措置及び実施しようとする救助措置
- その他必要な事項

なお、被災者が現に救助を要する状態にある場合には、本部長（町長）は、併せて法適用を県知事に要請する。

法適用の要請を受けた県知事は、県災害対策本部会議を開いて適用の要否を判断し、必要があると認めたときは、直ちに法に基づく救助を実施するよう本部長（町長）に指示するとともに、関係機関等に通知または報告し、一般に告示する。

2. 災害救助法の適用基準

災害救助法は、市町村からの被害情報の報告に基づき、都道府県が適用する。

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条第1項第1～4号の規定による。本町における具体的適用は、次のいずれか1つに該当する場合である。

■災害救助法の適用基準

| 指標となる被害項目 | 滅失世帯数 | 該当条項 |
|---|-------------------------------|--------|
| (1) 町内の住家が滅失した世帯の数 | 町 40 世帯以上 | 第1項第1号 |
| (2) 県内の住家が滅失した世帯の数のうち町内の住家が滅失した世帯の数 | 県内 2,500 世帯以上 かつ 町 20 世帯以上 | 第1項第2号 |
| (3) 県内の住家が滅失した世帯の数のうち町内の住家が滅失した世帯の数 | 県内 12,000 世帯以上 かつ 町多数 ※ | 第1項第3号 |
| (4) 災害が隔絶した地域で発生したものである等被災者の救護が著しく困難である場合 | 多数 ※ | 第1項第3号 |
| (5) 多数の者が生命または身体に危害を受け、または受けるおそれが生じた場合 | ※ | 第1項第4号 |

注1) ※印の場合は、県知事が厚生労働大臣と事前協議を行う必要がある。

注2) 住家の滅失世帯数の算定は、住家の全壊（全焼・流失）した世帯を標準とするが、半壊（半焼）世帯は2世帯で滅失世帯1世帯に、床上浸水または土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯で滅失世帯1世帯に、それぞれみなして換算する。

3. 救助の実施者

災害救助法の適用後の救助業務は、県知事が実施者となる。

なお、県知事は救助を迅速に行うため、必要があると認めるときには、救助事務の一部を本部長（町長）が行えるようにする。

また、本部長（町長）は、その他の救助事務についても、県知事が行う救助を補助する。

4. 適用申請の特例

本部長（町長）は、災害の事態が急迫して、県知事による救助の実施の決定を待つことができないときは、災害救助法の規定による救助に着手するとともに、直ちに県知事に情報提供を行う。

その後の処置に関しては、県知事の指示を受ける。

5. 救助の種類等

災害救助法による救助の種類は、次のとおりである。

救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準は、福岡県災害救助法施行細則による。

なお、やむを得ない特別の事情があるときは、応急救助に必要な範囲内において、県知事と厚生労働大臣の協議により延長することがある。

■救助の種類

- 収容施設（応急仮設住宅を除く。）の供与
- 炊き出し、その他による食品の給与及び飲料水の供与
- 被服、寝具、その他生活必需品の給与または貸与
- 医療及び助産
- り災者の救出
- 被災住宅の応急修理
- 生業に必要な資金、器具または資料の給与または貸与
- 学用品の供与
- 遺体の捜索及び処理
- 遺体の埋葬
- 災害によって住居及びその周辺に運ばれた土石、竹材等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去
- 応急仮設住宅の供与

6. 特別基準の適用申請

救助の程度、方法及び期間について特別な事情があるときは、特別基準の適用を申請できる。

適用申請は県知事に対して行うが、期間延長は救助期間内に行う必要がある。

第2 災害救助費関係資料の作成及び報告

本部長（町長）は、災害救助法に基づく救助を行ったときは、当該救助の種目に応じて簿冊等の作成や支払証拠書類の整備を行う。

総務統括班は、関係各班に關係帳簿の作成を指示し、整理を実施し、これを県知事（県災害対策本部）に報告する。

第6節 避難対策

| 項 目 | 初動 | 応急 | 復旧 | 担 当 |
|-----------------|----|----|----|---------------------------|
| 第1 避難の勧告・指示 | | | | 総務統括班、関係各班、消防本部 |
| 第2 警戒区域の設定 | | | | 総務統括班、関係各班、消防本部、関係機関 |
| 第3 避難誘導 | | | | 住民生活班、健康福祉班、消防団、消防本部、関係機関 |
| 第4 避難所の開設 | | | | 住民生活班、関係各班 |
| 第5 避難所の運営 | | | | 住民生活班、教育文化班、関係各班 |
| 第6 広域的避難者の受け入れ | | | | 住民生活班、関係各班 |
| 第7 旅行者、滞在者の安全確保 | | | | 総務統括班、住民生活班 |

災害が発生し、または発生のおそれのある危険区域がある場合に、住民、滞在者及びその他の者の生命及び身体を安全な場所へ避難させるための避難の勧告・指示、警戒区域の設定、避難方法等を明確にし、迅速かつ円滑な避難の実施を図る。

第1 避難の勧告・指示

1. 避難の勧告・指示権者

本部長（町長）は、災害対策基本法第60条に基づき、災害が発生しまたは発生のおそれのあるときに、避難を要する地区の住民に対し「避難の勧告」を行う。

また、事態が切迫し、急を要するときは「避難の指示」を行う。

災害時要援護者へは、避難に要する時間に配慮して「避難準備情報」を提供する。

ただし、災害による危険がより切迫し、本部長（町長）の判断を得るいとまがないとき、または本部長（町長）が不在のときは、第3章 第1節 第4の災害対策本部の運営「1. 設置、指揮の権限」の代行順位により、代行者が本部長（町長）の権限を代行（職務代理者として町長の権限を行使するもので、その効果は町長に帰属する）する。

総務統括班は、関係各班、関係機関と連携し、避難の勧告・指示に関する事務を行う。

■避難の勧告・指示の発令権者及びその内容

| 発令権者 | 代行者 | 災害種類 | 実施事項 | 勧告・指示を行う要件 | 根拠法令 | 措置 |
|------|-----------------------------------|----------|----------|--|------------------------|-------------|
| 町長 | 意志決定 代行順位 その他の 委任町職員 | 災害 全般 | 勧告 | ・災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、人の生命または身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき | 災害対策基本法 第60条 第1項 | 県知事に 報告 |
| | | | 指示 | ・上記の状況が目前に切迫し、急を要すると認めるとき | | |
| | 知事 | 災害 全般 | 勧告 指示 | ・上記の場合において、町長がその全部または大部分の事務を行なうことができなくなったとき | 同上 第5項 | 事務代行 の公示 |
| | 警察官 海上保安官 | 災害 全般 | 指示 | ・上記の場合において、町長が避難のための立ち退きを指示することができないと認めるとき、または町長から要求があったとき | 同上 第61条 第1項 | 市町村に 通知 |

■他の法律に基づく、避難措置の発令権者及びその内容

| 発令権者 | 災害種類 | 実施事項 | 勧告・指示を行う要件 | 根拠法令 |
|---------------------------------|-------|----------------------------------|---|--------------------|
| 警察官 | 災害全般 | 警告 | ・人の生命もしくは身体に危険を及ぼし、または財産に重大な損害を及ぼすおそれがあるなど、危険な状態である場合 | 警察官職務執行法 第4条第1項 |
| | 災害全般 | 措置命令 措置 | ・上記の状況で、特に急を要するとき | |
| 海上保安官 | 災害全般 | 措置命令 措置 (船舶、乗組員、乗客等に対するもの) | ・海上における犯罪が正に行われようとするのを認めた場合または天災事変、海難、工作物の損壊、危険物の爆発等危険な事態がある場合であつて、人の生命若しくは身体に危険が及び、または財産に重大な損害が及ぶおそれがあり、かつ、急を要するとき | 海上保安法 第18条 |
| 自衛官 (災害派遣時に限る) | 災害全般 | 警告 (準用) | ・警察官の要件と同じ (ただし、警察官がその場にはない場合に限る) | 自衛隊法 第94条第1項 |
| | 災害全般 | 措置命令 措置 (準用) | ・警察官の要件と同じ (ただし、警察官がその場にはない場合に限る) | 自衛隊法 第94条第1項 |
| 知事、知事の命を受けた職員 (洪水等は水防管理者を含む) | 地すべり | 指示 | ・地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき | 地すべり等防止法 第25条 |
| | 洪水・高潮 | 指示 | ・洪水または高潮のはん濫により著しい危険が切迫していると認められるとき | 水防法第29条 |

2. 避難勧告・指示等の区分

避難勧告等の意味合いについては、以下のとおり区分する。

■避難勧告等の区分

| | 発令時の状況 | 住民等に求める行動 |
|------------------------|---|---|
| 避難準備 情報 (要援護者避難) | <ul style="list-style-type: none"> ○ 要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 要援護者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） ○ 上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始 |
| 避難勧告 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始 |
| 避難指示 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ○ 堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ○ 人的被害の発生した状況 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 ○ 未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動 |

※ 自然現象のため不測の事態等も想定されることから、避難行動は、計画された避難場所等に避難することが必ずしも適切ではなく、事態の切迫した状況等に応じて避難することもある。

3. 避難勧告・指示等の基準

本部長（町長）が行う避難の勧告・指示等は、一般的には次のような事象・事態が発生、または予想され、住民等の生命または身体に危険が及びおそれがある場合を基準として実施する。

■避難勧告、指示の基準

| 種 類 | 基 準 |
|--------------------|---|
| 避難準備情報 (要援護者避難) | <ul style="list-style-type: none"> ○ 強い地震（震度4程度以上）もしくは長時間のゆっくりした揺れを観測したとき、または、津波に対して避難準備の必要性を認めるとき ○ 福岡県瀬戸内海沿岸津波予報区に「津波注意報」が発表されたとき |
| 避難勧告 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 福岡県瀬戸内海沿岸津波予報区に「津波警報」が発表されたとき ○ 延焼火災、危険物の漏洩・爆発等の二次災害等により危険な状況が予測されるとき |
| 避難指示 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 福岡県瀬戸内海沿岸津波予報区に「大津波警報」が発表されたとき ○ 延焼火災、危険物の漏洩・爆発等の二次災害等による危険が迫っているとき |

■避難勧告・指示等をする場合の目安

| |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 気象台から津波に関する警報が発表され、避難を要すると判断されるとき ○ 防災関係機関から災害に関する警告または通報があり、避難を要すると判断されるとき ○ 河川の上流地域が被害を受け、下流の地域に危険があるとき ○ 地すべり、がけ崩れにより建物等に影響するおそれがあるとき ○ 建物が大きな被害を受け、居住を継続することが危険なとき、または建物の倒壊により周囲に影響を及ぼすとき ○ 延焼火災が拡大または拡大のおそれがあるとき ○ ガス等の危険物の漏出により周辺の住民に危険が及ぶおそれがあるとき ○ その他住民の生命・身体を保護するため必要なとき |
|---|

4. 避難の勧告・指示の伝達

総務統括班は、関係各班、関係機関及び施設管理者等と連携し、速やかに避難の勧告・指示を、町防災行政無線、広報車、消防団等の広報手段を通じ、または直接住民に対し周知する。

この場合、情報の伝わりにくい災害時要援護者への伝達には、避難のための準備と事態の周知に配慮する。

■避難の勧告・指示の方法及び伝達事項

| | | |
|-------|--|--|
| 担当・方法 | 総務統括班、関係各班 | 町防災行政無線、広報車、消防団、 福岡県防災メール・まもるくん、 エリアメール・緊急速報メール等 |
| | 各施設管理者、自主防災組織等 | 口頭、ハンドマイク等 |
| 伝達事項 | <input type="checkbox"/> 避難対象地域 <input type="checkbox"/> 避難の勧告・指示の理由 <input type="checkbox"/> 避難先 <input type="checkbox"/> 注意事項（戸締まり、携行品）等 <input type="checkbox"/> 避難経路 | |

伝達情報の例は、以下に示すとおりである。

■伝達情報の例：避難準備情報

| |
|---|
| <p>ア. 吉富町役場からお知らせします。</p> <p>イ. ただ今、津波による危険性が高まったことにより、〇〇時〇〇分に、〇〇地区に対して避難準備情報を発令しました。</p> <p>ウ. お年寄りや体の不自由な方など、避難に時間がかかる方は、ただちに指定の避難所へ避難してください。</p> <p>エ. その他の方も、避難の準備を始めてください。</p> |
|---|

■伝達情報の例：避難勧告

| |
|---|
| <p>ア. こちらは、吉富町です。</p> <p>イ. ただ今、津波による危険性が高まったことにより、〇〇時〇〇分に、〇〇地区に対して避難勧告を出しました。</p> <p>ウ. なお、地震により〇〇の道路は通行できません。</p> <p>エ. 〇〇地区の方は、ただちに最寄りの避難所に避難してください。</p> |
|---|

■伝達情報の例：避難指示

| |
|---|
| <p>ア. こちらは、吉富町です。</p> <p>イ. ただ今、津波による危険性が高まったことにより、〇〇時〇〇分に、〇〇地区に対して避難指示を出しました。</p> <p>ウ. なお、地震により〇〇の道路は通行できません。</p> <p>エ. 非常に危険な状態です。すぐに避難してください。</p> |
|---|

5. 県・関係機関への報告、要請

総務統括班は、避難の勧告・指示等が発令された場合は、以下のとおり県及び関係機関等にその旨を報告、要請する。

■連絡先

| | |
|---------|----------------|
| 報 告 | 県知事（県防災危機管理局） |
| 協力要請 | 消防本部、警察署等 |
| 避難所開設要請 | 住民生活班、避難施設管理者等 |

6. 解除とその伝達、報告

本部長（町長）は、関係各班からの報告により、災害による危険がなくなったと判断されるときには、避難の勧告・指示を解除する。

総務統括班は、住民に対しその情報を伝達する。

また、解除後は速やかに県知事に報告する。

第2 警戒区域の設定

1. 警戒区域の設定

本部長（町長）は、災害が発生し、または発生しようとしているときで、住民等の生命を守るために特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定して災害応急対策従事者以外の立入制限若しくは禁止または退去を命じることができる。

総務統括班は、関係各班、関係機関と連携し、警戒区域の設定に関する事務を行う。

また、本部長（町長）からの要求等により、警察官、海上保安官及び災害派遣を命ぜられた自衛官が本部長の職権を行った場合、その旨を本部長に通知するものとする。

なお、警戒区域の設定に伴い、災害対策基本法第116条第2項に基づき、立入禁止若しくは制限または退去命令に従わなかった者は、10万円以下の罰金または拘留（災害対策基本法第116条第2項）、または6月以下の懲役または30万円以下の罰金（水防法第53条）に処される。

■警戒区域の設定権者及びその内容

| 設定権者 | 代行者 | 災害種類 | 設定状況 | 根拠法令 |
|----------------------|-------------------------------|-----------|---|--------------------|
| 町長 | 意志決定 代行順位 その他の委 任町職員 | 災害全般 | ・災害が発生し、または災害が発生しようとしている場合において、住民の生命、身体に対する危険を防止するために特に必要と認めるとき | 災害対策基本法 第63条第1項 |
| | 警察官 海上保安官 | 災害全般 | ・上記の場合において、町長若しくはその委任を受けた町職員が現場にいないとき、またはこれらの者から要求があったとき（この場合直ちに警戒区域を設定した旨を町長へ通知する） | 同上 第2項 |
| | 自衛官 | 災害全般 | ・災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官において、町長若しくはその委任を受けた町職員が現場にいない場合で、他に職権を行う者がいないとき（この場合直ちに警戒区域を設定した旨を町長へ通知する） | 同上 第3項 |
| | 知事 | 災害全般 | ・町長がその事務を行なうことができなくなったとき | 同上 第73条 |
| 消防長 消防署長 | | 火災 その他 | ・ガス、火薬または危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合において、当該事故により火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ、火災が発生したならば人命または財産に著しい被害を与えるおそれがあると認められるときで、火災警戒区域を設定したとき | 消防法 第23条の2第1項 |
| | 警察署長 | 火災 その他 | ・上記の場合において、消防吏員若しくは消防団員が現場にいないときまたは消防長若しくは消防署長から要求があったとき | 同上 第2項 |
| 消防吏員 消防団員 | | 火災 | ・火災の現場において消防警戒区域を設定したとき | 消防法 第28条第1項 |
| | 警察官 | 火災 | ・上記の場合において、消防吏員または消防団員がいないとき、またはこれらの者から要求があったとき | 同上 第2項 |
| 消防吏員 水防団長 水防団員 | | 水害 | ・水防上緊急の必要があるとき | 水防法 第21条第1項 |
| | 警察官 | 水害 | ・上記の場合において、水防団長、水防団員若しくは消防吏員がいないとき、またはこれらの者から要求があったとき | 同上 第2項 |

2. 設定の範囲

警戒区域の設定は、住民等の生活行動を制限するものであることから、被害の規模や拡大方向を考慮し、的確に設定する。

また、設定した警戒区域内について、どのような応急災害対策（立入制限若しくは禁止または退去）を行うか適切に判断し、混乱をきたさないように十分留意する。

3. 警戒区域設定の伝達

警戒区域の設定を行った者は、適切な方法で設定区域を明示すると同時に、必要な情報を設定区域の住民等及び関係機関に伝達する。

4. 解除とその伝達

本部長（町長）は、対象区域の危険がなくなった場合には、実施した警戒区域設定等を解除する。

総務統括班は、関係各班、関係機関と連携し、その旨避難所に避難している対象区域の避難者等に伝達する。

第3 避難誘導

1. 危険地域における避難誘導

避難誘導は、災害の規模、状況に応じて安全な最寄りの避難所等まで行う。

なお、避難は、災害時要援護者を除き、原則として徒歩とする。

また、避難所までの避難が困難な場合は、自宅等の屋内での待機のほか、建物の2階以上や屋上で待機するなど垂直避難を行うものとする。

■避難誘導の対象、担当

| 対 象 | 担 当 |
|----------------|---|
| 住 民 | ○ 自主防災組織、消防団、警察官、消防本部等 ※在宅の災害時要援護者は、自主防災組織等の協力により行う。 |
| 教育施設、保育施設、福祉施設 | ○ 施設管理者、教職員、施設職員等 |
| 事業所等 | ○ 施設の防火管理者及び管理責任者等 |

2. 避難者の携帯品等

非常持出品は、避難行動に支障をきたさない最小限のものとするが、平常時から、おおむね次のようなものを収納した非常袋を用意しておくよう啓発に努める。

■携帯品等の目安

- 家族の名札（住所、氏名、生年月日、血液型等を記載したもの）
- 食料（2～3食分）・飲料水、タオル、常備薬、救急医薬品、懐中電灯、携帯ラジオ、貴重品、印鑑等
- 動きやすい服装、帽子（頭巾、ヘルメット等）、雨具類、必要に応じ防寒具、下着等

3. 避難の誘導方法

消防団は、被災地区の実情に詳しい自主防災組織と連携して避難誘導者となり、避難者を自治会および隣組等のグループ単位にまとめ、避難誘導を行う。

避難者は、町の広報や自主防災組織等の呼びかけにより、地域の公民館等の一時集合場所に移動し、避難誘導者の指示により避難所への移動を行う。

なお、災害時要援護者の避難誘導においては、災害初期の緊急措置として、健康福祉班が自主防災組織等と協力して行うが、その後は、消防団、民生委員・児童委員、福祉関係団体、社会福祉協議会等に協力を要請する。

また、中学生や高校生も、在宅時にはそれぞれの地域において自主防災組織等が実施する災害対応に協力し、避難誘導の援助等に協力するよう努める。

各関係機関等は、各々の災害時要援護者をそれぞれ安全で適切な避難所等へ誘導する。

■避難誘導の方法

- 避難者に、火の始末や戸締まりの確認を行う。
- 避難誘導は、病人、高齢者、幼児、障害者その他単独で避難することが困難な人など、災害時要援護者を優先する。
- 状況が許す限り、避難誘導者があらかじめ避難経路の安全を確認し、徒歩等により避難させる。
- 自動車による避難は、原則として災害時要援護者のみとし、その際は安全性に配慮する。
- 車両使用による家財の持ち出し等は危険であることから中止させる。

また、被災地域が広範囲にわたり、あらかじめ定めた避難所が使用できない場合や、避難所に収容しきれなくなった場合には、県、警察、他市町村等の協力を得て、避難者を他地区へ移送する。

4. 避難誘導時の留意事項

避難の実施に当たっては、次の点に留意する。

■避難誘導時の留意事項

- 避難の目的・場所を明確にする。
- 自治会等の、地域住民の生活単位ごとにまとまるようにグループを編成して避難者の確認を行い誘導する。
- 可能であれば、災害時要援護者は、介添人や家族とともに避難所へ誘導する。
なお、避難所で対応できない場合は、福祉避難所へ誘導する。
- 避難誘導者は、少なくとも先頭・中間・後方に位置し、脱落者等のないように注意する。
- 避難誘導に際しては、必要に応じロープ等で身体を繋いだり、車両等を利用する。

第4 避難所の開設

1. 避難所の区分

避難所の使用区分としては、以下のような考え方を基本とする。

■ 指定避難所・避難場所の使用区分

| 区 分 | 摘 要 |
|--------|---|
| 避難所 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害等で避難が必要な際に、避難者を受け入れる施設 <ul style="list-style-type: none"> ・ 吉富フォーユー会館 ・ 吉富町老人福祉センター ・ 吉富保育園（こどもの森） ・ 吉富町体育館、吉富町武道館、吉富町子育て支援センター（旧幼稚園） ・ 吉富小学校（校舎）、吉富中学校（校舎） ・ 西光寺、宝福寺、八幡古表神社 |
| 福祉避難所 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時要援護者の受け入れを行う施設 <ul style="list-style-type: none"> ・ 吉富あいあいセンター（吉富町保健センター） |
| 広域避難場所 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 大規模火災に対しても十分な広さを有する施設 <ul style="list-style-type: none"> ・ 吉富小学校（運動場）、吉富中学校（運動場） ・ 吉富漁港総合グラウンド |

2. 避難所の開設

避難所は、原則的に本部長（町長）により、指定避難所・避難場所から選定する。避難所の開設は、住民生活班の避難所担当職員及び教育文化班が、各施設の管理者等の協力を得て実施する。

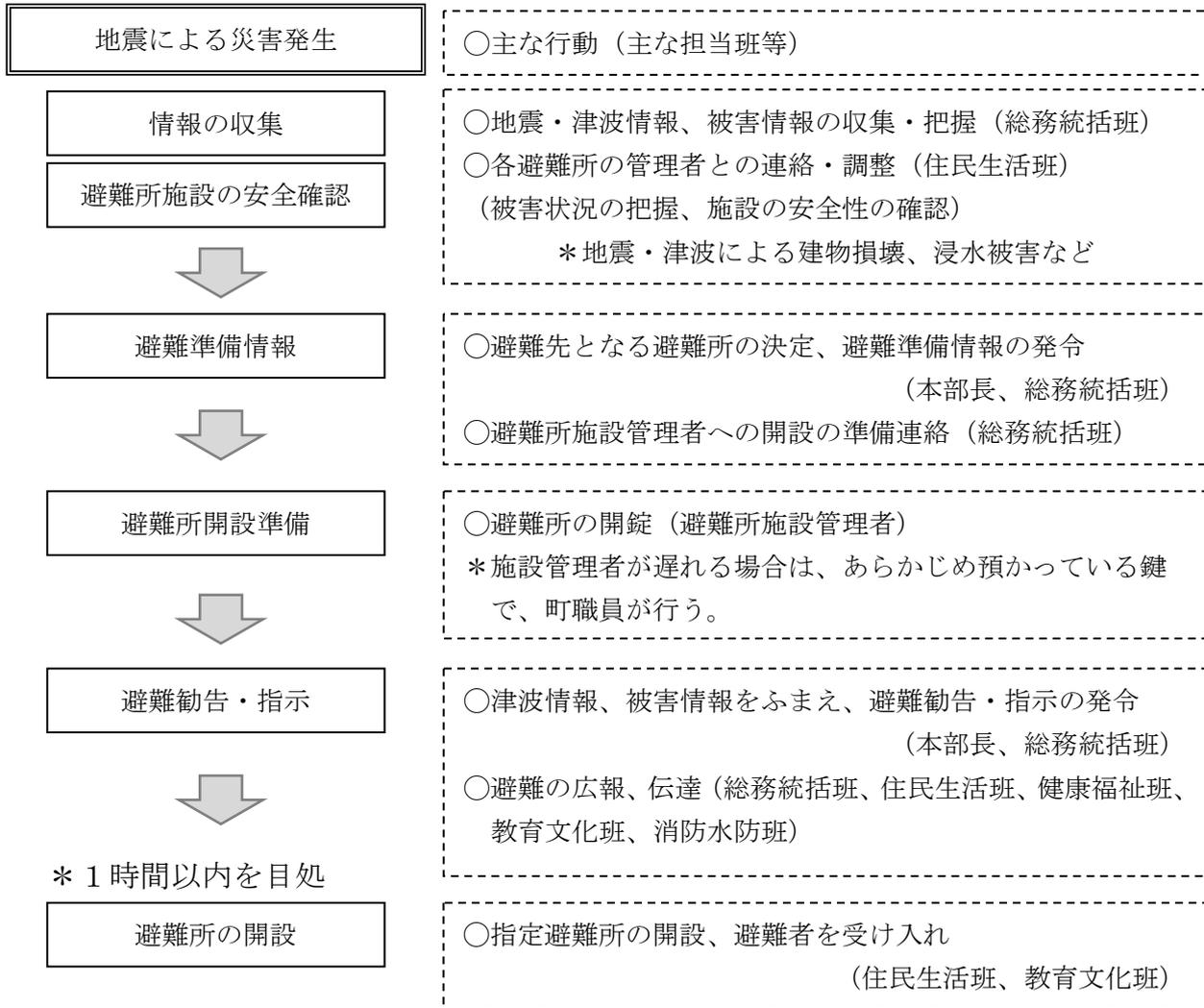
なお、住民生活班は、あらかじめ避難所担当職員を指名しておくものとする。

緊急に避難所を開設する必要があるときは、施設管理者、勤務職員等が実施する。

また、災害救助法による避難所の供与は、福岡県地域防災計画等を参照する。

避難所開設までの流れについては、概ね以下のとおりである。

■避難所開設までの主な流れ



2. 避難所の追加指定

大規模災害により被災者が多くなった場合や指定避難所の被災により、避難所の不足が生じた際は、立地条件や施設の安全性等を考慮した上で、被災者が自発的に避難している施設等を臨時避難所とすることができるものとする。

なお、町域の避難所では収容力が不足するときは、県または近隣市町村へ避難所開設を要請する。

3. 自主避難等への対応

町が開設する指定避難所・避難場所への避難とは別に、住民が自主避難するときは、自治会等で開設する公民館等を使用する。

また、指定避難所への移動等が困難な場合は、一時避難場所（地域の公園や広場）において一時的に避難し、その後の状況により安全が確認されれば指定避難所への移動を行う。

4. 避難所開設の周知、報告

住民生活班の避難所担当職員は、避難所を開設したときは、開設及び収容人数等の報告を総務統括班に行うとともに、速やかに住民に周知する。

総務統括班は、県（知事）に対し次の報告を行う。

■県への報告事項

- 避難発令の理由
- 避難対象地区名（災害危険箇所名等）
- 避難所開設の日時及び場所、施設名
- 箇所数及び収容人数
- 開設予定期間の見込み
（災害救助法適用の場合、災害発生の日から7日以内）

5. 避難者の受け入れ

避難所担当職員は、避難所の開設時に、すでに避難者があるときは、一旦広いスペースに誘導する。

その後、災害時要援護者とその他避難者のスペースを確保・決定し、それぞれを受け入れる。

■避難者の受け入れ事項

- 収容スペースへの案内
- 避難者の把握（居住地域、避難者数等）
- 災害情報等の収集及び本部への伝達

6. 避難所内事務室の開設

避難所内に事務室を開設し、看板等を掲げ、運営の拠点とする。

なお、事務室には、避難者カード、事務用品等を事前に準備する。

第5 避難所の運営

1. 運営担当

避難所の運営は、災害初期では住民生活班が避難所担当職員として行い、担当するとともに、学校等では教育文化班がこれに協力する。

ただし、避難所生活が長期化するときは、避難所の運営は、自主防災組織、ボランティアの協力を得て、避難者自身による自主運営の形態で行うように努める。

■運営事項

- 避難者名簿等の作成
- 居住区域の割り振りと班長の選出
- 食料、生活必需品の請求、受け取り、配給
- 運営状況の報告（毎日、その他適宜）
- 運営記録の作成
- 生活ルールの作成

2. 避難者カード・名簿の作成

避難所担当職員は、避難者カードを配り、世帯単位に記入するよう指示する。

避難者名簿は、集まった避難者カードを基にして作成し保管する。

また、その写しを総務統括班に送付する。

3. 教職員の協力

教職員は、学校に避難所が開設された場合、教育文化班と協力し、円滑に避難所を運営するため必要な調整を行う。

4. 居住区域の割り振りと班長の選出

避難所担当職員は、自治会ごとに居住区域を設定するよう努める。

また、避難者に対し居住区域別に班長選出を促すとともに、班長に対し、次の事項への協力を要請する。

なお、人選にあたっては、多様な避難者ニーズ、特に女性避難者のニーズを的確に把握・反映できるように、班長や副班長等について女性から選出するなどの配慮を行う。

■協力要請事項

- 町からの避難者への指示、伝達事項の周知
- 物資の配布活動等の補助
- 居住区域の避難者の要望・苦情等のとりまとめ
- 防疫活動等への協力
- 施設の保全管理

5. 食糧、生活物資の請求、受け取り、配分

避難所担当職員は、食糧、飲料水、生活物資等の必要量を総務統括班に請求する。

物資等を受け取ったときは、各居住区の班長等と協力し、避難者に配分する。

6. 運営記録の作成、報告

避難所担当職員は、避難所の運営について運営記録を作成し、1日1回、総務統括班へ報告する。

傷病人の発生等、特別の事情のあるときは、必要に応じて報告する。

7. 広報

避難所での広報活動は、避難所運営組織、ボランティア等と連携し、情報の混乱が生じないようにする。

なお、障害者、高齢者等、情報の入手が困難な避難者には十分配慮する。

8. 管理・運営の留意点

関係各班、自主防災組織は、避難所の管理・運営に関して、以下の点に留意し対応を行う。

■避難所の管理・運営の留意点

- 避難者の把握（出入りの確認）
- 混乱防止のための避難者心得の掲示
- 応急対策の実施状況・予定等の情報の掲示
- 生活環境への配慮
- 災害時要援護者への配慮
- 避難の長期化等の状況に応じた、プライバシーの確保及び男女のニーズの違い等男女双方の視点への配慮
- 間仕切りの設置
- 相談窓口の設置（女性相談員の配置に配慮する。）
- 動物飼養者の周辺への配慮の徹底
- 安全、保健・衛生、保安及びプライバシーの保持に注意し、男女別更衣室、授乳室を確保
- 生理用品、粉ミルク、離乳食などの提供
- 生理用品や女性用下着の物資を手渡す担当者は必ず女性が担当
- トイレは仮設トイレを含めて男女別とし、和式、洋式両方を配置
- テレビ、ラジオ、臨時公衆電話、インターネット端末、携帯電話の充電器等、避難者の情報受信の便宜を図る。

9. 長期化への対応

関係各班は、避難生活の長期化に備え、次のような対策を行う。

■長期化への対策事項

- 共同利用する器具、場所等に関する生活ルールを確立する。
- 冷暖房器具、洗濯機等の生活機材を確保する。
- 間仕切り等による避難者のプライバシー保護等を行う。
- ボランティア等支援スタッフを確保する。
- 施設としての機能維持のため非常用電源設備を整備・強化する。
- トイレ（し尿処理）、入浴施設、水道、下水道、清掃、ごみ処理などの衛生対策について、環境を維持するため避難者等の協力を得る。
- 避難して助かった被災者が、避難所で亡くなることのないよう、細やかなケアを行う。
- 避難所での集団生活や避難生活の長期化による持病の悪化、インフルエンザ等集団感染などの防止、精神安定化等を図るため、医師、保健師による健康管理、衛生管理を行う。
- 「医療・保健・福祉の専門職」の視点（女性、高齢者、幼い子どもたちの目線）を取り入れる。
- 乳幼児のいる家庭専用部屋を設置する。
- 女性用物干し場を設置する。
- トイレ・更衣室以外にも女性専用スペースを設置する。
- 避難所、不在住宅等の防犯対策を行う。
- 状況に応じて行政やボランティア等による支援が享受できる地域への避難やさらなる広域避難について検討する。

10. 避難者の把握及び避難所の生活環境の把握

(1) 避難者の把握

総務統括班は、避難場所ごとに、そこに収容されている避難者に係る情報を早期に把握する。また、避難場所で生活せず、食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報を把握し、県等への報告を行う。

(2) 避難所の生活環境の把握

総務統括班は、避難場所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等を把握し、必要であれば対策を講じる。

避難の長期化等、必要に応じてプライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無・利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難場所の衛生状態を把握し、必要な措置を講じる。

また、必要に応じ、避難場所における家庭動物のためのスペースを確保する。

1 1. 福祉避難所の運営

福祉避難所は、施設がバリアフリー化されているなど、災害時要援護者の利用に適しており、生活相談職員等の確保が比較的容易な施設とする。

本町では、指定避難所の吉富あいあいセンター(吉富町保健センター)が該当する。福祉避難所の運営に際しては、下記の点に留意する必要がある。

■福祉避難所の留意事項

- 各避難所において災害時要援護者の健康状態等を考慮し、避難所での生活が困難と判断した場合は、必要性の高い人から優先的に福祉避難所へ移送する。この際、必要に応じて、家族同伴等の対応を行う。
- 福祉避難所には、相談等に当たる介助員等を配置し、日常生活上の支援を行うとともに、避難者の生活状況等を把握し、ホームヘルパーの派遣等、避難者が必要な福祉サービスや保健医療サービスを受けられるように配慮する。
(介助員の配置は災害救助法に基づく経費負担ができるが、その他のサービス提供に要する費用は他法に基づく費用負担となる。)

1 2. 在宅避難者対策

在宅で生活可能な者のうち、食料、水、日用品等の入手が困難なもの(在宅避難者)については、避難所入所者に準じ救援措置をとる。

(1) 在宅避難者の把握

在宅避難者の把握については、避難所での避難者の把握に準じて、原則として最寄の避難所で状況を把握する。

(2) 食料等の配給

在宅避難者への食料等の配給は、各避難所または状況により地区の要所で行う。

配給の実施機関は、配給の種類に応じて、近隣商店等の再開、水道の供給開始までの期間とする。

第6 広域的避難者の受け入れ

総務統括班及び関係各班は、町外被災地の災害規模が甚大で、被災地である市町村から区域外への広域的な避難及び避難場所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合には、必要に応じて広域的避難者の受け入れ体制を整えるとともに、県に広域避難収容に関する支援を要請する。

第7 旅行者、滞在者の安全確保

総務統括班及び関係各班は、交通機関の管理者等と連携し、高速道路、鉄道等の交通機関の不通により、自力で帰宅することが困難な通勤者、通学者、旅行者等の滞留者に対し支援を行う。

1. 安全確保と情報提供

交通機関の管理者等は、災害が発生し、または発生するおそれがあるときは、利用者等を適切な場所へ誘導し、安全を確保する。

また、町、警察署等と連携し、被災状況や復旧の見通しなどの情報提供を行う。

2. 施設等の提供

住民生活班は、滞留期間が長期に及ぶ見通しのとき、または危険が予想されるときは、交通機関の管理者等と連携し、最寄りの避難所等に滞留者を誘導する。

第7節 救助・救急・消防活動

| 項目 | 初動 | 応急 | 復旧 | 担当 |
|---------------|----|----|----|----------------|
| 第1 行方不明者名簿の作成 | | | | 住民生活班 |
| 第2 救助活動の実施 | | | | 消防団、消防本部、健康福祉班 |
| 第3 救急活動の実施 | | | | 消防団、消防本部、健康福祉班 |
| 第4 消防活動の実施 | | | | 消防団、消防本部、総務統括班 |

救助・救急・消防活動を実施するに当たっては、警察、消防本部、消防団、自主防災組織等と協力して行う。

第1 行方不明者名簿の作成

住民生活班は、所在の確認できない住民に関する問い合わせや、行方不明者の捜索依頼の受け付けを行い、行方不明者名簿を作成する。

■行方不明者名簿

- 庁舎内に被災者相談窓口を開設し、行方不明者の届け出を受け付ける。
- 行方不明者が、避難所にいないか、まず避難者名簿で確認する。
- 行方不明者名簿は、警察署、消防本部、消防団にも提供する。

第2 救助活動の実施

1. 救助活動

消防団は、消防本部と連携して救助チームを編成し、救助情報をもとに災害現場に出動する。

本部長（町長）は、災害の規模、状況等に応じて健康福祉班を現地に派遣し、救助チームの状況把握及び支援を行う。

救助チームは、救助資機材等を活用し、行方不明者名簿等を踏まえて、消防本部、警察署、自主防災組織等と連携・協力し、救助活動を行う。

なお、行方不明者を発見し、すでに死亡していると認められるときは、警察署に連絡する。

2. 応援要請

救助活動が困難なときは、警察署や隣接する消防機関等の応援を要請する。

自衛隊の応援が必要なときは、県知事に派遣要請を依頼する。

また、車両、特殊機械器具が必要なときは、国、県や隣接市町村の協力または建設事業者団体等に出動を要請する。

3. 住民及び事業所等の救助活動

住民及び事業所等は、災害が発生したときは、当該地区の自主防災組織と連携し、自主防災倉庫等の救助資機材を活用し、救助活動を行う。

自主防災組織等においても救出できない者については、防災関係機関の活動に委ねることになるため、防災関係機関による救出活動の円滑な実施に必要な情報の提供等を行う。

さらに、負傷者に対しては応急手当を行うとともに、医師の介護を必要とする者があるときは救護所等へ搬送する。

なお、消防団及び消防本部等の救助隊が到着したときは、その指示に従い、救助活動に協力する。

第3 救急活動の実施

消防本部、消防団及び健康福祉班は、次のように救急活動を行う。

■救急活動の内容

- 救助現場から救護所または救急指定病院等まで、救急車等で傷病者を搬送する。
- 傷病者が多数発生したときは、警察署、町、自主防災組織等に搬送を要請する。
- 町内の搬送先病院で収容できないときは、災害拠点病院等へ搬送する。
- 道路の被害等で救急車による搬送ができないときは、県を通じてヘリコプターの出動を要請する。

第4 消防活動の実施

1. 活動体制の確立

消防本部は、総務統括班と連携し、災害により通常の警備体制では対処できない被害が発生したときは、消防長は、非常警備を発令し、非常警備体制を確立する。

また、消防本部は、災害により必要と判断したときは、本部長（町長）を通じて、消防団長に対して団員の招集を要請し、適切な警備体制を確立する。

2. 留意事項

消防本部及び消防団は、次の点に留意して消火活動を行う。

■消火活動の留意事項

- 風向き、市街地の建物分布等を考慮し、最も効果的に消防力を投入する。
- 延焼火災の少ない地区は、集中的に消火活動を実施し、安全地区として確保する。
- 延焼火災が発生している地区は、直ちに住民の避難を呼びかけ、必要に応じて避難路の確保等を最優先で行う。また、安全な方向への避難誘導を努める。
- 危険物の漏えい等のおそれがある地区は、立入り禁止措置をとり、安全な避難誘導に努める。
- 病院、避難所、幹線道路、防災拠点となる施設等の火災防御を優先して行う。
- 地域住民等が実施する初期消火活動との連携、指導に努める。

3. 活動内容

消防団は、災害時に次のような活動を行う。

■消防団の活動内容

| | |
|---------------|---|
| 出 火 防 止 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 状況に応じて住民に対し、出火防止の広報を行う。 ○ 出火時は、住民の協力を得て、初期消火を行う。 |
| 消 火 ・ 救 急 救 助 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 火災時は、関係機関と協力し、消火活動を行う。 ○ 火災のおそれがないときは、救急救助活動を行う。 |
| 避 難 誘 導 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 避難勧告・指示がなされたときは、住民に伝達するとともに、関係機関と連携し、避難誘導を行う。 |

4. 消防広域応援要請

現況の消防力では対処しきれない規模の火災や救助事象等が発生した場合、「消防相互応援協定」及びその他の相互応援協定に基づき、県内外の消防機関に対して応援要請を行う。

また、ヘリコプターが必要な場合は、県知事を通じてヘリコプターの派遣等の要請を依頼する。

なお、詳細は、第4節 第3「消防応援の要請、受け入れ等」を参照。

5. 住民、自主防災組織の活動

住民及び自主防災組織は、火災が発生した場合、関係機関への通報及び初期消火活動を行い、消防団及び消防本部が到着したときは、その指示に従い協力する。

6. 事業所の活動

事業所は、火災が発生した場合、関係機関への通報、出火防止措置及び初期消火活動を行う。

また、火災の拡大、爆発等が発生するおそれのあるときは、次の措置をとる。

■事業所の消火活動等

- 警察、消防署等最寄りの防災機関への通報
- 自衛消防隊等による初期消火、延焼防止活動
- 必要に応じて従業員、顧客等の避難
- 周辺住民に対する必要な情報の伝達
- 立入り禁止措置等の実施

第8節 医療救護活動

| 項目 | 初動 | 応急 | 復旧 | 担当 |
|-------------------|----|----|----|------------|
| 第1 医療救護チームの編成 | | | | 健康福祉班 |
| 第2 医療救護所の設置 | | | | 健康福祉班 |
| 第3 医療救護活動 | | | | 医療救護チーム |
| 第4 後方医療機関の確保と搬送 | | | | 健康福祉班、消防本部 |
| 第5 医薬品、医療資機材の確保 | | | | 健康福祉班 |
| 第6 被災者の健康と衛生状態の管理 | | | | 健康福祉班 |
| 第7 心のケア対策 | | | | 健康福祉班 |

災害が発生した時は、救護を要する傷病者や医療機関の被害状況を把握するとともに、関係機関の協力を得て医療救護所の設置、医療救護チームの編成派遣、医薬品や医療資機材の調達などの初期医療体制を整える。

また、初期医療の救護所に対応できない場合は後方医療として後方医療機関、災害拠点病院で対応する。

なお、本町では、新行橋病院が災害拠点病院となる。

第1 医療救護チームの編成

1. 医療情報の収集

健康福祉班は、県及び医師会等と連携し、次の医療情報を収集する。

- 医療施設の被害状況、診断機能の確保状況
- 避難所、救護所の設置状況
- 医薬品、医療器具等の需給状況
- 医療施設、救護所等への交通状況
- その他参考となる事項

2. 要請及び出動

健康福祉班は、必要により次のように医療救護チームの出動を要請する。

■出動要請

| | |
|--------------------|--|
| 災害により多数の傷病者が発生した場合 | <input type="radio"/> 医師会に医療救護チームの出動を要請する <input type="radio"/> 災害の状況に応じ、県知事に対し必要な措置を要請する |
| 医療関係者が自ら必要と認めたとき | <input type="radio"/> 要請を待たずに医療救護チームを編成、出動する |

3. 医療救護チームの編成

健康福祉班は、多数の傷病者が発生した場合は、医師会に医療救護チームの編成・派遣を要請する。

医師会は、歯科医師会、薬剤師会と連携し編成する。

災害の規模、状況によっては、町外の公立病院その他の応援を要請する。

また、広域的な応援が必要な場合は、県に支援要請を行う。

なお、救護チームには、以下の他に歯科医師や精神科医等も配置するなど、被災者への多様な対応が可能な体制を整える。

| 名 称 | 編成機関 | チームの構成 | 備 考 |
|---------|------|--|-----------------|
| 医療救護チーム | 医師会 | 医 師：1～2名 看護師：1～4名 薬剤師：1名 補助員：1名 | 必要により 運転手：1名 |

第2 医療救護所の設置

健康福祉班は、次の点に留意し、医療救護所を設置する。

医療救護所は、原則として避難所等に設置するが、状況に応じて災害現場に近い公民館や集会所等の公共施設、一般診療機関にも設置する。

■医療救護所設置の留意点

| |
|---|
| <input type="radio"/> 被災傷病者の発生及び避難状況 <input type="radio"/> 医療救護チームの配備体制及び医療スタッフの派遣体制 <input type="radio"/> 被災地の医療機関の稼働状況 <input type="radio"/> 医療資機材、水、非常用電源等の確保の見通し <input type="radio"/> 搬送体制、情報連絡体制の確保の見通し |
|---|

第3 医療救護活動

派遣された医療救護チームの活動内容は、次のとおりである。

■医療救護チームの活動内容

- 負傷者の傷害等の程度の判別（トリアージ※）
- 負傷者の応急処置
- 後方医療機関への搬送の要否及び搬送順位の決定（トリアージ・タグ※の活用）
- 軽症患者や転送困難な患者等の治療及び衛生指導
- 助産救護
- 死亡の確認及び遺体検案並びに遺体処理への協力

※トリアージ：傷病者の重傷度と緊急度を判定し、治療や後方搬送の優先順位を決めること。

※トリアージ・タグ：トリアージ区分の識別表で、収容医療機関への連絡事項等を簡単に記したメモのこと。

■医療機関の活動内容

- 被害情報の収集及び伝達
- 応需情報（診療可能状況）の報告
- 傷病者の検査及びトリアージ
- 重傷患者の後方医療機関への搬送
- 傷病者の処置及び治療
- 助産救護
- 医療救護チーム、医療スタッフの派遣
- 死亡の確認及び遺体検案並びに遺体処理への協力

（注意事項）クラッシュ症候群（手足等の圧迫から起こる全身障害）は一見して重傷に見えないので注意が必要。

第4 後方医療機関の確保と搬送

1. 後方医療機関の確保

健康福祉班は、一般病院等の被災状況と収容可能ベッド数を速やかに把握し、救護所から搬送される重傷病者を収容できる医療機関を確保する。

また、町内の医療機関では収容が困難な重症病者については、町外の病院、災害拠点病院及び近隣の災害拠点病院等に収容する。

なお、町外への転送が必要な時は、県または近隣市町村へ要請する。

2. 被災傷病者等の搬送

災害により被災した傷病者等は、次のように搬送を行う。

搬送手段がないときは、住民の協力を得て搬送するか、または消防団、警察署、後方医療機関へ搬送要請を行う。

なお、総務統括班は、交通の状況により災害拠点病院等への搬送が救急車等では困難な場合は、県、自衛隊等にヘリコプターでの搬送を要請する。

■傷病者等の搬送先と搬送主体

| 搬送先 | 搬送主体 |
|--------------------|-------------------|
| 被災現場から医療救護所、医療機関等へ | 消防本部、警察、町、自主防災組織等 |
| 医療救護所から後方医療機関へ | 医療救護チームを派遣した機関 |
| 医療機関から後方医療機関へ | 当該医療機関 |

第5 医薬品、医療資機材の確保

1. 医薬品、医療資機材の確保

健康福祉班は、医薬品、医療資機材が不足するときは、薬剤師会等と連携して、原則として次のとおり確保する。

また、町の要請で出動した医療救護チームが使用する医薬品等は、町が手配したもので対応する。

■医薬品等の調達

- 薬剤師会、医薬品販売業者から調達する。
- 不足する場合は、医師会が保有する医薬品、医療資機材を調達する。
- 入手が困難な場合は、町災害対策本部から京築保健福祉環境事務所を通じて県災害対策本部へ、または県災害対策本部へ直接、供給を要請する。
- なおも医薬品等が不足する場合は、医療救護チームが携行したものを使用する。この場合、費用は町が実費弁償する。

2. 輸血用血液の確保

輸血用血液が必要なときは、福岡県赤十字血液センターからの供給を要請する。また、必要に応じて住民に献血の協力を呼びかける。

第6 被災者の健康と衛生状態の管理

保健福祉環境事務所は、被災地の避難所、自宅における疾病予防等のため、公衆衛生保健活動を行う。

健康福祉班は、この活動に協力する。

1. 生活環境の整備、確認

保健福祉環境事務所は、台所、トイレ等の衛生管理の徹底、手洗い等の衛生習慣の強化について指導し、必要な支援を行う。

2. 健康状況の把握

健康福祉班は、保健福祉環境事務所や医師会等と協議しながら、被災者に対する健診体制を確保する。

また、保健福祉環境事務所と協力し、巡回相談等を通じて被災者の健康状態を把握し、新たな健康問題の発生、慢性疾患の悪化等の防止や早期発見に努める。

3. 相談・指導

健康福祉班は、保健福祉環境事務所と協力して、巡回相談等の場で必要な指導を行う。

特に、避難生活により発生が危惧される感染症、深部静脈血栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）、高齢者の生活機能低下等への対応を強化し、未然に発生を防止する。

4. 医療の確保

医師会を通じて管内医療機関と連携を強化し、医療への依存度の高い慢性疾患患者等への医療体制の確保に努める。

第7 心のケア対策

健康福祉班は、大規模な災害が発生したとき、または避難生活が長期化する場合は、福岡県精神保健福祉センター、保健福祉環境事務所、精神科医療機関、児童相談所職員等の協力により、カウンセリングやメンタルケア資料の作成等を行い、被災者や災害時要援護者のPTSD（心的外傷後ストレス障害）等の精神的不安への対策を行う。

第9節 災害時要援護者等対策

| 項 目 | 初動 | 応急 | 復旧 | 担 当 |
|-------------------------|----|----|----|-------------|
| 第1 災害時要援護者の安全確保、安否確認 | | | | 健康福祉班 |
| 第2 災害時要援護者の避難支援 | | | | 健康福祉班 |
| 第3 避難所の災害時要援護者に対する応急支援 | | | | 健康福祉班 |
| 第4 福祉避難所等の確保、災害時要援護者の移送 | | | | 健康福祉班 |
| 第5 災害時要援護者への各種支援 | | | | 健康福祉班 |
| 第6 福祉仮設住宅の供給 | | | | 健康福祉班、産業建設班 |
| 第7 福祉仮設住宅での支援 | | | | 健康福祉班 |
| 第8 外国人等への支援対策 | | | | 総務統括班 |
| 第9 帰宅困難者への支援対策 | | | | 総務統括班 |

災害時要援護者とは、災害の危険を察知したり、救助を申請したり、災害に対する情報を理解したり、災害にどう対応すべきかについて、何らかのハンディを負っている人たちが該当する。

具体的には、ひとり暮らしや寝たきり等の高齢者、身体障害者（児）、知的障害者、精神障害者、難病患者、妊産婦、乳幼児・児童、外国人など。

第1 災害時要援護者の安全確保、安否確認

1. 安全確保

健康福祉班は、災害初期の緊急措置として、自主防災組織、民生委員、福祉関係団体、消防団、社会福祉協議会等に要請し、災害時要援護者をそれぞれ安全で適切な避難所等へ誘導する。

2. 安否確認

健康福祉班は、自主防災組織、民生委員・児童委員、福祉関係団体、消防団、社会福祉協議会等の協力を得て、災害時要援護者の安否確認を行う。

安否確認は、吉富町災害時要援護者台帳等の情報を活用し、次の方法で名簿を作成し、実施する。

■安否確認の方法

- 自主防災組織の調査に基づく報告
- 民生委員の調査に基づく報告
- 福祉関係団体等の調査に基づく報告
- 避難者名簿に基づく報告
- 保健福祉環境事務所その他関係機関の調査に基づく報告
- 一人暮らし高齢者の緊急通報装置による確認報告（業者委託）または町が名簿により直接確認
- 身体障害者（世帯）、生活保護世帯の一人暮らし世帯等に対し、町が名簿により直接確認

第2 災害時要援護者の避難支援

健康福祉班は、避難誘導にあたり、吉富町災害時要援護者台帳に登録されている要援護者をはじめ、高齢者、障害者、傷病者、妊産婦及び乳幼児等の災害時要援護者を十分考慮するとともに、避難支援のために必要と認めるときは、台帳の情報を関係機関に提供する。

また、要援護者の中でも、特に自らの移動が困難な要介護・要介助の者を優先するなど、避難の優先順位等についても配慮する。

なお、避難にあたっては、自主防災組織等により、速やかに地域住民を集団避難させる。

第3 避難所の災害時要援護者に対する応急支援

健康福祉班は、避難所担当職員等を通じて、避難所の災害時要援護者への支援ニーズを把握し、次のような支援を行う。

■避難所の災害時要援護者への支援内容

| | |
|------------------|--|
| ケアサービスリストの作成 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 必要な介護・介助要員の種別、人数 ○ 必要な介助用具（車椅子、つえ等）の種別、数量 |
| 必要な設備等の確保・設置 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 踏み板等の設置による段差の解消 ○ 簡易ベッド、マットレス ○ パーティション（間仕切り） ○ 車椅子、紙おむつ、障害者用携帯トイレ等 |
| 災害時要援護者専用スペースの確保 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 少人数部屋への割り当て ○ 冷暖房、トイレ等への配慮 |
| 生活支援措置 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 適温食と高齢者、乳幼児、外国人、妊産婦等に配慮した食事の供給 ○ ホームヘルパー等の派遣、介護 |
| 広報支援措置 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 掲示板の設置、手話通訳の派遣 ○ ボランティアによる個別情報伝達 |

第4 福祉避難所の確保、災害時要援護者の移送

1. 福祉避難所の確保

健康福祉班は、必要と認めるときは、福祉避難所に緊急受け入れを要請する。

■福祉避難所の確保

- あらかじめ指定した福祉避難所の確保
 - ・ 吉富あいあいセンター（吉富町保健センター）
- 不足するときは、協定を締結している社会福祉施設等に特別受け入れ要請を行う。
 - ・ 老人保健施設、老人ホーム、障害者福祉施設など

なお、福祉避難所への入所対象者は、以下のとおりである。

■福祉避難所の入所対象者等について

- 高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、病弱者等、避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする者で、介護保険施設や医療機関等に入所・入院するに至らない程度の在宅の要援護者。
- 介護認定を受けている者、被災後介護認定を受けた者、身体状況等の悪化により緊急に入院加療が必要な者等については、緊急入所、ショートステイ、緊急入院等により対応を図る。
- なお、災害時における要援護者の避難生活場所については、在宅、指定避難所、福祉避難所、緊急入所等が考えられるが、避難生活中の要援護者の身体状態等の変化に留意し、必要に応じて福祉避難所への入所や緊急入所等を図るなど、適切に対応する
- 要援護者一人あたりの面積の目安としては、2～4㎡/人とする。

2. 福祉避難所への移送

健康福祉班は、福祉避難所が確保されたときは、関係機関への要請やボランティア等の協力を得て、速やかに災害時要援護者を移送する。

この際、要援護者の家族も、必要に応じて福祉避難所へ避難させることができる。

3. 福祉避難所の管理・運営

福祉避難所を開設したときは、担当職員を派遣し、避難所の管理・運営にあたる。また、担当職員の交代要員を確保する。

なお、災害発生当初は、福祉避難所に派遣する職員を確保できない場合があるため、施設管理者等の協力を得て対応を図る。

第5 災害時要援護者への各種支援

健康福祉班は、福祉関係団体、ボランティア等と連携し、在宅や避難所等の災害時要援護者に対し、巡回ケアサービスや相談業務など、次のような支援を行う。

■災害時要援護者への支援内容

- 巡回健康相談チーム、巡回リハビリテーションチームによる健康診断等
- ケースワーカー、カウンセラー等の派遣による生活相談支援
- ホームヘルパー、ボランティアの派遣による生活介助支援
- チラシ、点字等による障害者向けの広報活動等
- 保健師等によるケア

第6 福祉仮設住宅の供給

産業建設班は、健康福祉班と連携し、県と協議のうえ必要と認めるときは、災害時要援護者向けの福祉仮設住宅を建設、供給する。

建設、供給においては、次の点に留意する。

■供給の留意点

- 災害時要援護者のニーズに応じた住宅仕様の検討
- 災害時要援護者の程度に応じた優先的な入居の配慮

第7 福祉仮設住宅での支援

健康福祉班は、関係機関や関係団体等の協力を得て、福祉仮設住宅において、次のような支援を行う。

■福祉仮設住宅での支援内容

- 福祉仮設住宅の集会施設等へのスタッフ詰所の設置、運営
- 福祉仮設住宅の居住環境の向上
- 健康診断、心のケア対策の実施
- ケースワーカー、カウンセラー等による全般的な生活相談
- 各種行政支援サービスの利用相談
- ホームヘルパーの派遣
- その他災害時要援護者向けサービスの実施

第8 外国人等への支援対策

1. 外国人の支援対策

総務統括班は、県、警察署、国際交流協会、ボランティア団体等と連携し、町内の外国人の被災情報の把握、相談対応を行う。

また、外国人及び関係者に、県が実施する(公財)福岡県国際交流センターでの外国人県民相談、防災メールまもるくん英語版、インターネット、FM放送などによる多言語での情報提供メディアを広報する。

さらに、外国人に対して適切な情報提供を行うため、必要に応じて県及び国際交流センターとの連携を図り、外国語を話すことができるボランティアを確保する。

2. 旅行者への対応

災害時の旅行者の被災状況について、関係団体等からの情報を収集し状況を把握す

るとともに、災害応急対策の実施に際し、関係機関等から情報提供の要請があった場合には迅速に提供する。

第9 帰宅困難者への支援対策

総務統括班は、災害により、公共交通機関が停止した場合に、速やかに帰宅できない帰宅困難者や徒歩による帰宅者に対して支援を行う。

1. 徒歩帰宅者への支援

通勤・通学者等の徒歩による帰宅を支援するため、企業・事業者等の店舗などにおいて、トイレや水道水、地図などによる道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路に関する情報等を提供する。

2. 帰宅困難者への支援

職場・学校・駅などに滞在する帰宅困難者に対して、災害関連情報等の提供を行うとともに、避難所等において一時的な休息・宿泊場所の提供を行う。

第10節 交通・輸送対策

| 項目 | 初動 | 応急 | 復旧 | 担当 |
|-----------------|----|----|----|-------------|
| 第1 交通情報の収集、規制 | | | | 産業建設班 |
| 第2 道路及び海上交通の確保 | | | | 産業建設班 |
| 第3 車両等、燃料の確保、配車 | | | | 総務統括班 |
| 第4 緊急通行車両の確認申請 | | | | 総務統括班 |
| 第5 緊急輸送 | | | | 総務統括班 |
| 第6 物資集配拠点の設置 | | | | 総務統括班、住民生活班 |
| 第7 臨時ヘリポートの設置 | | | | 総務統括班、産業建設班 |

第1 交通情報の収集、規制

1. 情報収集

産業建設班は、消防団と連携し、警察署、第七管区海上保安本部、漁港管理者から道路及び船舶の交通規制の実施状況、交通の状況等の情報を収集し、関係各班に伝達する。

2. 町道の交通規制

産業建設班は、必要に応じ、道路管理者として町道の交通規制を実施する。
交通規制に際しては、警察署と密接に連絡をとる。

(1) 相互連携・協力

警察署と連携し、被災地の実態、道路及び交通の状況に関する情報を相互に交換するとともに、交通規制を必要とする場合には、事前に道路交通の禁止または制限の対象、区間及び理由等を相互に通知する。

緊急を要する場合は事後速やかにその内容及び理由を通知する。

(2) 交通規制の標識等

道路の通行の禁止または制限の措置を講じた場合は、緊急な場合を除き、規制対象等を表示した標識等を設置する。

(3) 広報

道路交通の規制の措置を講じた場合は、必要に応じて、その内容及びう回路等について明示して、交通関係業者、一般通行に支障がないように努める。

■交通規制の区分、内容等

| 区 分 | 交通規制を行う状況及び内容 | 根拠法令 |
|-----------|---|-------------------------------|
| 公安委員会 | ○ 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る必要があると認めるときは、交通整理、通行の禁止、その他の交通規制をすることができる。 | 道路交通法（昭和35法律第105号）第4条 |
| | ○ 災害が発生し、または発生しようとしている場合において、災害応急対策が円滑に行われるようにするために緊急の必要があると認めるときは、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止または制限することができる。 | 災害対策基本法 第76条 |
| 警察署長等 | ○ 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る必要があると認めるときで、適用期間が短い場合は、通行の禁止、その他の交通規制をすることができる。 | 道路交通法第5条 または第114条の3 |
| 警察官 | ○ 車両等の通行が著しく停滞し、混雑する場合において、交通の円滑を図るためやむを得ないと認めるときは、必要な限度において車両等の通行を禁止し、もしくは制限し、後退させることができる。 | 道路交通法第6条 または第75条の3 |
| | ○ 通行禁止区域等において、車両その他の物件が、緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の移動、その他必要な措置を命ずることができる。 | 災害対策基本法 第76条の3 |
| 自衛官及び消防職員 | ○ 警察官がその場にいない場合に限り、通行禁止区域等において、警察官に準じた措置を行うことができる。 | 災害対策基本法 第76条の3第3項 及び第4項 |
| 道路管理者 | ○ 道路の破損、欠損、その他の事由により交通が危険であると認めるときは、区間を定めて通行を禁止し、または制限することができる。 | 道路法（昭和27年法律 第180号）第46条 |

3. 海上交通の規制

第七管区海上保安本部は、災害時によりその規模、態様若しくは海域の状況に応じ、危険防止等のため船舶交通の禁止または制限及び指導の措置を講じる。

産業建設班は、災害発生時危険防止に必要な範囲において、漁港湾施設の使用を制限若しくは禁止し、または使用等について必要な指導を行う。

また、第七管区海上保安本部と連携し、災害発生時その規模・態様または海域の状況に関する情報を相互に交換するとともに、規制措置を講ずるに際しては、緊急やむを得ない場合を除き事前に協議する。

第2 道路及び海上交通の確保

1. 交通施設の応急復旧

道路管理者は、産業建設班、県及び関係機関等と連携・協力し、安全、円滑な交通の確保、または緊急通行車両の通行確保のため、次の措置を講じる。

■通行確保のための措置

- 道路の損壊、欠損等の事由により、交通が危険であると認められる場合には、区間を定めて道路の通行を禁止または制限する。
- 通行の禁止及び制限を行った場合は、必要に応じて適当なまわり道等を明示し、一般の交通に支障がないように配慮する。
- 警察と連携・協力し、警察より交通規制等の情報収集を行うとともに、パトロール等を実施して迅速に管内の交通情報の把握に努め、その状況及び措置について警察へ連絡する。
- 道路の被害状況等を速やかに把握し、関係機関に連絡する。
- 道路上の放置車両、倒壊物及び落下物等、道路の通行に支障を及ぼす障害物を除去し、交通の確保に努める。
- 避難道路は、被害状況に応じた応急復旧を行い、交通の確保に努める。
- 上下水道、電気、ガス、電話等、道路専用のライフラインに被害が発生した場合は、各施設管理者に通報する。なお、緊急を要し、そのいとまがない場合は、通行の禁止、制限、立入禁止、避難誘導及び周知措置等、必要な措置を講じ、事後速やかに通報する。

2. 緊急輸送路の確保

産業建設班は、道路管理者と連携し、緊急輸送道路となる道路の状況を点検し、交通規制、応急復旧などを行い、通行を確保する。

また、道路の通行禁止、制限等の緊急輸送道路における状況について、警察署と密接に連絡をとる。

3. 県の緊急輸送に関する交通規制対象道路

県は、災害発生時の被害者の救援、緊急物資等の輸送への対処を目的として、県内の国道、主要地方道等を緊急輸送道路として指定している。

町域に該当する緊急輸送道路は、次のとおりである。

■緊急輸送道路の指定状況

| 路線区分 | 町域の路線 |
|------------|---------------|
| 緊急輸送道路（2次） | 主要地方道：吉富本耶馬溪線 |

4. 道路の障害物の除去

産業建設班は、路肩の崩壊、がけ崩れ、倒壊物等により通行に支障があるときは、建設事業者団体等に出動を要請して障害物の除去を行い、迅速に通行可能にする。

また、危険箇所には道路標識や警戒要員を配置するなどの措置をとる。
 なお、道路上の障害物の除去は、緊急輸送等に必要な路線を優先して行う。

5. 海上輸送路の確保

産業建設班は、海上における緊急輸送ネットワークの拠点となる近隣の港湾の利用について、関係自治体と連携して被害状況を把握し、必要に応じて応急復旧に協力するなどにより、海上緊急輸送機能を確保する。

また、県、関係自治体、自衛隊、第七管区海上保安本部等の協力を得て、近隣の港湾内の航行可能路を選定するなど、海上輸送ルート確保に努める。

なお、海上輸送拠点は近隣の港湾とし、当該港湾において陸揚げされた緊急物資等は、陸上輸送により本町内へ搬送を行う。

第3 車両等、燃料の確保、配車

1. 車両、燃料の確保

(1) 車両、燃料の調達

総務統括班は、次のとおり車両の借り上げ、燃料の調達を行う。

■車両、燃料の調達

| 区 分 | 内 容 |
|---------|---------------------------------------|
| 町有車両の把握 | ○ 調達可能な町有車両の状況について把握する。 |
| 車両の借り上げ | ○ 町有車両で対応が困難なときは、輸送業者等から借り上げる。 |
| 燃料の調達 | ○ 各班の町有車両及び借り上げ車両のすべてに対し、必要な燃料の調達を行う。 |

(2) 配車

総務統括班は、各班の要請に基づき、車両関係団体の協力を得て総合的に調整し、配車する。

車両の運行に必要な人員は、原則として各班の要員を充てる。

2. 県への要請依頼

総務統括班は、災害による交通の途絶または緊急的な輸送を必要とする場合、県を通じてヘリコプター、船舶等による輸送を要請依頼する。

第4 緊急通行車両の確認申請

1. 緊急通行車両の申請

災害対策活動に従事する車両は、公安委員会が災害対策基本法第76条に基づく通行の規制または制限を行ったときは、緊急通行車両の確認（証明書及び標章の交付）を受ける必要がある。

総務統括班は、災害対策に使用する車両について、県または公安委員会（各警察署）に対し所定の書類をもって申請する。

なお、事前届出を申請している車両は、県または公安委員会（各警察署）に当該届出済証を提出し、確認審査を省略して速やかに標章及び確認証明書の交付を受けることができる。

2. 緊急通行車両の使用

交付された標章は、車両の助手席側ウインドガラスの上部の前面から見やすい箇所に貼付し、確認証明書は当該車両に備えつける。

第5 緊急輸送

総務統括班は、避難所を開設したときは、あらかじめ定める災害時における輸送車両等の運用計画・調達計画により、人員、食糧、飲料水、生活物資、資機材等を搬送する。

多数の避難所等へ搬送が必要なときは、輸送業者に搬送を要請する。

また、総務統括班は、交通の途絶により航空輸送が適切と判断されるときは、県にヘリコプターの出動を要請する。

■ 緊急輸送の範囲

| | |
|------|--|
| 第1段階 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資 ○ 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資 ○ 後方医療機関へ搬送する傷病者等 ○ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要の人員、物資 ○ その他初動応急対策に必要な人員、物資 |
| 第2段階 | <p>上記第1段階の続行</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 食料、水など生命の維持に必要な物資 ○ 傷病者及び被災者の被災地外への輸送 ○ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員、物資 |
| 第3段階 | <p>上記第2段階の続行</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害復旧に必要な人員、物資 ○ 生活必需品 |

第6 物資集配拠点の設置

住民生活班は、総務統括班と連携して、備蓄物資だけでは不足し、業者等から調達するとき、または大量の救援物資等が届くときは、必要に応じて物資集配拠点を開設する。

■物資集配拠点施設

- 吉富中学校体育館

第7 臨時ヘリポートの設置

総務統括班は、産業建設班と連携して、必要に応じて臨時ヘリポートを開設する。本町における、災害時の臨時ヘリポートは下表のとおりである。

■臨時ヘリポート

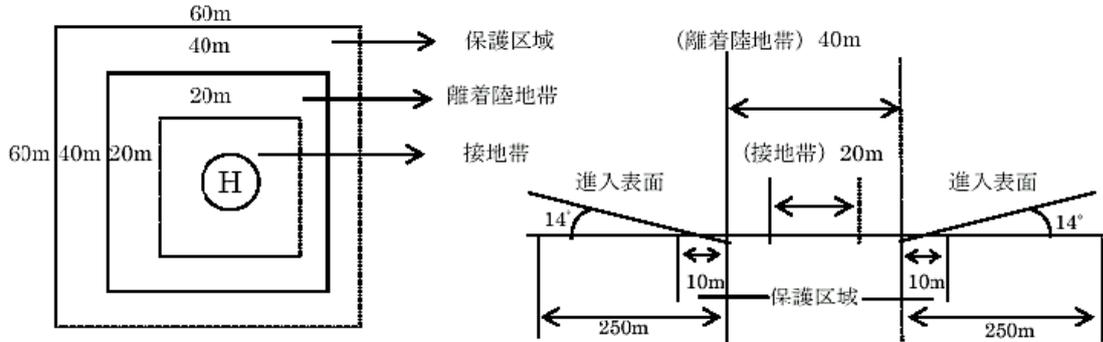
| 名称 | 所在地 | 連絡先 |
|----------------------|---------------|--------------|
| 吉富小学校グラウンド | 吉富町大字広津 665-1 | 0979-23-2179 |
| 吉富中学校グラウンド | 吉富町大字直江 612 | 0979-22-0813 |
| 山国川河川敷（使用可能の場合に利用する） | | |

■設置に係る留意事項

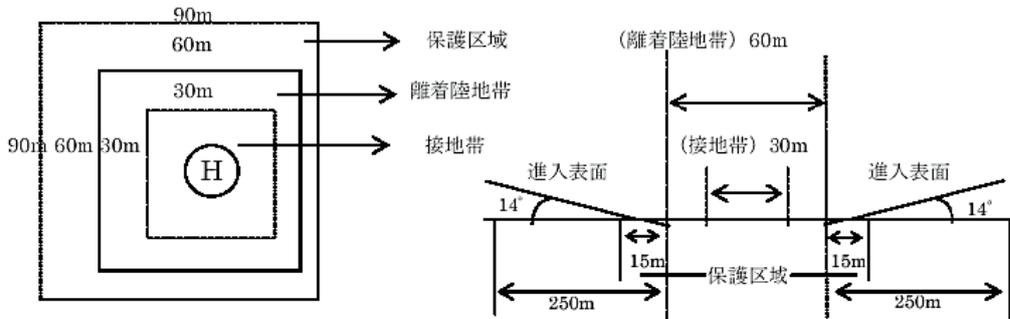
- 標示
 - ・上空から確認しうる風の方向を標示する旗または発煙筒等を用意する。
 - ・着陸地点には、石灰等を用い、接地帯の中央に直径5m程度の円を書き、中に「H」の字を標示する。
- 危険防止
 - ・離着陸時は、風圧などにより危険であるため、安全上の警戒員を配し、関係者以外の者及び車両の進入を規制すること。（注）児童・生徒の接近をさせないこと。
 - ・離着陸場所の付近には、飛散物を放置しないこと。
 - ・砂塵の発生が著しい場所では、散水等の事前措置を行うこと。
 - ・ヘリコプターを中心として、半径20m以内は火気厳禁とすること。

■臨時ヘリポートの基準（目安要件）：福岡県地域防災計画より

ア 中型（AS365、ベル412等以下）のヘリコプターの場合



イ 大型（V-107、A332等以上）のヘリコプターの場合



- 注1 離着陸地帯とは、ヘリコプターの離着陸のために設けられた設置帯を含む矩形部分をいう。
 接地帯を除き、約30cm程度までの高さを限度として、できるだけ平坦でなければならない。
- 注2 接地帯とは、離着陸地帯の一部であって、ヘリコプターが離着陸時には着陸接地に使用する矩形部分をいい、使用機の全長以上を一辺とする図に示す広さを目安とする。
 表面の傾斜は3°以下で、使用機の運航に十分耐え得る強度でなければならない。
- 注3 保護区域とは、ヘリコプターが離着陸する際の吹き下げ流等を考慮し、安全を確保するため、離着陸地帯の外側に設けるスペースであり、図に示す幅を目安とする。

第11節 生活救援活動

| 項目 | 初動 | 応急 | 復旧 | 担当 |
|-----------------|----|----|----|-------------|
| 第1 飲料水の確保、供給 | | | | 住民生活班、総務統括班 |
| 第2 食糧の確保、供給 | | | | 総務統括班 |
| 第3 炊き出しの実施、支援 | | | | 総務統括班 |
| 第4 生活物資の確保、供給 | | | | 総務統括班 |
| 第5 物資の受け入れ、仕分け等 | | | | 住民生活班 |
| 第6 被災者相談 | | | | 総務統括班 |

災害時においては、断水や汚染による応急給水、食糧や生活必需品の応急配給、緊急物資等の受け入れ等が必要となる。

応急給水や食糧及び生活物資の配給は指定避難所、炊き出しは指定避難所をはじめ、学校の給食棟や家庭科室、公民館などで行う。

被害の状況によっては、避難が長期間にわたることになるため、自主防災組織やボランティアの協力を得て生活救援活動が円滑に進むよう努めるものとする。

第1 飲料水の確保、供給

災害による断水や汚染により、応急給水が必要とされる。応急給水には、大きく分けて搬送給水と拠点給水があるが、搬送給水には多数の人員が必要とされるため、応急復旧を速やかに行うには、できるだけ拠点給水で対応することが望ましい。

また、避難所や病院など、災害時に特に優先的に給水を確保する必要がある施設等については事前に把握し、災害発生後には速やかな給水の確保を図る。

1. 給水需要の調査

住民生活班は、災害により給水機能が停止したときは、断水地区の範囲、世帯数、人口、断水期間等を調査し、応急給水の需要を把握する。

2. 給水活動の準備

住民生活班は、給水需要に基づき、次のように給水活動の準備を行う。

応急給水の目標水量の目安としては、災害発生後3日間は飲料水として3ℓ/人・日とし、応急復旧の期間としては約4週間を目標として設定する。

応急給水においては、次表を参考に目標水量を設定する。

■ 応急給水の目標水量

| 経過日数 | 目標水量 | 住民の運搬距離 | 給水レベル |
|-------|--------------|----------|----------------|
| 3日間 | 3リットル／人・日 | 概ね1km以内 | 飲料水（生命維持用水） |
| 10日 | 20リットル／人・日 | 概ね250m以内 | 飲料水＋炊事用水＋トイレ用水 |
| 21日 | 100リットル／人・日 | 概ね100m以内 | 上記＋洗濯水＋避難所での入浴 |
| 28日 | 約250リットル／人・日 | 概ね10m以内 | 自宅での洗濯・入浴 |
| 29日以降 | 通水 | — | 被災前と同水準 |

■ 給水活動の準備事項

| | | | |
|----------|---|---|---|
| 活動計画作成 | <input type="checkbox"/> 給水方法 <input type="checkbox"/> 人員配置 | <input type="checkbox"/> 給水量 <input type="checkbox"/> 広報の内容・方法 | <input type="checkbox"/> 資機材の準備 <input type="checkbox"/> 水質検査等 |
| 資機材などの確保 | <input type="checkbox"/> 保有する車両及び資機材を使用する。 <input type="checkbox"/> 不足するときは業者から調達する。 | | |
| 応援要請 | <input type="checkbox"/> 町単独で飲料水の確保、給水活動等が困難なときは、近隣市町村及び保健福祉環境事務所に応援を要請する。 | | |

3. 給水活動

住民生活班は、原則として避難所等に給水所を設置し、設置場所には給水所の看板等を掲示し、被災者への給水を行う。

給水所では、避難所担当職員等の協力を得て、住民が自ら持参した容器により給水を行い、容器が不足するときは、給水袋等を用意し、使用する。

なお、飲料水の確保及び給水にあたっては、必要な水質検査を実施し、消毒等の措置により万全を期すものとする。

また、給水にあたっては使用する器具は、全て衛生的処理をした後に使用し、末端給水までの適切な箇所において塩素の残留効果を測定する。

(1) 給水所への運搬

飲料水等の給水所への運搬は、応援機関の協力を得て、水源地や飲料水兼用耐震性貯水槽から給水タンク車、給水容器等を使用して行う。

(2) 井戸の活用

民間井戸等が利用できる場合は、所有者に協力を要請し、使用する。

なお、井戸は状況により浄水器、薬剤投入等による水質管理が必要であり、事前に実施した調査結果により飲料水として不適切なときは、生活用水として利用する。

(3) 仮配水管等の設置

水道施設の復旧に長期間を要するときは、状況により仮配水管等の設置を行う。

4. 広報

住民生活班は、総務統括班と連携し、給水所の場所、給水の日時、方法等の広報を行う。

5. 災害救助法に基づく措置

(1) 対象

災害のために現に飲料水を得ることができない者

(2) 支出できる内容

- 水の購入費
- 給水及び浄水に必要な機械、器具の借上費、修繕費、燃料費
- 薬品及び資材費

(3) 費用の限度

福岡県災害救助法施行細則で定める額

(4) 期間

災害発生の日から7日以内

(5) 給水量等の基準

| 給水の条件 | 給水量の基準 | 備考 |
|----------------------------------|-------------------------------|---------|
| ア. 飲料水の確保が困難なとき | 1人1日あたり3 ^{リットル} | 飲料水のみ |
| イ. 飲料水の確保が困難であるが搬送給水できるとき | 飲料水+雑用水 14 ^{リットル} | 洗面、食器洗い |
| ウ. 感染症予防法により県知事が飲料水施設の使用停止を命じた場合 | 20 ^{リットル} | イ+洗濯用水 |
| エ. イ、ウの場合が比較的長期にわたるとき必要の都度 | 35 ^{リットル} | ウ+入浴用水 |

第2 食糧の確保、供給

1. 基本的な考え方

- ① 給食は、食糧供給機能の停滞により生命に危険が及ぶ可能性のある災害時要援護者（高齢者、乳児、食事管理を要する者等）に対し優先的に行う。
- ② 当初は、公民館等の給食・炊事施設で、被害を受けていない施設での炊き出しを行う。また、弁当業者、製パン業者等からの弁当・生パンの調達により給食を行う。この場合、弁当業者、製パン業者等の業者には、各避難所等までの配送を含めて依頼し、町職員及び公有車両による輸送は原則として行わない。
- ③ ②による給食を待つことができない場合の緊急避難的措置として、備蓄の乾パン等を供給するが、できるだけ早期に②による給食に切り替える。
- ④ 給食活動を効率的に実施するため、給食場所は避難所等に限定する。
- ⑤ ④以外の施設等への直接の配送は、以下のような場合に行う。
 - ・地震災害により孤立し、食糧調達に困難が予想される地域。
 - ・病院、社会福祉施設等の傷病人、災害時要援護者関係の施設。
- ⑥ 住民においては、以下のように対応する。
 - ・避難所に収容された以外の住民については、2～3日間は、原則として、住民自身が備蓄している食糧で対応する。
 - ・住民相互で助け合う。
- ⑦ 事態がある程度落ち着いた段階では、給食対象者を避難所収容者に限定し、給食需要の明確化を図る。

2. 食糧供給の対象者等

食糧は、次の者を対象に、弁当、パンまたは米飯の炊き出し等により供給する。また、乳幼児に対しては、粉ミルク等を供給する。

■供給対象者

- 避難指示等に基づき、避難所に収容された者
- 住家が被害を受け、炊事の不可能な者
- 旅行者、町内通過者等で、他に食糧を得る手段のない者
- ライフラインの寸断等のため調理不可能な社会福祉施設の入所者
- 災害応急対策活動従事者（災害救助法の実費弁償の対象外である）

■災害救助法による食糧の給与

| | |
|-------|---|
| 給与の対象 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 避難所に収容された者 ○ 住家の被害（全焼、全壊、流出、半焼または床上浸水等）により現に炊事ができない者 ○ 町長が、給与が必要と認めた者 |
| 給与の方法 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 炊き出しを行うときは、知事に直ちに災害応急用米穀の供給申請を行う。 ○ 知事が指定する者から給与を受ける。 |

3. 需要の把握方法

総務統括班は、食糧の需要について、避難所担当職員等からの情報を通じて把握する。

■把握方法

- 避難所の必要数は、総務統括班が把握する。
- 住宅残留者は、自主防災組織等の協力を得て総務統括班が把握する。
- 災害応急対策活動の従事者の必要数は、総務統括班が把握する。

4. 業者からの調達

総務統括班は、需要調査に基づき備蓄品だけでは不足すると判断したときは、近隣の製パン業者、食料加工業者、スーパー等から、パン、弁当、副食品、炊き出し用の米穀、野菜等を調達する。

5. 国の米穀等の調達

本部長（町長）は、災害の発生に伴い炊き出し等の給食に必要なときは、米穀等の供給を県に要請する。

米穀等の受領は、県知事の指示に基づき、九州農政局福岡地域センターから調達する。

なお、手続きは、災害救助法が発動された場合における災害救助用米穀の緊急引渡に関する要領による。

6. 食糧の輸送

総務統括班は、原則として調達業者に避難所等の指定地まで食糧の輸送を依頼する。業者の輸送が困難なときは、総務統括班が町有車両を利用し、または輸送業者に要請して輸送する。

7. 食糧の配分

食糧は、原則として避難所で供給する。

避難所への派遣職員は、自主防災組織、ボランティア、避難者等の協力を得て配布する。

なお、乳幼児や高齢者、食事管理を要する者等を優先し、公平な配布に留意する。

第3 炊き出しの実施、支援

住家の被害によって自宅で炊事することができない者、または避難所に收容された者及び災害応急対策要員等に対して、一時的に食生活を確保するため、必要に応じて炊き出しを行う。

1. 炊き出しの実施

住民生活班は、必要に応じて自主防災組織、ボランティア等の協力を得て、炊き出しを行う。

また、自主防災組織は、必要に応じて自ら炊き出しを行う。

2. 炊き出しの方法

住民生活班は、炊出し及び食糧の配給のために必要な原材料や燃料等の確保を行う。

なお、炊出し及び食品の配給を実施する場合には責任者の指定を行い、各現場にそれぞれ実施責任者を定める。

炊き出しの方法は、次のとおりである。

■炊き出しの方法

- 炊き出し場所は、状況に応じて避難所となる施設、学校の家庭科室、公民館等を使用する。なお、それらの施設や部屋が使用できない場合は、屋外の適切な場所を確保して炊き出しを行う。
- 不足する調理器具、燃料、食材等は、業者等から調達する。
- 状況に応じて自衛隊等に協力を要請する。
- 炊き出し場所には消毒設備を設けて、衛生管理に注意する。

また、炊き出し、その他による食糧の給与は、できるだけ迅速かつ的確に行い、混雑に紛れて配分もれや重複支給がないように注意する。

第4 生活物資の確保、供給

1. 基本的な考え方

- ① 生活必需品等の供給は、その欠如により身体に大きなダメージが及ぶ可能性のある災害時要援護者（高齢者、乳児、病弱者等）に対し優先的に行う。
- ② 当初は、町備蓄の毛布の放出及び協定業者から生活必需物資を調達し、配付する。また、協定業者に依頼する場合は、物資の調達だけでなく、配送要員や車両の手配も含めて業者に依頼し、町職員による直接的な調達・配送活動は、管理上の必要を除いて最小限にとどめる。
- ③ 住民においては、以下のように対応する。
 - ・原則として、2～3日間は、住民が備蓄している非常持ち出し品で対応する。
 - ・住民相互で助け合うものとし、在宅の災害時要援護者への生活必需物資の配送等は地域で対応する。
- ④ 事態がある程度落ちついてきた段階では、被害状況別、避難所別、世帯別等に配給計画をたて、自主防災組織やボランティア等の協力を得て、迅速かつ正確に行う。
- ⑤ 被害の状況によっては、避難が長期間にわたり、被災者に対する生活必需品等の支給が必要になってくることから、自主防災組織は、町が行う生活必需品等の配付活動に協力する。

2. 生活物資供給の対象者等

生活物資供給の対象者、品目は、次のとおりである。

■供給対象者

- 避難指示等に基づき、避難所に収容された者
- 住家が被害を受け、日常生活に大きな支障をきたしている者
- 生活物資の供給機能が混乱し、通常の調達が不可能となった者
- 災害応急対策活動従事者（災害救助法の実費弁償の対象外である）

■供給品目

- 寝具（就寝に必要なタオルケット、毛布、布団等）
- 被服（洋服、作業衣、婦人服、子供服、肌着等）
- 身廻品（タオル、手拭い、靴下、サンダル、傘等の類）
- 炊事道具（鍋、炊飯用具、包丁、ガス器具等）
- 食器（茶碗、汁椀、皿、はし、コップ等）
- 保育用品（ミルク、紙おむつ、ほ乳びん等）
- 光熱材料（マッチ、ロウソク、簡易コンロ等）
- 日用品（石けん、タオル、ちり紙、歯ブラシ、歯磨、バケツ、トイレットペーパー、電池、使い捨てカイロ等）
- 生理・衛生用品
- その他

■災害救助法による生活必需品の給与

| | |
|---------|---|
| 給与の対象 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 住家の被害（全焼、全壊、半焼、半壊等）を受けた者 ○ 被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財を喪失した者 ○ 生活必需物資がないため、日常生活を営むことが困難な者 |
| 給与の方法 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 一括購入し、または備蓄物資から供与する。 |
| 費用の限度額 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 福岡県災害救助法施行細則で定める額 |
| 給与・貸与期間 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害発生の日から10日以内 ○ 特別の事情があるときは厚生労働大臣の承認を得て延長できる。 |

3. 需要の把握方法

総務統括班は、生活物資の需要について、食糧と同様に、避難所担当職員からの情報を通じて把握する。

■把握方法

- 各避難所での必要数は、総務統括班が把握する。
- 住宅残留者の必要数は、自主防災組織等の協力を得て総務統括班が把握する。
- 災害応急対策活動の従事者の必要数は、総務統括班が把握する。

4. 業者からの調達

総務統括班は、需要調査に基づき備蓄品だけでは不足すると判断したときは、近隣業者等から生活物資を調達する。

5. 生活物資の輸送

総務統括班は、原則として調達業者に避難所等の指定地まで生活物資の輸送を依頼する。

業者の輸送が困難なときは、総務統括班が町有車両を利用し、または輸送業者に要請して輸送する。

6. 生活物資の保管

調達した生活物資の仕分け、保管等が必要なときは、原則として物資集配拠点で行う。

7. 生活物資の分配

生活物資は、原則として避難所で供給する。

避難所への派遣職員は、自主防災組織、ボランティア、避難者等の協力を得て配布する。

なお、乳幼児や高齢者、病弱者等を優先し、公平な配布に留意する。

第5 物資の受け入れ、仕分け等

1. 物資の保管、仕分け、在庫管理

住民生活班は、物資集配拠点を設置したときは、ボランティア等の協力を得て、調達または救援物資の受け取り、仕分け、在庫管理を行う。

■物資集配拠点施設

- 吉富中学校体育館

2. 物資の配布方法

物資の配布方法は、必要に応じて本部会議で協議のうえ決定する。
特に、食料品等で常温保存がきかないものは、優先して配布する。

第6 被災者相談

1. 相談窓口の設置

総務統括班は、住民からの問い合わせや生活相談に対応するため、被災者相談窓口を状況に応じて庁舎、指定避難所等に設置し、関係各班の担当者を配置する。

2. 対応事項

被災者相談窓口で扱う事項は、次のとおりである。

■対応事項

- 搜索依頼の受け付け
- 食糧、飲料水、日用品等の支給に関する情報
- 被災証明書等の発行
- 埋葬許可証の発行
- 各種証明書の発行
- 仮設住宅の申し込み
- 被災住宅の応急修理の相談
- 災害弔慰金等の申し込み
- 生活資金等の相談
- 女性相談
- 健康相談
- その他の相談事項

第12節 住宅対策

| 項目 | 初動 | 応急 | 復旧 | 担当 |
|------------------|----|----|----|-------------------|
| 第1 被災建築物の応急危険度判定 | | | | 産業建設班 |
| 第2 被災宅地の応急危険度 | | | | 産業建設班 |
| 第3 応急仮設住宅の建設等 | | | | 産業建設班、総務統括班、健康福祉班 |
| 第4 応急仮設住宅の入居者選定 | | | | 産業建設班 |
| 第5 被災住宅の応急修理 | | | | 産業建設班、総務統括班 |

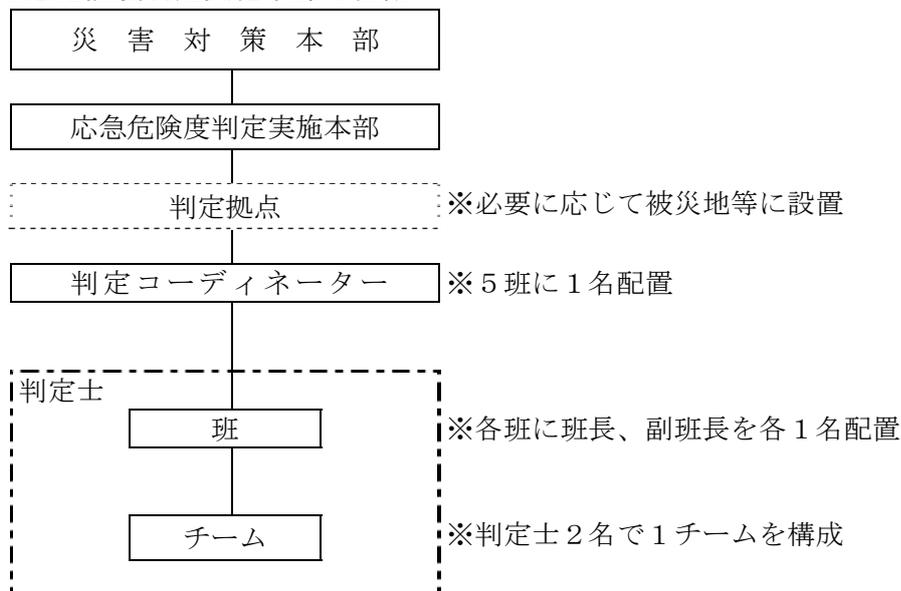
第1 被災建築物の応急危険度判定

1. 応急危険度判定実施本部の設置

本部長（町長）は、大規模地震が発生し、被災建築物の応急危険度判定が必要と認めるときは、応急危険度判定実施本部を設置する。

産業建設班は、被災建築物応急危険度判定マニュアル（日本建築防災協会）等に基づき判定作業を行う。

■ 応急危険度判定実施本部の組織



■ 応急危険度判定実施本部の業務

- 実施本部、判定拠点の設置
- 県等への支援要請
- 判定士の参集要請、派遣要請
- 判定士の受け入れ
- 判定の実施
- 判定結果の集計、報告等

2. 応急危険度判定実施本部の運営

実施本部長は、災害対策本部長が定め、実施本部の事務を総理し、所属職員を指揮監督する。

実施本部員は、実施本部長が定め、被災建築物応急危険度判定マニュアルに基づき、次の業務を行う。

■ 実施本部員の業務内容

- 判定実施計画の作成
- 判定資機材等の準備
- 判定活動環境の整備（移動手段、判定士の食事、宿泊場所等の確保）
- 住民への広報、相談等

3. 判定コーディネーター

判定コーディネーターは、事前登録された町職員が担当する。

不足するときは、県に支援を要請する。

判定コーディネーターは、被災建築物応急危険度判定マニュアルに基づき、判定士の指導、支援を行う。

■ 判定コーディネーターの業務内容

- 判定実施の準備
- 判定士の受け入れ準備
- 判定士の受け付け
- 判定士の判定作業の説明
- 判定結果のとりまとめ、実施本部への結果報告

4. 判定作業

参集した判定士は、判定コーディネーターの指導等に基づき判定を行い、判定結果に基づき、「危険」、「要注意」、「調査済」のいずれかの判定ステッカーを、建物の見やすい場所に貼りつける。

■判定内容

| 判定区分 | ステッカーの色 | 判定結果の意味 |
|------|---------|-------------------|
| 危険 | 赤色 | ○ その建築物には立ち入らないこと |
| 要注意 | 黄色 | ○ 立ち入りには十分注意すること |
| 調査済 | 緑色 | ○ 建築物は使用可能 |

※ 判定士の育成
町職員の中から判定士の育成に努める。

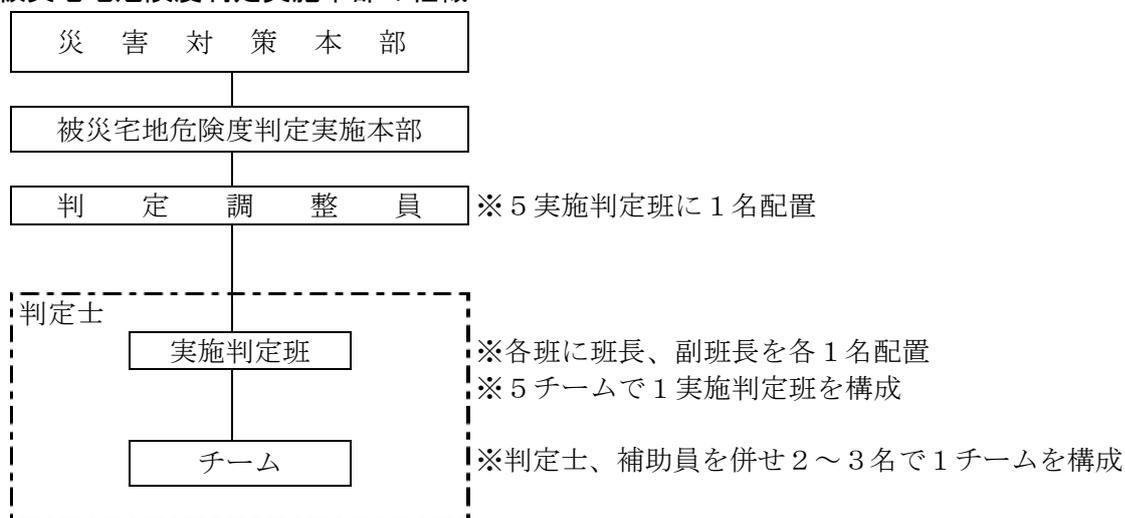
第2 被災宅地の危険度判定

1. 被災宅地危険度判定実施本部の設置

本部長（町長）は、大規模地震等が発生し、被災宅地の危険度判定が必要と認めるときは、被災宅地危険度判定実施本部を設置する。

産業建設班は、被災宅地の調査・危険度判定マニュアル等に基づき判定作業を行う。

■被災宅地危険度判定実施本部の組織



■被災宅地危険度判定実施本部の業務

- 実施本部の設置
- 県等への支援要請
- 判定士の参集要請、派遣要請
- 判定士の受け入れ
- 判定の実施
- 判定結果の集計、報告等

■判定対象施設

- 擁壁
- 宅盤、切土・盛土、のり面、自然斜面
- 排水施設
- その他

2. 被災宅地危険度判定実施本部の運営

実施本部長は、災害対策本部長が定め、実施本部の事務を総理し、所属職員を指揮監督する。

実施本部員は、実施本部長が定め、被災宅地の調査・危険度判定マニュアル等に基づき、次の業務を行う。

■実施本部員の業務内容

- 判定実施計画の作成
- 判定資機材等の準備
- 判定活動環境の整備（移動手段、判定士の食事、宿泊場所等の確保）
- 住民への広報、相談等

3. 判定調整員

判定調整員は、事前登録された町職員が担当する。

不足するときは、県に応援を要請する。

判定調整員は、被災宅地の調査・危険度判定マニュアル等に基づき、判定士の指導、支援を行う。

■判定調整員の業務内容

- 判定実施の準備
- 判定士の受け入れ準備
- 判定士の受け付け
- 判定士の判定作業の説明
- 判定結果のとりまとめ、実施本部への結果報告

4. 判定作業

参集した判定士は、判定調整員の指導等に基づき判定を行う。

判定結果は、判定ステッカーの現地表示や文書通知等により宅地の所有者、管理者及び周辺住民等へ周知する。

なお、宅地地盤全体に被害が及んでいるときは、状況に応じて地盤工学等の専門家の支援のもと、別途調査を行う。

※ 判定士の育成
町職員の中から判定士の育成に努める。

第3 応急仮設住宅の建設等

1. 需要の把握

産業建設班は、総務統括班と連携して、被害調査の結果から応急仮設住宅の概数を把握する。

また、被災者相談窓口または避難所にて、仮設住宅入居の申し込みを受け付ける。

2. 用地の確保

産業建設班は、町有地について被災状況を把握し、必要に応じて応急復旧を行い、建設場所を確保する。

なお、町有地が困難な場合は、公有地及び私有地とする。

3. 応急仮設住宅の建設

産業建設班は、建設業者等の協力を得て、入居希望者の世帯構成や高齢者、障害者向けの仕様を考慮し、応急仮設住宅の建設を行う。

(1) 建設実施の決定

| | |
|----------|--|
| 災害救助法適用前 | ○ 応急仮設住宅の建設は本部長（町長）が行い、事業の内容については災害救助法の規定に準じて行う。 |
| 災害救助法適用後 | ○ 応急仮設住宅の建設は県知事が行い、県知事が政令で定めるときは、本部長（町長）が行う。 |

(2) 建設の実施

災害救助法が適用されたときは、次の点を踏まえて仮設住宅を建設する。

■仮設住宅の建設基準等

| | |
|-------|---|
| 建設の基準 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 建設の基準は、災害救助法の規定による。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 1戸当たり 29.7 m² (9坪) を基準 ○ 木造平屋建て ○ 1戸当たりの費用については、町長がその都度定める。 ○ 住宅の仕様は、入居希望者の世帯構成に応じていくつかのタイプに分けて建設する。 |
| 建設の実施 | ○ 仮設住宅建設の工事は、町指定の建設業者に協力を要請する。 |
| 建設の期間 | ○ 災害発生日から 20 日以内を目標に着工し、速やかに完成する。 |

(3) 供与機関

入居者に応急仮設住宅を供与する期間は、完成の日から2年以内とする。

4. 福祉仮設住宅の設置

災害救助法が適用されたときは、福祉仮設住宅として、高齢者等であり日常生活上特別な配慮を要する者を数人以上収容し、老人居宅介護などの事業等に利用できる施設を設置することができる。

5. 集会所の設置

災害救助法の適用時に、応急仮設住宅を同一敷地内または近接する地域内におおむね50戸以上設置したときは、居住者の集会等に利用するための施設を設置することができる。

6. 応急仮設住宅の管理

産業建設班は、応急仮設住宅の管理を行う。

なお、管理を行う際には、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営を図るとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるように配慮する。

また、必要に応じて、応急仮設住宅における愛護動物の受け入れに配慮する。

7. 公営住宅の確保

健康福祉班は、住宅を失った被災者に対し、町営住宅の空き家の確保、供給に努める。

第4 応急仮設住宅の入居者選定

1. 入居の資格基準

応急仮設住宅の入居対象者は、次のすべての条件に該当する者とする。

なお、産業建設班は県と協議のうえ、入居者を選定する。

■災害救助法の適用による入居対象者

- 住家が全壊、全焼または流失し、居住する住家がない者
- 自らの資力では、住宅を確保することのできない者
- ※被災地における住民登録の有無は問わない

2. 入居者の選定

産業建設班は、入居希望者の状況を把握し、入居者の選定方法（基準等）に関して選考委員会等を組織し、その選定を行う。

災害時要援護者は、福祉仮設住宅に入居できるよう配慮する。
県が建設した応急仮設住宅の場合は、その入居者選定に協力する。

第5 被災住宅の応急修理

産業建設班は、災害のために住家が半壊、半焼し、必要と認めるときは、居室、炊事場、便所などの日常生活に欠くことのできない部分について、必要最小限度の応急修理を行う。

1. 応急修理の実施対象者

応急修理の実施対象者は、次のすべての条件に該当する者とする。

■災害救助法の適用による応急修理の対象者

- 住家が半壊、半焼などの被害を受け、当面の日常生活を営むことができない状態にある者
- 自らの資力では、住家の修理ができない者

2. 応急修理の内容

応急修理は、居室、炊事場、便所などの日常生活に欠くことのできない部分について、必要最小限度の部分を実施する。

修理を実施する住宅の選定は、県が町（産業建設班）の協力を得て行う。

3 相談窓口の情報提供

県が住宅金融支援機構九州支店と協議して設置する相談窓口では、住宅に関する相談等の対応を行うことから、総務統括班は、被災者に相談窓口の設置情報等を広報等により提供する。

第13節 防疫・清掃活動

| 項目 | 初動 | 応急 | 復旧 | 担当 |
|------------------|----|----|----|-------------|
| 第1 被災地の防疫 | | | | 健康福祉班、産業建設班 |
| 第2 仮設トイレの設置 | | | | 住民生活班 |
| 第3 し尿の処理 | | | | 住民生活班 |
| 第4 生活ごみの処理 | | | | 住民生活班、健康福祉班 |
| 第5 住家、河川等の障害物の除去 | | | | 産業建設班 |
| 第6 がれきの処理 | | | | 産業建設班 |
| 第7 動物の保護、収容 | | | | 健康福祉班、住民生活班 |

第1 被災地の防疫

町は県と連携し、被災地域において、生活環境の悪化に起因する感染症の発生及びまん延を防止するため、迅速かつ的確な防疫活動を実施する。

1. 防疫対策

健康福祉班は、保健福祉環境事務所の指導または指示により、清潔方法・消毒方法の施行、そ族昆虫等駆除の防疫活動を行う。

また、被災地域住民に対し、手洗いやうがいの励行、マスク等感染防護物品の利用、消毒薬の使用方法、飲食物の取扱い上の注意等の広報活動を強化する。

■災害時における防疫対策の内容及び留意点

- 感染症の発生状況、原因の把握、調査
- 健康状態の把握、健康診断の実施
- 清掃、消毒の方法の習熟、住民への広報、周知
- 安易な薬品の散布は、環境保全、身体への影響を配慮し可能な限り避ける。
- 優先地域、優先患者の確認

2. 防疫チーム等の編成

健康福祉班は、保健福祉環境事務所及び医師会等の協力を得て、防疫活動を行うための防疫チームを編成し、災害時における感染症の発生の予防等、防疫措置の強化、徹底を行う。

なお、人員が不足するときは、県に応援要請を行う。

また、被災地区の防疫活動を迅速かつ的確に実施するため、防疫チームの補助を行う地区防疫班を編成する。

地区防疫班の班長は自治会長とし、班員は自治会員とする。

■防疫チーム等の編成

| 名 称 | 編成機関 | チームの構成人員 |
|-------|-------|----------------------|
| 防疫チーム | 健康福祉班 | 衛生技術者1名、作業員2～3名、事務1名 |
| 地区防疫班 | 住 民 | 班長：自治会長、班員：自治会員 |

3. 防疫活動

災害により感染症が発生し、または発生のおそれがある地域において消毒等を行う。消毒範囲が広範囲に及ぶときなどは、状況に応じて自主防災組織や住民の協力を得て、防疫活動を実施する。

(1) 災害防疫業務の内容

防疫チームは、地区防疫班の協力を得ながら、県（知事）の指導または指示に基づき、以下に示す防疫活動を行う。

■災害防疫業務の内容

- 感染症の予防教育及び広報活動の強化
- 消毒の施行
- そ族、昆虫等の駆除
- 生活用水の使用制限及び供給等
- 避難所の衛生管理及び防疫指導
- 臨時予防接種の実施

(2) 消毒方法

防疫活動における消毒方法については、下表によるものとする。

■防疫活動における消毒方法

| 対 象 | 消毒場所 | 消毒方法 |
|--------|-------------|--|
| 飲料水 | 井 戸 | クレゾール石灰水（または次亜鉛素酸ソーダの投入） 濁りがある場合は使用しない。濁りがなくなったら、水質検査により安全を確認し飲用に使用する。 安全が確認されるまで飲用する場合には煮沸する。 |
| | 上水道 | 塩素滅菌処理の実施 |
| 家屋内 | 炊事場等 | 石灰酸、クレゾール石鹼水の使用 泥、ごみ等を排除し、水洗いする。 塩化ベンザルコニウム液による清拭 |
| | 床下等 | 殺菌剤を含む混合乳剤、オルソ剤を散布 泥、ごみ等を排除し、水洗いする。 塩化ベンザルコニウム液による清拭 |
| 便槽、浄化槽 | 便 槽 | 汲み取りの場合、生石灰を使用すると発熱を伴う可能性がある ので注意する。 汚水で満水の場合、汲み取り業者へ依頼する。 |
| | 浄化槽 | 浄化槽にはクレゾールを使用しない。 浄化槽に異常がある場合保守点検業者へ相談する。 |
| 芥溜、溝渠 | 芥溜周辺 溝 渠 | 殺菌剤を含む混合乳剤、オルソ剤の散布及び塵芥の焼却 |

(3) 消毒薬剤の所要量及び算出基準

使用する消毒薬剤の所要量及び算出基準は、下表を目安とする。

■消毒薬剤所要量の算出方法

| 区 分 | 薬剤の種類 | 容量の目安 |
|----------------------|---------------------------------|----------------|
| 床上浸水家屋 (全壊、流出を含む) | 石炭酸またはクレゾール 混合乳剤 次亜塩素酸ソーダ | 1戸あたり 0.3 リットル |
| | | 1戸あたり 0.2 リットル |
| | | 井戸1箇所 0.2 リットル |
| 床下浸水家屋 | 石炭酸またはクレゾール 混合乳剤 次亜塩素酸ソーダ | 1戸あたり 0.1 リットル |
| | | 1戸あたり 0.1 リットル |
| | | 井戸1箇所 0.2 リットル |

(4) ライフラインの寸断時の対応

ライフラインが寸断された場合の対応については、下表によるものとする。

■ライフライン寸断時の対応

- アルコール綿や速乾性手指消毒液の配布を行う。
- 手洗い用の水（ペットボトル等）の配布を行う。
- 紙タオル、ウェットティッシュの配布を行う。（温めて、身体の清拭に使用する等）

(5) そ族、昆虫等の駆除

県（知事）より、そ族、昆虫等の駆除の指示を受けた場合には、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第28条に基づき、それらの駆除を行う。

4. 防疫用薬剤・資機材の確保

災害初期の防疫活動では、業者からの調達や町が保有する薬剤・資機材を使用する。不足するときは、県や薬剤師会等に協力を要請する。

5. 避難所の防疫措置

避難所は、多数の者を収容するため衛生状態が悪くなり、感染症発生の原因となるおそれがあることから、健康福祉班は、次の防疫措置を実施する。

■ 避難所における防疫措置

- 避難所の清掃、消毒方法
- 避難者に対する健康調査の実施
- 給食従事者に対する健康診断の実施（なるべく専従者とする。）
- 配膳時の衛生保持、残渣物、厨芥等の衛生的処理の指導
- 飲料水等の水質検査の実施指導（使用の都度消毒）
- 避難所における衛生に関する自治組織編成の指導
- トイレの清掃
- 簡易トイレの設置
- 手洗い用水、速乾性手指消毒薬の配布

6. 町に対する指示及び制限（福岡県）

県知事は、伝染病予防上必要があると認めたときは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき、その範囲及び期間等を定めて、町長に対し、次の事項について指示または制限を行う。

■ 町に対する指示等

- 消毒の指示
- そ族、昆虫等の駆除の指示
- 物件に係る消毒の指示
- 生活用水の使用制限及び供給の指示

7. 家畜の防疫

産業建設班は、家畜所有者が行う自衛防疫、防疫措置の実施に対する支援、県の行う防疫活動への協力を行う。

第2 仮設トイレの設置

住民生活班は、大規模な災害が発生したときは、仮設トイレを設置する。

仮設トイレの機種選定に当たっては、高齢者・障害者等に配慮したもので、汲み取り回数が軽減できるタイプを優先的に設置する。

仮設トイレは、リース会社等から調達するが、調達できないときは、他市町村、県に協力を要請する。

第3 し尿の収集・処理

住民生活班は、環境衛生事務組合と連携し、収集・処理の体制を確立し、貯留した、し尿の収集・処理計画を策定する。

し尿の収集は、許可業者に協力を要請し、処理施設（周防苑）において処理する。

収集・処理が困難なときは保健福祉環境事務所に連絡し、近隣市町村等へ応援を要請するとともに、これによっても対応できない場合は県へ応援を要請する。

なお、浸水地域等の悪条件の地域や避難所、仮設トイレ等の重要度、使用頻度の高い施設のし尿を優先的に収集する。

■留意点

○ し尿処理量の算出基準

$$\text{要総処理量 (リットル)} = (\text{全壊} + \text{半壊} + \text{床上浸水}) \text{ 戸数} \times 75 \text{リットル}$$

第4 生活ごみの処理

住民生活班は、豊前市外二町清掃施設組合と連携し、収集・処理の体制を確立し、ごみの収集・処理計画を策定する。

ごみの収集は、自治会ごとに収集し、地区清掃班長（自治会長）の指定する場所に集積し処理する。

車両による収集・運搬は、委託業者に協力を要請するとともに、必要に応じて町職員が行い、ごみ処理場（豊前市外二町清掃センター）で焼却、処理する。

大量の発生により、収集・処理が困難なときは、保健福祉環境事務所へ連絡し、近隣市町村等へ応援を要請するとともに、これによっても対応できない場合は県へ応援を要請する。

なお、収集・処理にあたっては、次の点に留意する。

■生活ごみの収集・処理の留意点

- ごみ処理量の算出基準（1戸当たり）
 - ・全壊（流出）1トン ・半壊0.5トン ・床上浸水 0.2トン
- 住民へごみ収集に関する広報を行い、ルールを守るよう協力を呼びかける。
- 生ごみ等腐敗しやすいごみは、早急に収集・処理する。
- 処理量を上回るごみが発生したときは、ごみの一時集積場所を指定する。
- 避難所では、一般のごみと同様に分別を行うようにする。

第5 住家、河川等の障害物の除去

1. 住家に係る障害物の除去

産業建設班は、住家またはその周辺に運ばれた土砂、材木などで日常生活に著しい障害を及ぼす障害物を除去する。

その対象は、次のとおりである。

■住家障害物除去の対象

- 当面の日常生活が営み得ない状態にあること
- 日常の生活に欠くことのできない場所に運びこまれていること
- 自らの資力では障害物を除去できないものであること
- 住家が半壊または床上浸水したものであること
- 応急措置の支障となるもので、緊急を要すること

なお、災害救助法による障害物の除去は県が行うが、必要に応じて町が実施し、その期間は災害発生日から10日以内とする。（特別基準により延長は可能）

2. 河川関係の障害物の除去

産業建設班は、河川、排水路等の巡視を行い、災害による障害物を除去する。

なお、町管理以外の河川などについては、当該施設管理者へ障害物の除去について連絡する。

第6 がれきの処理

1. がれき処理の対象

損壊家屋等の多量のがれきは、原則として所有者の責任において指定場所へ搬出する。

ただし、被災者自ら搬出することが困難なときや道路等に散在し緊急に処理する必要があるときは、産業建設班が収集・処理を行う。

2. 実施体制

町のみでがれきの処理が困難なときは、民間業者、他市町村の応援を得るとともに、県を通じて広域的な支援体制を確立する。

3. 処理方法

がれきの処理方法は、次のとおりである。

■がれき処理の方法

| |
|---|
| ○ 計画的な処理のため、木くず、コンクリート等材質別の全体発生量と処理量を把握する。 |
| ○ 原則として発生場所でがれきの分別を行う。 |
| ○ 木くずは、焼却処分とする。 |
| ○ コンクリート等は、選別して再生処理業者または最終処分場に運搬し、処理する。 |
| ○ 適切な分別により可能な限りリサイクルを行う。 |
| ○ 施設の処理能力を越えるときは、仮置き場を設けて一時保管する。 |
| ○ がれき処理では大気汚染など環境対策に配慮し、関係業者等に処理処分基準の遵守を指導する。 |

なお、震災によるがれきの処理量については、環境省による「災害廃棄物対策指針」を参考に算定するものとし、下表に、過去の震災等における発生量原単位及び計算例を示す。

■震災廃棄物の処理量等算定例 1

<床面積当たり原単位から求める例（原単位：トン/m²>

| 建物構造 | 被害程度 | 発生量原単位 | 災害／地域 | 提示された計算式 | 出典等 |
|--------|------|--------------|-----------------|--------------------------------------|--|
| 木造 | 倒壊 | 0.6 | — | (全壊+半壊/2)× (床面積×原単位)+ 焼失×焼失原単位 | 中央防災会議 (2001) |
| 非木造 | 倒壊 | 1 | | | |
| — | 焼失 | 0.23 | | | |
| 木造 | — | 0.31 | 東京都 | — | 大都市圏の震災時における廃棄物の広域処理体制に係る調査報告書 (2009) |
| R C構造 | — | 1.1 | | | |
| S造 | — | 0.8 | | | |
| — | 焼失 | 0.21 | | | |
| 木造 | — | 可燃 0.13~0.26 | 阪神・淡路大震災(兵庫県資料) | (一棟あたりの平均延床面積)×発生量原単位×解体建物の棟数 | 環境省 震災廃棄物対策指針 |
| | | 不燃 0.6~0.37 | | | |
| 鉄筋 | — | 可燃 0.0~0.15 | | | |
| | | 不燃 0.85~1.5 | | | |
| 鉄骨 | — | 可燃 0.05~0.14 | | | |
| | | 不燃 0.36~1.13 | | | |
| 木造 | — | 0.61~0.71 | 同上 (京都市資料) | | |
| 木造・非木造 | — | 0.20~0.61 | | | |

＜棟・世帯・戸当たり原単位から求める例（原単位：トン／棟・世帯・戸＞

| 建物構造 | 被害程度 | 発生量原単位 | 災害／地域 | 提示された計算式 | 出典等 |
|-----------|------|--------------------|----------------------|---|--------------------------------------|
| — | — | 39.7～44.7(戸) | — | — | 住宅作業解体処理業者連絡協議会(2012) |
| — | — | 57～85(棟) | 新潟県 中越沖地震 | — | 環境省報告書(2006) |
| 非公共・公共を含む | — | 61.9(世帯) 113(棟) | 阪神・淡路 及び 中越沖地震 | — | N. Hirayama 他(2011) |
| 木造 | — | 29.3(棟) | 東京都 | — | 大都市圏の震災時における廃棄物の広域処理体制に係る調査報告書(2009) |
| R C 構造 | — | 230.7(棟) | | | |
| S 造 | — | 195.9(棟) | | | |
| — | 焼失 | 19.82(棟) | | | |
| — | — | 49.2(棟) | 新潟県 中越沖地震 | うち、廃木材 7.2、木くず 2.1、コンクリート 24、可燃 2.3、廃家電 0.1 等 | |

資料：災害廃棄物対策指針 暫定版 資料編（環境省）

災害廃棄物分別・処理実務マニュアルー東日本大震災を踏まえてー（平成 24 年）

一般社団法人 廃棄物資源循環学会

■震災廃棄物の処理量等算定例 2

- 主に建物の全壊・焼失による躯体残骸物を対象とする。
 震災廃棄物発生量＝被害を受けた建物の総床面積×面積あたりがれき重量
 ＝（全壊・焼失棟数＋半壊棟数／2）×1棟あたり床面積×面積あたりがれき重量

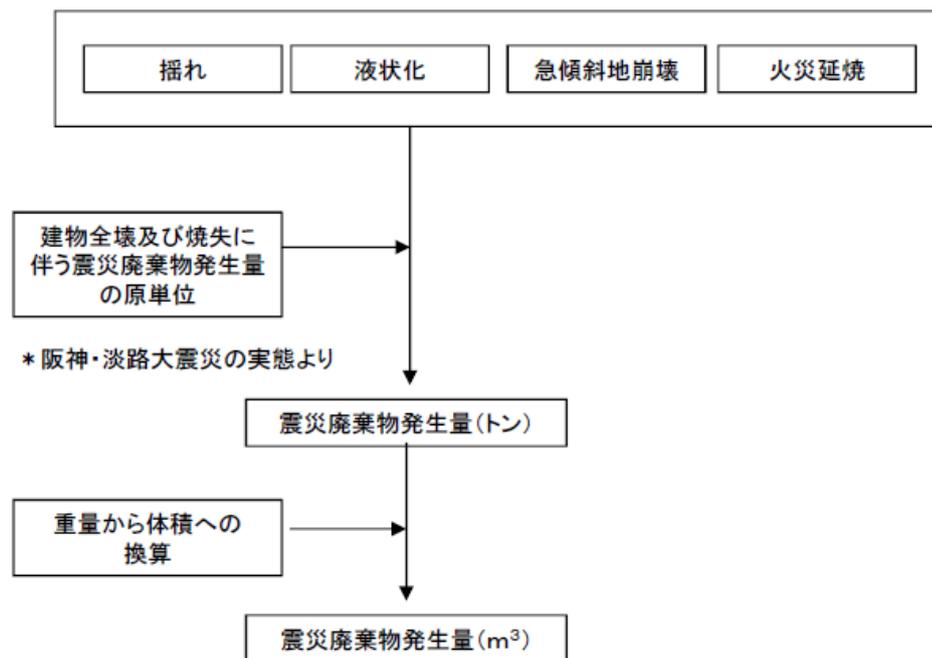
- 面積あたりがれき重量（t／m²）

| 木 造 | 非木造 | 火災による焼失 |
|-----|-----|---------|
| 0.6 | 1.0 | 0.23 |

- 重量から体積への換算

- ・木 造：1.9 m³／トン
- ・非木造：0.64 m³／トン

資料：首都直下地震に係る被害想定手法について（内閣府）



資料：首都直下地震に係る被害想定手法について（内閣府）

第7 動物の保護、収容

1. 死亡獣畜の処理

住民生活班は、保健福祉環境事務所の指導により、死亡した家畜、野禽等を処理する。

処理ができないときは、保健福祉環境事務所の指導により適切な措置をとる。

2. 愛護動物への対応

住民生活班は、県と協力して、飼い主とともに避難した愛護動物の飼育について、避難所における適正な飼育について指導等を行うなど、避難所の生活環境の悪化の防止と愛護動物の飼育環境の維持に努める。

また、県及び動物愛護ボランティア等と協力して、次のような愛護動物の保護等を行う。

■愛護動物の保護等

- 負傷した愛護動物の収容・治療・保管
- 飼い主不明の愛護動物の収容・保管
- 飼養困難な愛護動物の一時保管
- 愛護動物に関する相談の実施
- 愛護動物の飼い主や新たな飼い主探しのための情報の収集、提供
(飼い主不明の愛護動物のうち、譲渡可能な動物は譲渡する)

3. 放浪する愛護動物への対応

住民生活班は、保健福祉環境事務所等と連携し、飼い主の被災により廃棄または逃げ出したペット等を保護する。

保護・収容された動物については、登録台帳を作成するとともに公示する。

なお、危険動物が逃亡したときは、人的危害を防止するため、飼養者、警察署等と連携し、必要な措置を講ずる。

第14節 遺体の処理・埋葬

| 項目 | 初動 | 応急 | 復旧 | 担当 |
|----------------------|----|----|----|----------|
| 第1 遺体の搜索 | | | | 消防本部 |
| 第2 遺体の検案等 | | | | 警察、健康福祉班 |
| 第3 納棺用品等の確保と遺体の収容、安置 | | | | 健康福祉班 |
| 第4 遺体の埋火葬 | | | | 健康福祉班 |

第1 遺体の搜索

1. 遺体の搜索

消防本部は、警察、第七管区海上保安本部、自衛隊等と協力し、総務統括班の作成する行方不明者名簿等に基づき、災害による周囲の事情から既に死亡していると推定される者について搜索を行う。

消防本部等は、救出作業あるいは搜索中に遺体を発見したときは、速やかに収容し、医師による診断を行うとともに、警察署（警察官）に届出る。

発見した遺体は、発見日時、場所、発見者等を記載したメモを添え、身元を確認する。

なお、搜索の期間は、災害発生の日から10日以内とするが、現に遺体を搜索する必要がある場合は、厚生大臣の承認を得て延長することができる。

2. 漂着遺体の取り扱い

第七管区海上保安本部等は、漂着遺体を発見した場合には、次のように取り扱う。

■漂着遺体の取り扱い方法

- 遺体の身元が判明しているときは、その遺族または被災地の市町村に引き渡す。
- 身元が判明しない場合であって、救助法を適用された市町村から漂着したものと推定される場合は、被災地の市町村長に引き渡す。
- その他遺体の身元が判明しない場合、町が行旅病人及び行旅死亡人取扱法に基づき処理する。

第2 遺体の検案等

1. 遺体の見分・検視

警察は、遺体を発見したとき、または遺体がある旨の届出を受けたときは、死体取

扱規則に基づく遺体の見分・検視を行った後、遺族に引き渡す。

遺体の引取人がないとき、または身元不明の遺体は、戸籍法第92条第1項に規定する検視調書（死体見分調書）を添えて本部長（町長）に引き渡す。

2. 遺体の取り扱い

健康福祉班は、町に引き渡された遺体については、寺院や医療機関等に協力を求め、以下のように取り扱うものとする。

■遺体（検視及び医学的検査を終了した遺体）の取り扱い

- 遺体識別のための遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。
- 遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、または死亡者が多数のため、短時日に火葬ができない場合においては、遺体を特定の場所（寺院などの施設または敷地に仮設）に集め、火葬の処置をするまで一時保存する。

なお、健康福祉班は、早期の身元確認、遺族への遺体引き渡し及び遺体の取り扱いに伴う感染症等の事故を防止するために必要な資機材等について配備に努める。

■遺体の取り扱い等に必要な資機材

- ゴム手袋、白手袋、マスク、作業着、長靴等の感染症防止用資機材
- ピンセット、注射器、注射筒、血液等採取容器等の遺体見分用資機材

第3 納棺用品等の確保と遺体の収容、安置

1. 納棺用品等の確保

健康福祉班は、葬儀業者に対し、納棺用品、ドライアイス等の供給及び遺体の納棺を要請する。

2. 身元の確認

健康福祉班は、行方不明者名簿の確認とともに、警察署と協力して身元不明者の特徴等をまとめ、問い合わせ等に対応する。

遺族等の引取人があるときは、遺体を引き渡す。

3. 遺体の収容、安置

健康福祉班は、処理を終えた遺体について、身元識別のため相当時間を必要とし、または死亡者が多数のため短時日に埋葬できない場合においては、遺体安置所へ搬送し、一時安置する。

■遺体安置所の場所

公共施設の施設管理者又は寺院等と協議の上、適切な施設を確保する。

第4 遺体の埋火葬

1. 埋火葬許可書

住民生活班は、被災者相談窓口等で遺体の埋火葬許可書を発行する。

■火葬場の所在地

| 名称 | 所在地 | 処理能力 | 電話番号 |
|---------|----------------|-------|---------|
| 築上東部火葬場 | 上毛町大字宇野 1236-5 | 1日12体 | 72-2095 |

2. 埋火葬の実施

健康福祉班は、遺族等が遺体の埋葬を行うことが困難なとき、または遺族がいないときは、葬儀社の協力を得て、次のように遺体の埋火葬を行う。

■埋火葬方法

- 遺体は火葬場で火葬するが、多数で火葬できないときは、近隣の斎場等に協力を要請する。
- 火葬した遺骨は、一時寺院等に安置し、埋葬台帳を作成する。
- 引取人のない遺骨は、当分の間、遺留品とともに保管し、後に本部長が指定する墓地に仮埋葬する。
- 外国人等の埋葬者の際は、風俗、習慣、宗教等に配慮する。

なお、健康福祉班は、火葬を実施し、または火葬等に要する現品若しくは経費の支出の際は、次の書類・帳簿等を整備、保存する。

- 救助実施記録日計票
- 火葬費支出関係証拠書類

また、災害救助法による遺体の埋火葬等は、以下のとおりである。

■災害救助法に基づく遺体の埋火葬等

| | |
|---------------|---|
| <p>対 象</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時の混乱の際に死亡した者 ○ 災害のため遺族が埋葬等を行うことが困難なとき |
| <p>埋火葬の方法</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 棺または骨つぼ等、埋葬に必要な物資の支給及び火葬または納骨等について現物給付をもって実施する。 |
| <p>期 間</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害発生の日から10日以内。ただし、特別の事情がある場合は、厚生労働大臣の承認を得て延長することができる。(特別基準) |
| <p>費用の限度</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 福岡県災害救助法施行細則で定める額 |

第15節 文教対策

| 項 目 | 初動 | 応急 | 復旧 | 担 当 |
|--------------------|----|----|----|-------------|
| 第1 児童、生徒の安全確保、安否確認 | | | | 教育文化班 |
| 第2 応急教育 | | | | 教育文化班 |
| 第3 保育園児の安全確保、安否確認 | | | | 教育文化班 |
| 第4 応急保育 | | | | 教育文化班 |
| 第5 文化財の保護 | | | | 教育文化班、施設管理者 |

第1 児童、生徒の安全確保、安否確認

1. 安全の確保

(1) 在校時の対応

学校長は、地震が発生した場合は、直ちに児童、生徒の安全確認を行うとともに、被災状況の確認を行い、その状況について、町教育委員会に報告する。

また、学校長は、以下の対応を行う。

■災害発生後の対応

- 地震や津波により、学校に危険があるときは、教職員は児童、生徒を安全な場所に避難誘導する。
- また、必要に応じ、教育文化班を通じて、総務統括班に消防団等の出動を要請する。
- 救急・救護が必要な児童、生徒が発生した場合は、速やかに消防本部に通報するとともに、医療機関への搬送を行う。

(2) 下校時の危険防止

学校長は、学校周辺の被害状況から、児童、生徒を帰宅させた方が安全であると認められるときは、教職員の誘導により下校させる。

また、下校途中における危険を防止するため、児童、生徒に必要な注意事項を伝える。

(3) 保護者への引渡し、保護

学校長は、児童、生徒を帰宅、下校させることが危険なときは、学校で保護者に引き渡す。

また、保護者が被災するなどにより迎えができないときは、学校で保護する。

(4) 在宅時の対応

学校長は、夜間や休日等に地震が発生し、被害状況等から判断して必要と認められるときは、休校とするなどの措置を講じる。

また、学校長は、参集した教職員により、児童、生徒の安全確認を行うとともに、それぞれの被災状況を把握する。

2. 安否の確認

教育文化班は、地震が発生したときは、学校長を通じて児童、生徒、教職員の安否の確認を行う。

また、児童、生徒が町外へ疎開したときは、保護者からの届け出、教職員による訪問等により連絡先名簿を作成する。

これにより疎開先に対する照会や児童、生徒への連絡を行う。

なお、災害により教職員に被害が発生した場合、町教育委員会は速やかに京築教育事務所を経由して、県教育委員会に報告する。

第2 応急教育

1 施設、職員等の確保

(1) 場所の確保

学校長は、施設の被害を調査し、教育文化班と連携し、応急教育の場所を確保する。

■ 応急教育の予定場所

| 災害の程度 | 応急教育の予定場所等 |
|-----------------------|---|
| 施設の一部が被害を受けたとき | ○ 被害を免れた施設（特別教室等） ○ 二部授業の実施 |
| 施設の全部が被害を受けたとき | ○ 公民館等の公共施設や近隣の学校 |
| 特定の地域について、大きな被害を受けたとき | ○ 被災地外の最寄りの学校、公共施設（分散授業） ○ 応急仮設校舎の設置 |

(注) 二部授業：午前と午後に分けて授業を行うこと。この場合、学校教育法施行令第25条の規定により、町教育委員会を経由して県教育委員会に届け出る。

分散授業：不足する教室を、地域の公共施設等を利用し、臨時教室として授業を行うこと。

(2) 応急教育の準備

学校長は、臨時の学級編成を行うなど授業再開に努め、速やかに児童、生徒及び保護者に周知する。

(3) 教職員の応援

教育文化班は、教職員の不足により応急教育の実施に支障があるときは、県教育委員会等と連携し、教職員の応援等必要な措置を講ずる。

2. 応急教育の内容

応急教育における教育、指導の内容は、おおむね次のとおりとする。

また、必要に応じて、スクールカウンセラー等を学校に派遣し、被災した児童、生徒等へのメンタルケアを行う。

■ 応急教育の内容

| | |
|-------------|---|
| 学習に関する教育内容 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 教具、資料を必要とするものは、なるべく避ける。 ○ 健康指導、生活指導、安全教育に直接、間接に関係する科目、例えば体育や理科の衛生等を主として指導する。 |
| 健康・衛生に関する指導 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 飲み水、食物、手洗等の飲食関係の衛生指導 ○ 衣類、寝具の衛生指導 ○ 住居、便所等の衛生指導 ○ 入浴等身体の衛生指導 |
| 生活指導 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 児童、生徒相互の助け合いや協力の精神を育て、災害時の集団生活を指導する。 ○ 児童、生徒のそれぞれの発達段階に応じて、事態の認識と復興の意欲を持たせる。 ○ 専門家と連携し、児童、生徒の心のケア対策を行う。 |

3. 学用品の調達及び給与

教育文化班は、災害救助法の適用により、以下のとおり学用品等の給与を行う。

■ 学用品の調達・給与

| | |
|-------|---|
| 給与の対象 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害により住家に被害を受け、学用品を失い、またはき損し、就学上支障ある児童、生徒に対し、被害の実情に応じて教科書（教材も含む）、文房具及び通学用品を支給する。 |
| 給与の期間 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 支給期間は、災害発生の日から教科書は1か月以内、文房具及び通学用品は15日以内である。 |
| 調達の仕方 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 教育文化班は、県教育委員会の協力を得て調達する。 |
| 費用の限度 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 被害の実情に応じて、災害救助法の定める範囲内で現物給付を行う。 |

4. 学校給食の措置

教育文化班は、給食施設・設備、物資等に被害があったときは、給食実施の可否について決定する。

■学校給食の留意事項

- 被害があってもできうる限り継続実施するように努める。
- 給食施設等が被害のため実施困難な場合は、応急措置を施し、速やかに実施できるよう努める。
- 避難所として使用されている学校については、学校給食と被災者への炊き出しとの調整に留意する。
- 感染症・食中毒の発生のおそれがあるため、衛生管理については特に留意する。

第3 保育園児の安全確保、安否確認

1. 安全の確保

(1) 在園時の対応

保育園長は、地震発生後、直ちに園児の安全確認を行うとともに、被災状況の確認を行い、その状況について、教育文化班に報告する。

また、保育園長は、以下の対応を行う。

■地震発生後の対応

- 地震や津波により、保育園に危険があるときは、職員は消防団等と連携のうえ、園児を安全な場所に避難誘導する。
- 救急・救護が必要な園児が発生した場合は、速やかに消防本部に通報するとともに、医療機関への搬送を行う。

(2) 帰宅時の危険防止

保育園長は、保育園周辺の被害状況から、園児を帰宅させた方が安全であると認められるときは、職員の誘導により帰宅させる。

(3) 保護者への引渡し、保護

保育園長は、園児を帰宅させることが危険なときは、保育園で保護者に引き渡す。また、保護者が被災するなどにより迎えができないときは、保育園で保護する。

(4) 在宅時の対応

保育園長は、夜間や休日等に地震が発生し、被害状況等から判断して必要と認められるときは、休園とするなどの措置を講じる。

また、保育園長は、参集した職員により、園児の安全確認を行うとともに、それぞれの被災状況を把握する。

2. 安否の確認

教育文化班は、災害が発生したときは、保育園長を通じて園児・職員の安否確認を行うとともに、保護者の安否情報の把握に努める。

第4 応急保育

教育文化班は、保育園長を通じて保育施設の被害状況を把握し、復旧に努める。
既存施設で保育ができないときは、臨時的な場所を確保する。

災害により緊急に保育が必要なときは、保育措置の手続きを省き、一時的保育に努める。

第5 文化財の保護

文化財所有者（防火管理者を置くところは防火管理者）は、災害により文化財に被害が発生したとき、その状況を教育文化班に通報する。

町が所有・管理者する文化財については、教育文化班がその被害状況を調査し、町域の文化財の被害状況をまとめて県教育委員会に報告する。

第16節 公共施設等の応急対策

| 項目 | 初動 | 応急 | 復旧 | 担当 |
|--------------|----|----|----|-------------|
| 第1 上水道施設 | | | | 住民生活班 |
| 第2 下水道施設 | | | | 住民生活班 |
| 第3 電気施設 | | | | 事業者 |
| 第4 ガス施設 | | | | 事業者 |
| 第5 通信施設 | | | | 事業者 |
| 第6 道路施設 | | | | 産業建設班、関係機関 |
| 第7 河川 | | | | 産業建設班、関係機関 |
| 第8 ため池 | | | | 産業建設班、関係機関 |
| 第9 漁港・海岸 | | | | 産業建設班、関係機関 |
| 第10 鉄道施設 | | | | 事業者 |
| 第11 その他の公共施設 | | | | 産業建設班、施設管理者 |

第1 上水道施設

住民生活班は、所管する水道施設等が被災し、機能停止したときは、速やかに応急復旧対策を行い、給水、配水機能の維持を行う。

1. 応急対策

配水設備、配水管等の被害状況を調査し、次のような応急対策を行う。

■ 応急対策

- 浄水施設は、災害時に薬品類の不足により原水の処理能力の低下が起きないように原水処理薬品類の備蓄を行う。
- 漏水を確認したときは、バルブ操作により飲料水を確保する。
- 配水管の破損に対し、区間断水を行う。
- 配水管などの被害のない地区に対し、必要最小限に給水を制限する。
- 原水から給水栓に至るまでの水質監視を強化する。

2. 復旧対策

住民に対し、破損箇所、注意事項、復旧作業の状況を広報する。

必要に応じて民間工事業者、他市町村の水道事業者等の協力を得て、復旧対策を行う。

■復旧対策

- 施設復旧は、配水施設、給水装置の順で行う。
- 管は、送水管、配水管の順で行い、破裂折損を優先する。
- 配水管路は、水源地から給水拠点までの配水管、病院、学校等を優先する。
- 給水装置は、配水管の通水機能に支障を及ぼすもの、主要道路で発生した路上漏水、建築物その他の施設に大きな被害を及ぼすおそれのあるものを優先する。

第2 下水道施設

住民生活班は、下水道施設等が被災し機能停止したときは、速やかに応急復旧対策を行う。

1. 応急対策

汚水管渠、汚水処理施設の被害状況を調査し、応急対策を行う。

■応急対策

- 管渠は、汚水、雨水の疎通に支障のないよう迅速に応急措置を講じるとともに、本復旧の方針を立てる。
- ポンプ場、処理場等が停電したときは、直ちに非常用発電装置に切り替える。
- 汚水処理施設が破損し、漏水が生じたときは、土のう等による漏水の阻止を図り、破損箇所の応急修理を行う。
- 多量の塵芥等による管渠の閉塞または流下が阻害されないよう、マンホール等に流入防止等の応急措置を行う。

2. 復旧対策

住民に対し、破損箇所、注意事項、復旧作業の状況及び排水禁止区域等を広報する。
必要に応じて、民間工事業者、他市町村の下水道事業者の協力を得て、復旧対策を行う。

第3 電気施設

九州電力株式会社は、災害により電気の供給が停止し、または停止するおそれがあるときは、防災業務計画に基づき、応急復旧対策を行う。

1. 応急対策

社内に災害対策の組織を設置し、被害状況を調査し、応急対策活動にあたる。

2. 復旧対策

住民に対し、電線等による感電防止、被害状況、復旧の見通しを広報するとともに、復旧計画を策定し、復旧にあたる。

■復旧計画

- 復旧応援班の必要の有無、復旧作業班の配置状況
- 復旧資機材の調達
- 復旧内容（水力・火力発電所、送電設備、変電設備、配電設備、通信設備）
- 復旧作業の日程、完了見込
- 宿泊施設、食糧、衛生対策の手配等

第4 ガス施設

福岡県LPガス協会は、災害が発生した場合、直ちに応急対策を行う。

1. 緊急対策

LPガス協会は被害状況を調査し、緊急対策活動にあたる。

■緊急対策

- 情報の収集伝達
- テレビ、ラジオ放送局に対して緊急放送依頼
- ガスの漏えい等による二次災害の防止措置の実施

2. 復旧対策

復旧計画を策定し、病院、学校、公共施設、ゴミ焼却場等の社会的緊急度が高い施設から優先的な復旧にあたる。

■復旧対策

- 復旧計画の策定
- 復旧要員の確保
- 代替熱源等の提供
- 災害広報
- 救援要請

第5 通信施設

西日本電信電話株式会社、NTTコミュニケーションズ株式会社、NTTドコモ株式会社、KDDI株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社は、災害が発生し、また

は災害が発生するおそれがあるときは、防災業務計画により、応急復旧対策を行う。

1. 応急対策

社内に災害対策の組織を設置し、被害状況を調査し、応急対策活動にあたる。

■ 応急対策

- 設備、資機材の発動準備、点検
- 通信ふくそうの緩和、重要通信の確保
- 非常用可搬型交換装置の設置
- 特設用公衆電話の設置（避難場所への設置を含む）、携帯電話の貸出し
- 応急回線の作成
- 通信の利用制限
- 非常通話、緊急通話の優先
- 災害用伝言ダイヤル「171」、災害用ブロードバンド伝言板「web171」の提供

2. 復旧対策

復旧計画を策定し、次にあげる優先回線の復旧にあたる。

■ 優先回線

- 災害救助、秩序の維持等の緊急社会活動のため必要と認められる最小限の回線
- 災害救助、秩序の維持、交通、通信、電力の供給確保、災害情報の収集等社会活動のため必要と認められる回線
- 公衆電話及び平常の通信サービスを維持するのに必要と認められる回線

第6 道路施設

道路管理者は、災害が発生したときは、各所管の道路、橋りょうについて被害状況を調査し、応急復旧対策を行う。

町が管理する道路は、産業建設班が次の通り応急復旧対策を行う。

1. 応急対策

災害が発生したときは、道路の被害状況、道路上の障害物の状況を調査し、その状況を本部長に報告する。

通行が危険な路線・区間は、警察署に通報し、交通規制等の措置を要請する。

また、町道以外の道路が被災し通行に支障をきたすときは、道路管理者に通報・通知し、応急復旧の実施を要請する。

2. 復旧対策

町道が被災したときは、産業建設班が建設事業者団体等の協力により応急復旧を行うが、短期間で道路復旧が困難なときは、関係機関と協議し、仮設道路を設置する。

また、町単独で困難なときは、県、自衛隊等に対し応援を要請する。

第7 河川

河川管理者は、河川施設の緊急点検を実施し、被害状況と危険箇所を把握し、その情報を町長に報告するとともに、河川を閉塞しているがれきの撤去や堤防損壊箇所の応急修理を早期に実施する。

町管理外の河川が被災し支障をきたすときは、河川管理者に通知し、応急修理の実施を要請する。

第8 ため池

ため池管理者は、緊急パトロールを実施し、危険箇所を把握し、危険箇所については貯水位の低減や堤体の補強等を行うとともに、危険箇所の地域住民への周知と警戒避難体制の強化を行う。

また、ため池施設の被害の発生は、下流域に大きな二次災害を発生させるおそれがあるため、速やかに応急対策を行う。

■ため池施設の応急対応

- 被害が生じた場合は、速やかに県、関係機関へ通報する。
- 人命を守るため、ため池下流の地域住民を安全な場所へ避難させる。
- 被害を拡大させないよう早急に応急工事を実施する。

第9 漁港・海岸

施設の管理者は、緊急点検を実施し、被害状況と危険箇所を把握するとともに、必要に応じて応急復旧工事等を実施する。

また、決壊した箇所等について、仮締切、決壊防止工事を行う。

第10 鉄道施設

鉄道事業者（九州旅客鉄道株式会社）は、災害が発生または発生のおそれがあり、列車運転に直接支障を生ずる事態が発生した場合、「運転事故並びに災害応急処理標準」等に基づき、応急復旧対策を行う。

■鉄軌道施設の応急措置

- 災害により列車運転に直接支障を生ずる事態が発生した場合は、列車の避難並びに停止を行う。
- 鉄軌道新設改良工事現場においては、使用資機材の倒壊、盛土または掘削現場の崩壊等の防止を重点に適切な措置をとる。
- 線路、橋梁等関係施設に被害を生じた場合、緊急度により仮線路、仮橋の架設等の応急工事により、交通を確保する。

1. 駅舎及び駅構内等

駅区長は、災害の状況及び駅区周辺の被害状況を正確かつ迅速に把握し、所属社員を指導して放送案内、避難誘導、出火防止、初期消火及び防御体制の確立、営業の中止、情報の収集、救護等随時的確な措置をとる。

2. 客車運行中

旅客走行中に災害が発生した場合は、関係乗務員は、冷静に状況を判断し、旅客への災害概況の周知及び乗車中の社員への協力要請、付近住民への救急手配の依頼を行うとともに、避難誘導、災害情報の伝達等の措置をとる。

3. 貨車運行

危険品積タンク車に事故が発生し、貨物の漏えいその他により火災、爆発、中毒、またはそのおそれのあるときは、関係業務機関及び協力化学企業等に連絡するとともに、消防機関及び警察機関に速やかに事故の状況を通報し、必要によりその出動を要請する。

また、引火性液体等が流出したときは、出火防止の処置をとり、タンク貨車を安全な場所に隔離する。

なお、可燃性ガス、有毒ガス等が噴出して周辺及び風下等に危険性のおそれのあるときは、直ちに危険範囲にある関係者及び住民の避難措置をとり、緊急措置要員のほかは、すべて事故現場の立ち入りを禁止する。

第11 その他の公共施設

庁舎、公民館等の公共施設、社会福祉施設等の管理者は、災害が発生したときは、被害状況を調査し、利用者等の安全確保と施設機能の保全、回復のため、応急対策を行う。

■利用者等の安全確保

- 施設利用者、入所者の避難誘導、人命救助を最優先とする。
- 館内放送、職員の案内等により、混乱を防止する。
- 応急措置の状況を災害対策本部へ報告する。

■施設機能の保全、回復

- 施設の被害調査を速やかに行う。
- 危険箇所に対し、立ち入り禁止等の危険防止措置を行う。
- 機能確保のため必要限度内の復旧措置を行う。
- 電気、電話、ガス、水道等の補修が困難なときは、関係機関に応援を要請する。

第17節 農林水産の応急対策

| 項目 | 初動 | 応急 | 復旧 | 担当 |
|-------------|----|----|----|-------------|
| 第1 農業の応急対策 | | | | 産業建設班、施設管理者 |
| 第2 水産業の応急対策 | | | | 産業建設班、施設管理者 |

第1 農業の応急対策

1. 農業用施設応急対策

産業建設班は、かんがい用排水施設の被害状況を速やかに把握し、被害の程度に応じて施設の管理者に対し、必要な指示を行って処置させるとともに、事後の本復旧が速やかに進行するよう協力する。

また、津波等で広範囲にわたる湛水の危険がある場合は、関係機関と即時連絡を取り、区域全体を総合調整のうえ施設の応急対策を行う。

■農業用施設の応急対策

- 浸水時の用水路やポンプ等による排水
- 破損箇所の応急復旧
- 流入した土砂等の除去

2. 種苗の確保

産業建設班は、災害により農作物の播き替え及び植え替えを必要とする場合は、農業協同組合に必要種苗の確保を要請するとともに、その旨を県に報告する。

3. 野菜の対策

産業建設班は、津波等による野菜の被災を低減させるため、以下のような対策について協力・支援を行う。

■野菜の対策

- 株元が露出した場合は、早急に土寄せ等を行う。
- 草勢が弱っている場合は、窒素質肥料の追肥を行う。
- 茎葉に付着した土砂を洗浄し、病虫害防除のため薬剤を散布する。
- 被害の程度によっては代作を実施する。

5. 果樹の対策

産業建設班は、津波等による果樹の被災を低減させるため、以下のような対策について協力・支援を行う。

■果樹の対策

- 樹が倒伏した場合は早急に起し、裂枝は状況により切り取るか、復元固定する。
- 潮害が懸念される場合には、十分散水して塩分を洗い落とす。
- 土砂等で埋没したものは除去し、根腐れ、樹勢の衰弱等を防ぐ。
- 冠水した場合は、早急に排水に努めるとともに病害防除を徹底する。

第2 水産業の応急対策

産業建設班は、漁業協同組合等と連携して、災害により漁港の各種施設に被害を受けたときは、速やかにその被害状況を把握し、機能を維持するための応急措置を講じる。

また、地震・津波により、中間育成及び養殖用種苗に被害が出た場合は、県、関係機関に連絡し、補充斡旋の措置を受ける。

第18節 災害警備

| 項 目 | 初動 | 応急 | 復旧 | 担 当 |
|-------------|----|----|----|----------------|
| 第1 防犯活動への協力 | | | | 消防団、総務統括班、関係各班 |

第1 防犯活動への協力

地震・津波災害への対応のほか、災害に乗じた犯罪への対応として、町は、警察、消防本部、消防団、防犯組織等と協力して、安全で安心して暮らせる住まいとまちをつくる観点から、防犯や交通安全、放火防止に取り組む。

1. 巡回パトロール

防犯組織は、警察と連携し、放火・窃盗その他の犯罪防止のため巡回パトロールを行う。

2. 防犯活動への協力要請等

総務統括班は、豊築防犯協会に対し、避難所及び被災地における防犯活動への協力を要請する。

関係各班は、その所管する施設や業務に基づき、必要な警備・防犯活動に協力する。

